

第百二十六回国会
衆議院

農林水産委員会會議録 第十号

平成五年四月十四日(水曜日)

午前十時九分開議

出席委員

委員長 平沼 赳夫君

理事 金子徳之介君

理事 御法川英文君

理事 柳沢 伯夫君

理事 前島 秀行君

理事 岩村卯一郎君

理事 内海 英男君

理事 大原 一三君

理事 久間 章生君

理事 鈴木 俊一君

理事 谷 洋一君

理事 鳩山由紀夫君

理事 星野 行男君

理事 宮里 松正君

理事 石橋 大吉君

理事 志賀 一夫君

理事 辻 一彦君

理事 鉢呂 吉雄君

理事 山口 鶴男君

理事 藤田 スミ君

出席國務大臣

農林水産大臣 田名部匡省君

出席府委員

外務省経済局次長 林 暘君

農林水産大臣官房長 上野 博史君

農林水産省経済局長 眞鍋 武紀君

農林水産省農芸局長 高橋 政行君

農林水産省農畜水産庁長官 川合 淳二君

委員外の出席者

農林水産委員会事務局次長 高橋 政行君

農林水産委員会事務局次長 川合 淳二君

第一類第八号

農林水産委員会會議録第十号 平成五年四月十四日

議員 辻 一彦君

局長 美山 清君

大蔵大臣官房調査企画課長 堀田 隆夫君

農林水産委員会調査室長 黒木 敏郎君

委員の異動

四月十四日

補欠選任

高村 正彦君

大島 理森君

村岡 兼造君

鈴木 宗男君

同日

補欠選任

大島 理森君

高村 正彦君

村岡 兼造君

鈴木 宗男君

同日

補欠選任

大島 理森君

高村 正彦君

村岡 兼造君

鈴木 宗男君

同日

補欠選任

大島 理森君

高村 正彦君

村岡 兼造君

鈴木 宗男君

同日

補欠選任

大島 理森君

高村 正彦君

村岡 兼造君

鈴木 宗男君

同日

補欠選任

大島 理森君

高村 正彦君

内閣提出、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。野坂浩賢君。

○野坂委員 早速、大臣にお尋ねをいたします。

現在の農業事情を見聞いたしますと、今や農政の課題は、担い手の不足問題、農村に嫁がないというふうな問題、農業では生活がでない、したがって農業には魅力がない、こういうふうな言われて、ますます過疎の度を加えつつある農村の現状、こういうふうな私は認識をしておるものであります。大臣は現在の農業事情をどのように御認識でございましょうか、まず冒頭に伺っておきたいと思ひます。

○田名部國務大臣 おっしゃるとおりでありまして、就農者が減少をする、嫁が来ない、農業では生活できない、いろいろあると思うのです。

ただ、全般的に見てみまして、昔は、戦前も戦後のあたりも含めて、日本の農業は一体どうだったろう。当時も惨たんたるものだったのですね、むしろ共済制度もない、何にもないという中で、私も農家の育ちでありますからよく見ておつて感じますのは、生活レベル全体は本当によくなつていくのです。私の青森の方でさえもあんなによくなつていくということからすれば、その中には畜産でありますとか施設園芸の分野、あるいは都市が相当大きくなりまして、そこで収入を上げる道というのが開けてきたことは、私は結構だと思つています。

ただ問題は、米、麦、大豆、いわゆる土地利用型の農業、この分野では生産性の向上が立ちおくれが、今お話しのように、担い手も少ない、あるいは耕作放棄地等が増加をしているということは、そのとおりでありまして、これは何といたしても食

生活の変化に伴う米の消費が減退した、あるいは一方で飼料穀物や油糧原料などの農産物の輸入がどんどんふえた、これは食生活の変化だったと思うのです。一方では所得が上がる、そういうことで輸入が多くなつておるといふことも一つござ

います。

あるいは、都市化の進展というに伴つて農地がどんどん他の分野に利用されていったということと、それに伴つて農地が非常に高くなった。ですから、坪何百万もするところ、農地外部の環境の変化ということもあつて、そういう影響を受けてきたということは私はあると思ひます。

しかし、これをこのままにしておくわけにいきませんから、再三申し上げておりますように、他産業並みの収入を得られるようにしたい、新政策の方向に沿つて意欲的な経営体が生産の大宗を担う力強い農業構造、その確立や農村地域の活性化に努めていかなければならぬというふうに考えております。

○野坂委員 私はできるだけ簡潔に質問いたしますので、要点のみ御答弁をいただければありがたいと思つております。

今お話しになりましたように、明治から百年でありますから、それは戦前戦後と今の農業の現状とは違ひます。馬車や大車やリヤカーとは違つて、今は自動車で行きますから、それは当然時代の進展とともに、しかも世思最大の経済大国でありますから、もうであります。大筋農林大臣は私の意見と同調されました。こういう状況だから新しい農業政策をつくつていかなければならない、そう私は心に決めておるのだ、こういうお話でありますから、したがって、現状の認識としては、農業は厳しい状況であるといふことは、大臣も我々も変りない、こういうふう理解いたします。

生活の変化に伴う米の消費が減退した、あるいは一方で飼料穀物や油糧原料などの農産物の輸入がどんどんふえた、これは食生活の変化だったと思うのです。一方では所得が上がる、そういうことで輸入が多くなつておるといふことも一つござ

います。

あるいは、都市化の進展というに伴つて農地がどんどん他の分野に利用されていったということと、それに伴つて農地が非常に高くなった。ですから、坪何百万もするところ、農地外部の環境の変化ということもあつて、そういう影響を受けてきたということは私はあると思ひます。

しかし、これをこのままにしておくわけにいきませんから、再三申し上げておりますように、他産業並みの収入を得られるようにしたい、新政策の方向に沿つて意欲的な経営体が生産の大宗を担う力強い農業構造、その確立や農村地域の活性化に努めていかなければならぬというふうに考えております。

○野坂委員 私はできるだけ簡潔に質問いたしますので、要点のみ御答弁をいただければありがたいと思つております。

今お話しになりましたように、明治から百年でありますから、それは戦前戦後と今の農業の現状とは違ひます。馬車や大車やリヤカーとは違つて、今は自動車で行きますから、それは当然時代の進展とともに、しかも世思最大の経済大国でありますから、もうであります。大筋農林大臣は私の意見と同調されました。こういう状況だから新しい農業政策をつくつていかなければならない、そう私は心に決めておるのだ、こういうお話でありますから、したがって、現状の認識としては、農業は厳しい状況であるといふことは、大臣も我々も変りない、こういうふう理解いたします。

生活の変化に伴う米の消費が減退した、あるいは一方で飼料穀物や油糧原料などの農産物の輸入がどんどんふえた、これは食生活の変化だったと思うのです。一方では所得が上がる、そういうことで輸入が多くなつておるといふことも一つござ

います。

あるいは、都市化の進展というに伴つて農地がどんどん他の分野に利用されていったということと、それに伴つて農地が非常に高くなった。ですから、坪何百万もするところ、農地外部の環境の変化ということもあつて、そういう影響を受けてきたということは私はあると思ひます。

しかし、これをこのままにしておくわけにいきませんから、再三申し上げておりますように、他産業並みの収入を得られるようにしたい、新政策の方向に沿つて意欲的な経営体が生産の大宗を担う力強い農業構造、その確立や農村地域の活性化に努めていかなければならぬというふうに考えております。

○野坂委員 私はできるだけ簡潔に質問いたしますので、要点のみ御答弁をいただければありがたいと思つております。

今お話しになりましたように、明治から百年でありますから、それは戦前戦後と今の農業の現状とは違ひます。馬車や大車やリヤカーとは違つて、今は自動車で行きますから、それは当然時代の進展とともに、しかも世思最大の経済大国でありますから、もうであります。大筋農林大臣は私の意見と同調されました。こういう状況だから新しい農業政策をつくつていかなければならない、そう私は心に決めておるのだ、こういうお話でありますから、したがって、現状の認識としては、農業は厳しい状況であるといふことは、大臣も我々も変りない、こういうふう理解いたします。

生活の変化に伴う米の消費が減退した、あるいは一方で飼料穀物や油糧原料などの農産物の輸入がどんどんふえた、これは食生活の変化だったと思うのです。一方では所得が上がる、そういうことで輸入が多くなつておるといふことも一つござ

います。

あるいは、都市化の進展というに伴つて農地がどんどん他の分野に利用されていったということと、それに伴つて農地が非常に高くなった。ですから、坪何百万もするところ、農地外部の環境の変化ということもあつて、そういう影響を受けてきたということは私はあると思ひます。

しかし、これをこのままにしておくわけにいきませんから、再三申し上げておりますように、他産業並みの収入を得られるようにしたい、新政策の方向に沿つて意欲的な経営体が生産の大宗を担う力強い農業構造、その確立や農村地域の活性化に努めていかなければならぬというふうに考えております。

○野坂委員 私はできるだけ簡潔に質問いたしますので、要点のみ御答弁をいただければありがたいと思つております。

今お話しになりましたように、明治から百年でありますから、それは戦前戦後と今の農業の現状とは違ひます。馬車や大車やリヤカーとは違つて、今は自動車で行きますから、それは当然時代の進展とともに、しかも世思最大の経済大国でありますから、もうであります。大筋農林大臣は私の意見と同調されました。こういう状況だから新しい農業政策をつくつていかなければならない、そう私は心に決めておるのだ、こういうお話でありますから、したがって、現状の認識としては、農業は厳しい状況であるといふことは、大臣も我々も変りない、こういうふう理解いたします。

生活の変化に伴う米の消費が減退した、あるいは一方で飼料穀物や油糧原料などの農産物の輸入がどんどんふえた、これは食生活の変化だったと思うのです。一方では所得が上がる、そういうことで輸入が多くなつておるといふことも一つござ

います。

あるいは、都市化の進展というに伴つて農地がどんどん他の分野に利用されていったということと、それに伴つて農地が非常に高くなった。ですから、坪何百万もするところ、農地外部の環境の変化ということもあつて、そういう影響を受けてきたということは私はあると思ひます。

しかし、これをこのままにしておくわけにいきませんから、再三申し上げておりますように、他産業並みの収入を得られるようにしたい、新政策の方向に沿つて意欲的な経営体が生産の大宗を担う力強い農業構造、その確立や農村地域の活性化に努めていかなければならぬというふうに考えております。

○野坂委員 私はできるだけ簡潔に質問いたしますので、要点のみ御答弁をいただければありがたいと思つております。

今お話しになりましたように、明治から百年でありますから、それは戦前戦後と今の農業の現状とは違ひます。馬車や大車やリヤカーとは違つて、今は自動車で行きますから、それは当然時代の進展とともに、しかも世思最大の経済大国でありますから、もうであります。大筋農林大臣は私の意見と同調されました。こういう状況だから新しい農業政策をつくつていかなければならない、そう私は心に決めておるのだ、こういうお話でありますから、したがって、現状の認識としては、農業は厳しい状況であるといふことは、大臣も我々も変りない、こういうふう理解いたします。

生活の変化に伴う米の消費が減退した、あるいは一方で飼料穀物や油糧原料などの農産物の輸入がどんどんふえた、これは食生活の変化だったと思うのです。一方では所得が上がる、そういうことで輸入が多くなつておるといふことも一つござ

います。

そこで、この間テレビにも新聞にも出ましたように、大蔵省は、バブルの発生というのは経済政策の失敗であつたと、初めて大蔵省サイドから理由を挙げて説明をされております。そして、今後の課題を明らかにされておられるわけですが、経済政策の失敗を認めますか、認めませんか。

○堀田説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生が御指摘になりましたのは、大蔵省の財政金融研究所が館電一郎先生を座長とする経済学者の研究会をつくりまして、そこでのいわゆるバブルの発生原因なりその崩壊の影響につきまして御研究いただいて、そのレポートをまとめていただきました。その件につきまして先生はお触れになったわけでありまして、このレポートの内容につきましてはマスコミにいろいろな形で報道されておりますけれども、必ずしもバブルの発生なり崩壊が経済政策の失敗によつて起きているというふうには御指摘されておられるのではないというふうには私も受けとめております。

ちよつと二、三申し上げますと、一つは、バブル発生の原因といたしまして、八五年のプラザ合意以降の低金利政策、その金融緩和が長期にわたつたということが挙げられておりますが、あわせて金融機関あるいは法人、個人の金融活動が非常に盛んになった、必要以上に活発になったということが挙げられておりますし、あるいは日本経済の先行きに対する強気な期待が高まつたというところも挙げられております。そうした結果、その資金が株式なり土地の市場に流れ込んで資産価格の上昇が起きたとされております。

あるいはもう一点申し上げますと、財政政策につきまして、八〇年代に入りましてマイナスイーリング等を実施いたしまして財政改革を推進してまいりましたけれども、そのことが金融政策に負担をかける、ポリシーミックス上、財政政策が余り動けないので金融政策に過剰な負担をかけたという、一つの制約要因になったという指摘がされておりますけれども、あわせて、現下の財政体質の改善のためにはやむを得ない措置だったと

も指摘されております。

ほかにもいろいろございますけれども、いろいろな論点が指摘されておまして、私もそれなりにそれぞれにつきましても意見がございますけれども、研究会で精力的におまとめいただいた御結論でございますので、大蔵省としてはよく勉強させていたしまして、今後の大蔵省の行政に参考にさせていただきますと思つておるところでございます。

○野坂委員 バブル経済の発生及び崩壊について大蔵省が委託をして、経済企画庁も同じようなことを述べておられるですね。どうも不景気になつてきた、これは財政政策とか時期の問題とかいろいろなことが書いてあつて、政府サイドが初めてこういうふうな認識なんだと、断定しております。あなたの方は、いや、指摘はされたけれども断定はしておらぬというような話ですけれども、私たちは、一般の国民は、財政政策を誤つたと、したがって、不景気になつておるから今は経済を、不景気を好況に直していかなきゃならぬ、こういうのが現下の情勢ですね。そういうふうな認識していいですか。

○堀田説明員 先生御指摘のとおりでございます。現下の経済局面は調整過程にありまして、低迷しておりますので、この景気の足取りを確かなものとするためにいろいろな策を講じていかなきゃいかぬということでございます。昨日、経済対策閣僚会議で新しい総合経済対策を決めさせていたいただきましたけれども、こういうことを通じて、経済の先行きに対する不安感を払拭していくことが必要であると政府として考えたということとでございます。

ただ、この報告書に関連してもう一点申し上げますと、報告書で一番強調されておりますのは、バブルを二度と起こしてはいけないということが指摘されておまして、二度にわたつて書いてございまして、今後の経済政策の運営につきましましては一番大事なのはその点であつて、そこによく注意をしながら、機動的、弾力的に運営して

いかなきゃいかぬと思つておるところでございます。

○野坂委員 冒頭に言つたように、私は簡単に言いますから、言いわけがましいことは言わないで、イエスカノーカ、そうですねというふうに答えてもらいたいと思ひます。

やはり経済政策は失敗だったんです。それはもう平沼委員長以下、皆さん認めておられる。だから十三兆二千億円の浮かび上がつてきたんだ、これで景気を上げよう。きのうの経済閣僚会議でも、農林大臣は身を乗り出して話を聞いておつた。言いたいことは山ほどあるという顔をしておつた。そこで、これからいよいよ本論に入るわけですが、この十三兆二千億円で農業予算というのが目に見えてこない。私は極めて残念だ。あなたほどの力のある人が黙つて引き下がるようなことはしない。私はあえて激励をしておきますから、絶対にとつてもらわないで。

そこで、今度の法案で、真鍋経済局長に聞きまされども、一つの枠の中で、例えば果樹は三割の足切りを二割にしました。量だけなら、質やあるいは糖分やそういうものも十分加味しました。これで上がった分が、金額で総体的に幾らになるか。

米は当然加入で六〇％を補償したものを五〇にした。昭和三十八年にやつてから年々下げておるのです。毎年下げておるのです。改定するたびに、農業は厳しいということを、たつた今農林大臣は言つたのです。それを下げるようなことは私は断じて許すことはできぬ、幾ら経済局長でも、何ぼ偉い人でも。大蔵省がそれではいかぬというやうなことを言うかも知れぬ。しかし、それでは我々は納得できぬ。ここは立法院なんです。法律をつくるのですから。こつちの方は総体的に幾ら下げたか、そのバランスシートをここで発表してもらいたい。

○眞鍋政府委員 今回いろいろと改正をしております。特に果樹共済につきましては、御指摘ございましたように、足切り割合といひますか、それ

を三割を二割にする、あるいは共済目的をいろいろ追加をするとかやつております。それで仮定を置いて概算をした数字でございますので、そのようにお聞き取りいただきたいと思ひますが、果樹共済で約十一億円でございまして、それから畑作物共済につきましては、てん菜の足切り割合を二割から一割に下げた、あるいはお茶について品質を加味したというふうなことを等々を合計しますと、約十二億円でございまして、これももちろん仮定を置いた話でございます。それから園芸施設共済につきましては、雨よけ施設を追加するとかいろいろなことがございまして、これで約六億円。合計いたしますと、大ざっぱに言ひまして約三十億円、こういうふうなことでございまして。

それから、減らすといひますか、負担率を変えたことに伴ひまして、これも農作物共済で約二十六億円でございまして、それから畑作物共済が四億円で、それから畜産共済は三千万円というふうな数字でございまして、これも約三十億円というふうな、これはあくまでも一定の仮定を置いて大ざっぱに試算した数字でございまして、そのように御理解いただきたいと思ひます。

○野坂委員 あなたの説明を聞いておると、こちらで三十億円減らします、こちらで三十億円ふやします、差し引きゼロと、全く前進はない、こういう結論なんです。委員長。だから、あるものは、言うなればあめとむち、これで使い分けをして通そう、こういう魂胆が見ええなんです。田名部さんの発想ではないと私は思ふ。田名部さんはもつと野人だと思ふ。こういう細かいことをやつて反対をしにくいようなことをしながら、片方は減らしていくというやうなやり方については、どうも私たちは合点がいかぬ、納得がいかぬ。この施設園芸とか果樹の足切りとかあるいはビートの問題とか、そういう問題はいいとして、米はもとどおりにしたらどうですか。

私は、大臣に聞きたいと思ひますけれども、先ほど言つたように、今度の景気を回復させるために十三兆二千億円のつくりです。いいですね、自

民党の皆さんも理解してもらいたい。十三兆円もつづのです。農業は厳しいんだ、これはもう一様に認識したのだ。それを、一つの枠の中でやって、農業だけはこの枠の中で終われと。ほかはもっと、中小企業やほかのところはもっと出していく、教育もあれば研究室も建てますと、そういうことをやりながら、一番厳しいと言われる農業がこのように扱いはり方では納得できません。だから、これについてはやはり修正をして、この米の減の三十億円は補正予算でちゃんと面倒見てもらう。そのぐらいいしたら、だれも文句を言うものはない、みんな万歳で通しますよ。理事会等で反対討論があるとか何とか言わぬでも、それでびしゃっと通せばいいじゃないですか。その方が私はいいと思います、農林大臣の力関係の問題ですが、あなたはどうお思いですか。大臣に聞いているんだ、政治の問題だから。

○眞鍋政府委員 ちよつと補足をさせていただきます。先ほど金額を申し上げましたが、こういうふうにならした背景なりそれについて御説明をいたさなかつたものでございますから。

実はお米につきましては、昨日も御答弁申し上げましたように、超過累進方式というふうなことで米の増産時代に被害率の高いところほど高くする、こういうふうなことをやってきたわけでございますが、最近被害率も低下をしておる、あるいは米の生産調整をやっておるというふうなことで、そこを合理化をしたいということでございます。

それから一方、果樹共済でございますとか園芸施設共済、そういうものにつきましては、いろいろな要望が出ておりました。それを前向きに振興したいというふうなことで、そこを後押しするために制度の充実を図る、こういうふうなことを要望の中でやってきたわけでございまして、これは今後の、この共済制度、私、考えてみますと、どちらかというと戦後の米、麦中心の制度といえますか、そちらの加入者が多い、こういうふうな状況でございまして、果樹共済でございましてとか畑作物共済等々のものについては加入が少なく、これは、共済制度の将来を考え、あるいは今後の農業発展の方向を考えた場合に、やはり合理化すべきところは合理化しながら制度の充実を図って、農業者の役に立つように、こういう趣旨でこの改正を御提案しておるところでございまして、その背景をちよつと御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○田名都国務大臣 いろいろ実態を調べてみますと、御案内のように国庫負担の割合というのは五〇、五五、六〇と三段階ありまして、そして、その六〇の方は掛金も高いわけです。実態はどうかという、五三・五ですね。ですから、六〇といつても五三・五が現行の水準といえますか、それを金額に置きかえてみると、十アルあたり百八円というところもございまして、余り小さい人たちに、小さいということもこれまたどうも言葉が適切でありませんが、そこまでの必要があるかどうかというところと検討をして、時代の要請でどんどんふえておる作物、あるいはこれからもっと伸ばしていかなければならぬもの、あるいは新農政に沿った規模拡大をしていく方、そういうものにつつとやります、それは何でもかんでも残したまま、ふえる方をどんどんやればよいということとは当然御意見としてあらうと思うのですが、まあまあしかし、そうばかりでもないという部分は多少調整をして、そしていい方をもつと、実態困っている方を、やつてほしいという要望の強い方を取り上げようじゃないかということでありまして、御意見はよく気持ちの上ではわかりますけれども、実態を見てこういうふうにならした、こういうことでございまして。

○野坂委員 私の気持ちは痛いほどよくわかる、そのとおりだと思う。しかし、現実にはなかなかできていない。できていなければ、結果がよければすべてよしで、結果が悪ければ問題にならぬ、幾らいいこと言っても、そうでしょう、選挙でも、

いい演説しても落選したら問題にならぬのです。物言えぬのや。

今、一反歩当たり百八円だから大したことはない、これが問題なのです。みんな、あなた方が信頼する副総裁は七十八にもなつて七十億も百億も持つておつて、蓄財をして、これ一体何をやるのですか。こういうことだから、百姓は百八円や二百円で泣くのですよ。たつたこの間もあつたのじやないですか。他用途利用米で、九千五百円といううなものではつくる者がおらぬじやないか。その九千五百円のもの全農は十五億もばつぱしておつて、返しますというのを言つたのじやないですか。だから、小さなことを、我々は、農政は特に細かいことを気を使ってやらなければ農家は生きられないということをお断定的に申し上げておきます。

いいですか、たつた百八円でも米の金額を集計すると二十六億ですよ。一番大きいじやないですか。ほかのは十一億や十二億や六億や四億だ。それでしよう、眞鍋さん。大臣が言われる百八円で二十六億、三十億の大半ですよ、これが全部ですよ。これはそのままにしておいて、あなたがおっしゃる果樹とかあるいは施設園芸とかビート問題とか、そういう点については私は敬意を表しておるのです。だから、あなたの力ならそのぐらいいのことはできる、私はそう思つておつたのです。で、補正予算で必ず通りますということになるだろうと思つておつたのです。ところが、新聞見ても、どこ見ても、穴があくほど見てもない、これは聞いてみなければいかぬ、農林大臣はいよいよばけたか、まだ若いのに、こういうふうな思つたのです。

だから、今新しい決意を持って、小さなことでも農民のために共済については断固頑張り、こういう意思表示をせよとお願いしたい。どうですか。大蔵省の了解を求めなければできぬというふうな農林大臣ではないはずだ。あなたは、みずから決意で閣議で三十億円論争をやつたら新聞に出る。そのぐらいいのことはやつたらいい。

委員長の立場もありますよ。おじいちゃんばあさん、農林委員会の名譽にかけてこれだけは確保してもらいたい。これは極めて明確になっているわけですからやつてもらいたい。いかがですか。農水大臣、努力しますか努力しませんか、それだけ言つてください。

○田名都国務大臣 提案したものが最良のものと考へて提案しておるわけでありまして、全体で見たいだいて、本当に農家のためになるかどうか、そういう御判断もしていただきたい。私は、決して悪いことにはならぬ、本当にこの先やつてみて、農家の皆さんにはよかつたなと思つてもらえ、という自信を持って実はこの法案をお願いしておるわけでありまして、よろしくお願いいたします。

○野坂委員 あなたの気持ちはわかります、気持ちは。最良の案だと思つて出した、しかし、みんなは、最良の案だと思つておる者は委員では一人もない。最良だと思つておるものはこの中であなただけ。だから、こちらはいないものを、こちらはお断するといつてバランスシートをゼロにするというふうなやり方はよくない。一つもいいことはない。片一方を引き上げるといふところに意義があるわけですから、十三兆二千億円の経済大綱で、あなたは主張できませんか。——主張できない。

理事さん、あなた行つて委員長のところまで話さんと話をしてくだささい。佐々木さん、委員長のところへ行つて、やれと。柳沢さん、あなた来て話してくだささい。三十億、そのぐらいいやるべきじゃないかと。——やつてないよ。委員長は、要求するかどうか大臣にちゃんと物を言つてもらわなければいかぬ。もう予算が決まつたからだめなんですよ。というふうなことで意味ない。そうせぬと、立法府は予算に縛られて、予算が通つたからもうこれは絶対だめだと言われたら、審議権の放棄をしなければならぬ、審議をする意味が全くない。そのぐらいいのことは当たり前ですよ。審議権の放棄をさせるつもりですか。だめなんですから、や

らなければならぬのですから、やるならやる、努力するならすると言ってください。要求をするのかせぬのか。補正予算をこの会期中に出すのですよ。

○田名部国務大臣 十アール以下の農家というのは十五万七千戸あるんですね。ですから、実態をとらえながらやっていくことも必要なことだ、私もこう思っておるわけです。バランスをとったわけでもないのですけれども、全く無視してめっちゃくちゃにやるといふこともいがか、こう思うわけでして、三十億要求しろ、こういうことでありますけれども、そのことはできませんので、ひとつこれでぜひ御了承いただきたい、こう思います。

○野坂委員 いや、了承はできませんね。私は了承はできません。あなたにそのぐらゐのことは要求する力量があると私は評価しておるんだ、あなたを悪く言っているのじゃないですよ。三十億円くらいなこととおたすような農林大臣とは質が違ふ。ちゃんと農民のために言うべきことは言う。そのぐらゐのことは言うて——だめなんですか、よう言わぬですか、あなたは。宮澤さんがそんなに怖いんですか、林君がそんなに怖いんですか。そんなことはないでしょうが、あなたの方が上だ。だからそれをやれ。どうなんですか、それは。

○田名部国務大臣 予算は予算でこれはやるわけでありまして、制度の問題を今お話ししているわけでありまして、事と次第によつては、別な分野で一步も引かぬときには、これは断固やります。今までもそういうつもりで農、林、水、それぞれやらなきゃならぬことはこれは意思を通す、この覚悟と決意はだれにも負けないものを持っていてと思うのですが、しかし自分の判断で、まあまあ、ではここはこれでいい、しかしこつちばは譲れぬ、こういうめり張りをつけたことをやりますと、やはり何でも平均的ではなかなか日本の農政というものはこれからよくならぬといふことで、農家の皆さんにも厳しいことを言うようですけれども、しかしそれは先々のことを私も心配してお

るのです。みんなよくなくてほしい。

ですから集落排水にしたら、何でも都市だけ下水道が完備されて農山漁村は要らぬのか、そんなけしからぬことはないといふことで、この辺についても一生懸命やつたし、今度もその、きのうの中ではこれも認められるといふようなことでして、やはりそういうやり方を私はした方がいいといふ判断もありますから、どうぞ、そう大きな痛手でない、そんなに影響がないといふものは、やはり他の分野でもうんと拾っているわけですから、農家の皆さんのためにいいといふことについてはこれは頑張るわけですから、その辺のところひとつ総体的に御判断をいただきたい、こう思います。

○野坂委員 政治は妥協の産物ですからね。あなたはその辺で辛抱せい、やるときはやる、集落排水見てくれと。あなたが開き直つてやるところは私も余り見たことがないものでね、だからこのぐらゐのことはできるだろう、こう思ったのです。それでは、これは予算が通つた、柳沢さん、これにこりしておられますけれども、それなら来年はこれはちゃんとともに返してもらえますか。そのときは立法はちゃんと政府にやつてもらふ。そのぐらゐのことは、話し合いますから、妥協をしなければならぬとは思いますが、そのぐらゐならいいますか、どうです、大臣。眞鍋さんじやだめなんだ。

○田名部国務大臣 まあ、制度を今どうつくるかといふことでありますから、ひとつ予算はまた予算でいろいろと工夫を凝らすことでありますから、ぜひこれはこれでひとつお認めをいただきたい、ぜひ御賛同いただきたい、こう思います。

○野坂委員 あなたは一方的ですよ。話し合いといふものはお互い譲り合うといふことが大切なんです。だから言うなれば、あなたは、これは予算はできてしまったからこれはできません、制度は改正します、大蔵省が言つと、もう予算が通つてしまったから何の審議もできやせぬ、こういうことになると立法府の権威にかかわるのです。だから私は、そういう意味で了承はできないと言つたのです。したがつて、もし制度を通すのなら、農水省がそれらのことについては対応します、農家の負担軽減をいたします、このぐらゐなことは言つたらどうですか、大臣。大臣、どうです。——あんたはいつから大臣になった。もういい。

○眞鍋政府委員 いや、その前に御説明させていだきたいのですが、先ほど来申し上げておりますように、これは農政全体、農業全体の状況を見てもみすと、果樹でございましてか施設園芸その他、そういう米以外の作物についていわゆる選択的拡大といひますか、古い言葉でございしますが、そういう部門について制度を充実して振興を図ろう、こういうふうな農業の方向といひますか、そういう考え方でやっておるわけでございまして、そういう作物につきましては非常に共済の加入率が悪い、こういう状況でございしますので、この制度改善によりまして、農業者の方がこの共済制度を理解をしていただきまして加入がふえてまいりますと、先ほど申し上げましたような数字は一定の仮定を置いてやっておりますのでございしますが、今後は当然のことながら予算はふえてくる、こういうことになるわけでございします。

そういうふうなことで、今の農業の状況から見まして、やはり伸ばすべき部門といひますか、そういうところを充実してやつていきたいといふことでございまして、我々といひましては、やはりそういう農業の方向といひますか、農業の実情を踏まえて、それから、米が過剰であつて、これ以上生産を拡大といふよりかむしろ生産を減らし、いかなければならない、こういう事態を踏まえて御提案を申し上げておるわけでございしますので、よろしく御理解を賜りたいと思ひます。

○田名部国務大臣 私ども、台風で影響を受けた後、いろいろと農家の皆さんや団体の皆さんと話し合ひして、やはり入りにくい、あるいは制度を少し見直してもらわぬと困るという要望が圧倒的に強かつたわけです。そのとおりだと思ふのですが、私のリンゴの共済だつて一四%かそのぐらゐしか入つていなかった、しかし、大きな影響を受けた。まあそのせいかどうか、三三、四%まで今加入者がふえた。

要するに、共済制度ですから、これはどこへ行く金でもないのです。みんなが入つてくれるとそれだけうんと楽になつていくシステムであつて、そういう中で本当に、これで私は全部盤石だとは思つておりませんが、しかし、今これが最良だ、これでいつたらいといふ考えで、やつてみていろいろまた問題点が、これは何年か出るかもしれませんし、あるいはこのまゝいくかもしれせん。ですから、その都度やはり現状に合うようになつていくといふことは私は大事なことで、こう思つていますから、いろいろ御意見はよく承りましたから、まあこれでやつてみて、一体農家の皆さん方がどういふ実態になつていくかといふものを見きわめないと、まだやるかやらぬかわからない状態でいろいろ言われても、私の方も責任を持つてこれと絶対でございましてとだめだ、ございましてとかいふことは言えません。したがつて、ぜひこれでスタートして、後またいろいろと問題点があれば、これはまた新たなものも加えなければならぬものも出てくるでしょうから、そういうときに御相談して、何といつてもやはり農家の皆さんのためといふことを考えてやつていくわけですから、その辺は一致してゐると思ふのです。そういうことでぜひ御理解をいただきたい、こう思います。

○野坂委員 今大臣は、農家のためになることはやらなければならぬ、これ以上農家の負担増になることは我々は好ましく思つていない。したがつて、もろもろの措置を講じてそれらのことは対処、対応していくことを言われましたので、それは確認をしておきます。

ただ、大臣は今、多くの団体や多くの生産者の皆さんと話し合ひをして決めたことなんだからといふことがありますが、リンゴは二〇・二%しか入っていないのですよ、今加入率は。そうす

よ。ここに、隣におるミカン屋、ミカンは一八%しか入っていない、一八%。私のところのナシでもその程度だ。果樹全体で二・四なんだ。本当に一八%や二〇%しか入っていない。これでがばつと上がりですか。いや全体を見て、そう言いますけれども、農家はもう鼻つまみなんだ。辟易しておるのです。だから入ってこないんですよ。幾らここで立派なことを言っても永田町論理であつて、あぜ道の農政になっていないのです。ここが一番問題なんです。これで飛躍的にふえますが、その点が一点。もう眞鍋さんと結構。

それから、大臣は団体や皆さんと会うということですから、きょう団体があなたに篤と会いたいと言っておるのですから、それはちゃんと会ってくださいませ。

○眞鍋政府委員 御指摘のように、果樹共済の加入率は大変低いわけでございます。これは制度がいろいろ複雑だといふふうなことで、先ほど御指摘ございましたように、農政はきめ細かくといふふうなことで、我々としてもできるだけきめ細かく対応したいということで、いろいろな要望を取り入れていろいろな仕組みをつくりました。その結果として、若干複雑になったという面があるわけでございます。しかしながら、共済組合、我々もわかりやすく解説をして、入っていただくようにといふふうなことでいろいろ努力をしておるわけでございます。努力をしておるわけでございますが、現在のところなかなか、御指摘のようないふふうな加入率でございませう。

そこで、今回こういうふうな改善をいたしまして、ぜひ入ってもらいたい、入らないでいろいろ文句を言われるのは一番困るわけでございまして、中に入つていただくことと直せといふふうなことを言つていただきたいということとやっております。

それからもう一つは、やはり共済組合自体が、加入に大変熱心にやっていたらいてる組合もございませうが、一般的にどうも余り熱心ではないんではないかといふふうなことがございませう。

いうことも勘案しまして、今回、責任分担割合を改善する、要は共済組合、単共段階の手持ち掛金をふやすということによつて、加入促進といひますか、事業活動を一生懸命やろうといふふうなこともつながるようによつて改善をする、こういうことでございませう。

それじゃ、何ぼに上るんだ、こういうお尋ねでございますが、これは数字で申し上げるのはなかなか難しいわけでございませうが、我々は、二割は加入率が上がるんではないか、これは大胆な予想でございますが、そういうことでございませう。我々といひましては、この制度改善を生かして、共済組合と一緒にしまして、できるだけ多くの農家が入つていただくように、加入率の向上に努めていきたいと思つておるわけでございませう。

○田名部国務大臣 農家団体の皆さんが何か私にお会いをしたいといふのは、共済の方でないようものでございませうが、委員会の最中以外に時間とれないことであらば、それはお許しただければこれは別な話であります。

○野坂委員 共済と関係あるんですよ。リンゴの問題で、火傷病とかコドリ病、こういうものがどんどん輸入して入つてくると、病気が蔓延して大変だ、そうすれば共済に影響がある。だから、共済に連帯してあなたに会いたいと言つておるんだから、我々が会つてくださいますか。旅費を使つてあなたに会いに来るといふんだから、喜んで会つべきじゃないですか。それが民主農政の大匠といふものです。そのぐらゐのことは胸襟を開いてちゃんと会つたらどうなんですか。会いなさいよ。

○田名部国務大臣 今申し上げたように委員会がお許しただければ、私は別に逃げ隠れしてゐるわけではありませうから、いつでもお会いして結構であります。お許しただければの話であります。

○野坂委員 お許しをいたしますから、柳沢筆頭

理事もおりますし、みんな、佐々木さんいますので、ぜひ会つていただいてやつてもらふということをお願いしたいと思います。適当な時間でもよろしく願ひたい。

それで、今リンゴの話が出たのですが、ニュージーランドの火傷病問題あるのはコドリ病の問題について、これはどのような状況なのだろうか。オーストラリアでは火傷病を警戒して輸入禁止とされておるといふのですが、日本は入つて大丈夫なのか。入つてから病気が出たということになると、全国に蔓延しますので、非常に心配するのです、本当に。そういう意味で、生産者は、共済金なんて欲しくない、火傷病が日本に入つてきたら大変だ、コドリ病が入つてきたら大変だ。しかも、臭化メチルというのはオゾン層を破壊するといつて非常に問題になっておるわけですね。我が国でもこれを禁止しようかといふような話がある。そういう危険なものについては非常に問題があるやうなことが一点。

時間がありませんから、三月の三十日と三十一日に公聴会をやつて、四十九名が解禁反対、解禁賛成は十五名、一名が保留、こういう状況になつておるのです。反対がこれだけ多いといふことになれば、民主農政というやうなものについては十分に考へてもらわなやうな感じがしないかといふに言わざるを得ないといふのが現状なんです。そのためにたくさんリンゴ業者の皆さんが来てお会いしたい、こつておるのです。だから、話をスムーズにするために、これらの状況を勘案して、それが有効か無効か、もしも一遍やる必要があつたら、もう一度公聴会をやつて直して民意を聞いたかどうかといふことを言つておるわけですか。いかがですか。

○高橋(政)政府委員 ただいまお話がございましたように、リンゴは、ニュージーランドにつきましては、我が国には発生していません。コドリ病それから火傷病のいわゆる汚染国になつてゐるというところは事実でございませう。したがしまして、我々、ニュージーランドからリンゴを輸出したい

というお話がありまして、おまえの国はそういうもので汚染されているからだめだといふことをずつとやつてきたわけでございませうが、ニュージーランド側でこの火傷病なりコドリ病についての防除、殺菌、そういう技術を開発いたしました、当該輸出するリンゴにはそういう病虫害がつかないといひますか、おらないといふ状態にして輸出できるという技術を今回開発したということ、我々は今まで六年間にわたつてそのデータなりあるいは現地調査なりをいたしまして、その技術が十分かどうかといふことを評価してまゐつたわけでございませうが、今回我々といひましては、技術的にこれは問題ないじゃないかといふ段階に達したので、利害関係者あるいは学識経験者に、そういった技術がどうであるのか、その辺について公述人の皆さん方に御意見を伺ひたい、こういうことでございませう。

それで、公聴会を今おつしやいましたように三十、三十一日に開いたものでございませうが、我々といひましては、この公聴会については植物防疫法、それからその規則に基づきまして開いたものでございまして、そこには何ら瑕疵はない、適法に行われたものではないかと思つております。それで、そのときの出席者なり実際に公述された方でございますが、六十五名の方が公述の申し込みをされております。それで、実際に意見を表明し公述された方は七名とございました。我々といひましては、七名とはけしからぬじゃないか、あるいは公聴会がそんなことでは有効ではないのではないかとのお話かと思ひますが、その点に關しましては、五十八名の方がそもそも出席をされなかつたりあるいは途中で一部退席をされたりといふようなことでございまして、農林省側として公述人を排除するといひますか、そういうことをしたわけでもございませうし、また公述そのものを制限するといふようなことはしなかつたわけでございまして、これらの方々にも十分に発言の場は与えていたわけでございませうので、この公聴会そのものにつきましては有効であるといふ

うに判断しておるわけです。

なお、公聴会における意見でございしますが、ただいま先生からお話がございましたように、実際公述しなくても公述の書面は出してございしますので、その公述書面を出した方と実際に公述された方、それは六十五名でございますから、六十五名のうち反対意見は四十九人ということは、先生がおっしゃったとおりでございます。そういう意味では反対意見は多いわけでございますが、我々としては反対意見は、皆さん方が実際に公述された意見内容、公述書として出された意見内容、それについて現在技術的な面から、その意見がどういふものであるかという内容を精査している段階でございます。まして、あくまでも我々は、この問題は技術的問題、技術的な観点からの検討ということでやっております。このように思います。

○野坂委員 私にはよくわかりません。あなたは誠意を持って御答弁いただいております。私も、四十九対十五で、公述人は反対が圧倒的に多い。しかし、あなたは局長あるいは課長は技術面についてはすぐれていらっしゃるかもしれません。したがって、取捨選択して、あの公述はだめ、この公述はだめ、言うなれば、自民党がやる場合は社会党や共産党や公明党はだめ、私の言っていることが一番いいということばかりではなしに、広く民主的に、公述人はみんな届け出をして名前を書いてやるのですから、そういう実態で、しかも少しも時間制限もしていないし制約もしていないと言いますが、あの会議は十時から開く予定が夜の十時になったのです。だんだん引張って、これはとても混乱してだめだということ。だから、手続は一体どういふことになっているのですか。あの公述は意味がないですか、形式でやったことにすればいいというものなんですかというのを聞きたい。

それから、あなた方は三人の方には旅費を払っています。ほかの人には払っていません。これはどういふわけですか。

○高橋(政)政府委員 公聴会は第一日目は三十日に開いたわけでございまして、三十日は二時から開会をいたしまして、実際に終わったのが夜の十時でございます。我々この公聴会を開きまして、そのときに大臣も委員会で発言されたと思いますが、整々と公述人の皆さんの御意見を聞くというところで我々は対応をいたわってございします。一部不規則発言であるとか、あるいは議長席を取り巻いてなかなか議事の進行ができないというふうな状態になりました。これが十時になってしまったというところでございまして、我々自身が強いてそういうふうな状態にして、故意に議事を遅らせるというふうなことをしたわけではございませんので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

それから、今先生からお話ございましたように、公述人は六十五名いたわけでございますが、そのうちの三名の方は農林水産省が御依頼を申し上げた公述人でございます。この点については間違ひがございません。

これは法律上どういふふうになっているかといふこと、学識経験者及び利害関係者から意見を聞くことになっておりまして、学識経験者の皆さん方は利害関係がないわけでございますので、一般的に出席が望みがないというところでございします。したがって、この公聴会制度が発足して以来と言つていいと思いますが、従来から学識経験者につきましては農林省の方でお願いをして公述をしていただくというところでございしております。今度もその例に従つたものでございします。

○野坂委員 あなたの御答弁は、農水省はこう考へている、これに沿つた公述をしないというのとなんです。賛成する公述人に旅費を渡して、あなた方が考へておられるとおりの公述を三人はされております。ほかの公述人、一般の生産農家なんかは反対だと言つておるのです。それで、会議は反対の方が多かったけれども、取捨選択してみるとこれは輸入解禁してもいい、こういう結論が出るのが民主的なあり方ですか。私は納得できぬ。

もう一点、過去のことは言いません。やはり公聴会を開いて、整々として皆さんからの御意見をちょうだいして、その上で自民党の皆さんも我々も一緒になって現地に付いてみて、これならいいだろう、日本の農家に影響はない、日本の国土にも影響はない、共済金を払わなくても済むように、また共済金を引き上げないように措置をしたい。こういうことになれば、公聴会をやつたことにしてやればいいと言ふ。そんないびつな公聴会をやつたことにして、強引なことをやって、百姓をこれ以上に痛めるといふようなことは納得できません。私は、委員長も今うなずいておられますけれども、そのとおりにいただけたらどうしようと思ひますが、力のある農林大臣はいかがですか。

○田名部国務大臣 共済の目的は別でありまして、この火傷病とコドリシガのためにあるわけではないわけ。これは入つてはならぬことだからいろいろと検査をしてやるわけでありまして、その技術的な問題でいかに悪いかという公述をするわけでありまして、多数決で反対、賛成を決める場ではないわけ。

ですから、私は、爾々とやつてもらいなさい、特に青森県からもたくさん農民が来るから、どういふところに反対でどういふところが問題なのかというところを言う場ですから、それも、ただ、私は入るのに反対と言つただけではだめで、技術的に火傷病、コドリシガ、そうしたものは完全に防除体制ができたかできないか、ここに問題があるというところを言つてもらふ会でありまして、私はおつたわけではないのでわかりませんが、何か議事の進行だとか、何の資格でおまえが議長をやっているかとかいふことで何時間も進まなかった。それで、夕方になつたら飯を食わせないのかという話になつては、もうこれは公聴会ではないのです。ですから、淡々とやつていけばとくに終わつていたのを、そういう中で議長席に詰め寄つてやられたというところは、私はまことに残念だと思ふのです。あくまでも技術的な問題で、入つてくれ

ばどうなるか経済的にどうかというところでやるわけではないし、前からも議論の中で随分やりましたが、火傷病、コドリシガというのは、行つてみてあつた農民の人たちは言っているわけ、これはあるのです。それは、ニュージーランド全部をなくしろということですから、そんなことを言つたら、アメリカのサクランボ、アメリカは全部防除できたかというとなんかそれはできなかったわけ。

ただ、植物防疫法上、そういうことはあつても、指定した園地の中で完全に防除をできたものについてはいろいろな検査があります。最終的には私の方の港に入つてきたもので再確認、こういうことになつて、あれば、だからこれは私は突っ返します。しかし、そこでなかったときにはこれは入れざるを得ないということであつて、そういう議論になれば、例えば日本からも温州ミカンとか日本ナシ、二十世紀というものは輸出しているわけ。それも、日本全土を防除しなきゃ入れないというところになつたら、これはもう全然貿易というものは成り立たぬ。全部日本で賄つてやらなきゃならぬということになつちゃうわけ。

そこで、国際法上そういうことの取り決めをしておるといふことでありますから、どうぞその辺のところは、技術的な問題で御心配な項目は全部出ています。こういうことでいふこともわかつております。ですから、今局長が言つたように、それに基づいて本場に技術的に、質問されていることが心配ないかどうかというのを今やっているわけ。いずれにしても、爾々とやつていただけなかったというところはまことに私は残念だ、こゝろ思つております。

○野坂委員 時間が尽きておりますけれども、十分はもどりましたので、御了承いただきたいと思ふのです。

もっと簡単にやつてください。大臣、私が言つておるのは、あなたは技術的なことだけをやればいいというふうにおつちやつたのですが、公述人も反対の方が多いいんですよ、輸入禁止の方が。農

林省から指名した人だけは農林省案に賛成なんですよ。この大勢、四十九対十五というふうなそういう姿の中で強行しないで、もう一遍、極めて残念だと言われたように、そういう騒動になったら、ちゃんと弁當を持ってくるように言つて、そして整々とみんな発言をしてやらなければ、今おつしやうたように、ニュージランドを許して、今度それが済んだら、アメリカはニュージランドがやたらとつてアメリカからどつと来れば、これはやり切れぬ。

だから、ここは一つの関所ですから、その地域でも、自民党の皆さん方も含めてやはり現地に於いて、そして公聴会等いろいろな御意見が出たのを取り上げて、そして解禁なら解禁するといふふうにぜひしていただきたい。そのことはお願いいたします。そのくらのことは手間暇かかってもやたらいいじやないですか。一日や二日で済むことですから、ぜひお願いしたい。

こういうふうな点については、農林大臣も余り、農林省の役人さんが決めたことを覆すとみんな農林大臣が後で突き上げられる、そういうことはあつてはならぬことと、ないと思つてから、そういうことはきちんとして農林大臣でやりやつてもらいたい。その程度のこととは、私は無理なことを言つておるつもりはありません。極めて民主的に、整々とした意見をちやうだをして、その上で農水省が判断を明確にしろといたい、これが一点。二点目は、公聴会で示された資料です。あの資料を見ると、「日本の植物防疫官による証明書による裏書」とある。これはもう大丈夫だと裏書きするのです。大丈夫だという裏書きを手にして、また来たものを検査するのか、裏書きしたからもういいのだ、解禁して入ってくるということになるのか、その辺も明確にしておいてもらいたい。この二点をもつて終わりといたしますから、明確に、民主的にもう一遍やつてもらいたい。納得のできるような措置をしてもらいたいというのを、農林大臣にお願いをしたいと思います。

○田名部国務大臣 公聴会は法律に基づいて手続

をしたわけでありまして、お話のように、反対の人が多かった。それは、生産者はだれでも反対ということは、私は気持ちとしてはそのとおりだと思ふ。私だつて、入れないで済むものなら入れたくないという気持ちはあります。しかし、植物防疫法上完全に防除体制ができたものを、政治的にこれをとめてはいかぬということがあるわけですね。じゃ、その先はどうなつていくか、ガットに提訴されますよ。淡々としていつたらこれは絶対勝てないということとは私もわかりません。

ですから、アメリカのリンゴが今度入るのではないかとすることは、防除ではなくて経済的な理由なんですね。それとこれと一緒にやられると、公聴会というのはいくらも成り立たなくなるわけでありまして、あくまでも公聴会というのは技術的にどうか、後は経済的にどうなるかというの、これはまた政治家のいろいろな判断ということなんですね。ですから、反対が多かつたからと入れた方がいゝと思う人も来てくれ、こういうふうなことになるのは公聴会が成り立たぬと私は思ふのです。

ですから、爾々とやつてもらえなかつたのは残念だつたとき申し上げたように、座つて順番にやればとつて終つたのです。そう長いことないですから、技術的なことは、しかも同じことを、火傷病、コドリナ、この問題だけで、そうなかつたのだらう、こう思つております。しかし、法律でやつたことをまたやり直しますということは、これは私はできません。もう書類も出ておりますから、中身で精査もできるわけですから、これはこれとして終つたこととありますから、ぜひそのことは認めてやらなさいかぬ、こう思ひます。

○野坂委員 これでは終わりますけれども、大臣に申し上げておきます。

冒頭に私があえて農業の現状、農村の嫁不足、後継者不足、そして農業から出ていく、そういう農村の実情をお互いに認識を一致して、そして目

立ない、派手な議論ではない、農業というのは地味であります。その地味な農業をどうやって我々は守っていくか、農民の生活をどう豊かにしていくかというのを真剣に、しかも深刻に、十億や二十億、三十億のことについてどうやってのどをからして議論をしておるのです。そのことが大事だと思つておるのです。

火傷病やコドリナが日本にも入つてきた、入つてこなければ幸いだけれども、入つてきたということになるのは重大問題だ、そのために公聴会の一回、二回やつてもいいじやないか。あのようにな混乱をした中で、経済問題は別、農林大臣が言われるとおり、それで結構。だから、その科学的な、技術的なことだけを議論してもらつて、そういうことを整々とやつて、だれに言われても恥ずかしいくない公聴会をやりました、そういう我々委員にも責任を持って話をしてもらいたい。やれば済むのだ、やつたことにすればいいのだ、こういうやうなやり方は、民主農政のあり方、国会の論議というのとは私は大きく違ふと思うのです。そのことを十分心して、農民の方にもお会いになって広く意見を聞いて、誤りのない農政を進めていただくように強く要望しておきます。これが一点。

それから、この三十億円のバランスシート問題ですけれども、果樹や施設園芸やん菜糖、そういう点については敬意を表します。しかし、当然加入の米については、わずか百八円といへども総額は二十六億なんです。私は、自民党の皆さんでもこれを下げた方がいいとおっしゃる方はいないと思ひます。従来どおり補助金は出してやれ、たつた二十六億じやないか、そのぐらゐのことを言われるのが政治家としては当然だと私は思ふのです。それらについても、農家の負担を増大しないようにこれらにも措置していくということを農林大臣がおっしゃつた。そのことを信頼して、期待ふに思ひます。ありがとうございました。

○遠藤(登)委員 まず、時間が余りないのでありますけれども、世界的ないわば農業、食糧の動向について簡単に、基本的な考え方についてお聞かせをいただきたい。

○眞鍋政府委員 世界の農業、食糧の動向でございまして、概括的に見ますと、先進国で農産物の過剰、発展途上国で不足というふうな状況でございまして、全体としますとやはり不足きみというふうな状況でございまして。また、最近におきましては人口問題あるいは特に環境問題が取りざたされるというものです。大要重要な問題となつてきておるわけでございます。

そういうふうな状況の中で、どうやって環境、人口、食糧、こういうものをつないでいくかというふうな観点から、いろいろな国際的な場におきまして議論を行い、それぞれの国が食糧供給力を確保していくというふうなことで努力しておるという状況でございます。

我が国といたしましては、新政策の方向に沿ひまして、経営感覚にすぐれた意欲的な経営体を育成して農業生産を維持発展させるというふうなことで取り組んでおるところでございます。

○遠藤(登)委員 今おっしゃるやうに、農業と環境は一体的な産業である。そして、世界的な視野で見れば人口が増大している、環境が悪化している、食糧は大変な問題で飢餓が増大をしているというふうな状況の中にある。

それで、日本の農業の場合は、食糧の過剰的な要素はある。それは輸入の一方的な拡大によるということが要因にある。しかしながら、環境保全をしていく、あるいは自給食糧の生産供給体制を安定的に確立するといふ観点から、日本の農林業はこれ以上後退してはならない、あつてはならないというところにあるのではないかと思ふ。思ひますか、その点はどうに考えますか。

○眞鍋政府委員 御指摘のやうに、食糧、人口問題それから環境問題、こういう中に入りまして、我が国の食糧自給率は非常に低くなつておる。こういう状況の中で、何とかこの自給率の低下傾向

に歯どめをかけて生産をふやしていききたいというふうなことで、先ほども御答弁いたしました。新農政の方向に沿って生産力を上げていきいたい、こういうことで取り組んでおるわけでございます。

○遠藤(登)委員 そこで、大事なものは、農業は生命産業であり環境産業であり、環境と一体的なものである。環境は輸入できますか。ちよつとその点。

○眞鍋政府委員 輸入とのかかわりで環境問題がいろいろ議論をされております。特に、農業と環境の関係というふうなことで、これは一般的にいろいろあるわけでございますが、農業は環境保全をするというふうな、水とか空気の浄化といひますか、そういうものに非常に役立つというプラスの面がある反面、最近の近代農業といひますか、こういうものにつきましては、特にヨーロッパの畑作を中心に、農業の問題でございまして、これは土壌の劣化の問題でございまして、いろいろな問題も指摘をされておるわけでございます。

そういうことで、農業と環境につきましては、プラスの面、マイナスの面があるわけでございまして、ヨーロッパ諸国におきましては、やはり農業のあり方を見直しまして、環境と調和をした環境調和型といひますか環境保全型と申しますか、そういうふうな農業について取り組みが見られるところでございます。我が国におきましても、やはりそういう反省の上に立ちながら、環境保全型農業についての取り組みを始めたところでございます。

○遠藤(登)委員 また一方、輸入食糧はもう増大の一途をたどっている。輸入食糧についての安全性が心配なといひ切れぬ状況じゃない。ポストハーベットの問題、残留農薬の問題、これは厚生省等の残留農薬の基準改正の問題なども提起されてきている経過があります。これは国民の生命、身体上に重大な影響があるということについて、環境問題と関連をしながら、これは国内の農業等

の汚染の問題とけた違いの問題があるというふうなことは認識しているのではありませんが、時間がありまけんから、その点は十分留意をして、農業がこれ以上後退しない、自給食糧を確保させていくというところに力点を置いて頑張ってもらふことを強く要請しておきます。

世界の農業災害補償制度の先進的な対応がアメリカにおいてもヨーロッパにおいてもなされていく状況がありますが、その農業災害補償制度の先進国の動向などについて、どのような把握をされているのかについてお聞かせをいただきたい。

○眞鍋政府委員 先進国の事例につきまして、必ずしも十分な調査を行っておらないわけでございしますが、我が国が調べました範囲で御答弁をさせていただきます。

農業は、御案内のとおり、自然条件に影響されるところというふうなことで、普通、災害補償につきましては、我が国でも農業の災害補償、中小企業の災害補償あるいは一般の災害の問題、こういうこととに分けてみますと、やはり自然の影響を受けるというふうなことで、特にこの農業共済制度のようにな所得にまで踏み込んでいろいろと国が補助をしておるといふふうなものでございまして、これは洋の東西を問わず、各国においてもやはり多種多様な農業が営まれるというふうなことで、それに応じた各種の保険制度が運営されているわけでございます。

アメリカ、フランス、カナダ等についてその例があるわけでございますが、それぞれその国の重要な作物につきまして、自然災害でございまして、か病虫害等による事故を対象とした保険制度、こういうものが仕組みられておるわけでございます。それぞれ一定の政府助成が行われておるわけでございます。例えば、フランスにつきましては保険料について五〇%の補助が国から出ている。アメリカは付保割合が六五%までは三〇%、それから六五%を超える部分は補助がなしというふうなことでございまして、アメリカは三〇%、フランスは五〇%というふうなことでございます。それから

カナダにつきましては連邦政府が二五%、州政府が二五%、こういうふうなことでございまして、これは我々の調べた範囲で不完全なものでございしますが、このような状況になっております。

○遠藤(登)委員 世界の農業の流れというのは、いわば環境保全をするために、しかも持続的な農業、安定的な農業をそういう観点から経営するために、この災害補償制度も、少なくとも今おっしゃるようにな所得にまで踏み込んだ制度化、いわば家族農業あるいは有機農業、環境保全をしていくためには、大規模農業あるいは大機械化農業、大農業、大化学肥料、そういう農業はだめだという世界の趨勢になってきている。環境は守れない、保全することができないという農業の流れになってきている。そういう意味で、この保険制度なども、安定してそういう環境保全型の農業を持続的に永続的に発展させるために保険制度の強化というものが、少なくとも五〇%を超える、あるいは所得にまで踏み込んだそういう制度化に向かって今進んでいるというものが、世界的な保険制度の、また農業、食糧の趨勢なのではないだろうか。

そういう観点からいへば、日本の場合ももっともそこを力点を置いていく必要があるのではないかとこのように思うのでありますが、今回の法改正のねらいは何なのか。先ほどから議論がされておりますが、合理化とか簡素化などというものは、端的に言えば国庫の負担を減らすというだけの話じゃないか。合理化とか簡素化などというふうなことでございまして、合理的じゃないかという観点も持つのでありますけれども、今回の本改正のねらいは何なのか、端的にお聞かせをいただきたい。

○眞鍋政府委員 今回の法律改正は、六十年以降法律改正を行ってありませんで、その間、果樹でございまして施設園芸、畑作等々について農業事情の変化の中からのいろいろな要望が我々のところに出てきておったわけでございます。それから平成三年に大きな災害がございまして、このときに特に果樹なんかを中心に加入率が非常に低いと

いうふうなことで、もう少し加入促進を図るための制度改善をしてほしいという切実な声も出てまいったというふうなこと、さらには、最近の共済組合の状況から見ても少し共済組合の活動といひますか、この事業運営の活性化を図らなければならない、そういうものを受けましていろいろと研究会もやり、関係者の御意見も伺いながら検討を重ねてまいりました。

御指摘のように、この農業共済制度というのはやはり時代の農業のあり方、環境でございまして、いろいろな農業の実態に合ったものに変わらなければならない、変わっていくということが必要であらうかと思っておるわけでございますので、そういう農業の変化の実態を踏まえまして、農業者の実情に合うように改正をしたいというふうなことで、その場合に、合理化すべきところは合理化をしなが全体として実態に合ったような制度に直していきたい、こういうことがねらいでございます。

○遠藤(登)委員 その中で、いわば超過累進方式を廃止あるいは圧縮をしたということが最大のポイントではないか。また、一面において果樹の対象枠を拡大したということについては一定の評価をするものでありますが、先ほどから問題になっておりますが、超過累進方式を廃止または圧縮をした、それは米が過剰基調であるとか減反をやっているというふうな背景があつて減反または圧縮をしたという、先ほどの質問に対するお答えでありますけれども、もっと端的に圧縮等の理由について改めてお聞かせをいただきたい。

○眞鍋政府委員 米の超過累進方式でございまして、これは被害率の高いところほど補助率を高くするという制度でございまして、米が被害を受けましても作付を続けてほしい、一定量の生産を確保したい、こういう要請のもとにできた制度でございまして、そこで、この制度を続けてまいりまして所期の目的を達成し、米の自給ができてむしろ過剰に転じてきた。こういう状況の中で、昭和四十六年に制度改正をいたしましてその簡素合理的

化を行い、六十年にも一層の合理化を行ったというふうなことでございます。

現段階でこの制度を見てみますと、片方で奨励金を出して生産調整を行いながら、片方でこういう米の増産時代の制度を残すということについては時代に合っておりかというふうな検討をいたしました結果、それからさらに、それでは超過累進方式を改めたとしたら農家の負担がどうなるかというところで検討いたしました。水稲の災害といいますが、だんだんと被害率が低下をきておるといふふうな状況でございます。現段階において超過累進方式を廃止しても農家の負担増は、大臣からも御答弁申し上げておりますように十アール当たり百八四の増、こういうふうな状況でございますので、農家は負担に耐えられる、こういう判断のもとに、今回この超過累進制を廃止するという御提案をしておりますのでござい

○遠藤(登)委員 私は、うがった見方ではあるのかなどと思いますが、これはだんだんに国庫負担を削減していくところにならなければならないのです。国庫負担を削減していく、いわば簡素合理化というところに、この次の制度改正ではまた削減をするということにつながる、そういうことは絶対ないと言いますか。

○眞鍋政府委員 先ほど来御説明しておりますように、現在の米の生産状況、過剰であるという状況の中で、片方で生産調整ということで生産量を減らしていただくために補助金を出してあるというふうな状況の中で、さらに一定の地域といいますが、被害率の高いところにこの超過累進方式によつて補助率を高めて優遇するといふふうなことは、政策として現段階においていかかかなのか、そういうふうな観点から見ても、そういうふうな合理化した方がよいのではないかと、そういうふうなことから農家の負担軽減、負担の状況、先ほど申し上げましたようなことを総合的に勘案いたしますと提案をしておりますのでござい

す。

○遠藤(登)委員 多災地帯、災害の常襲地帯、これは特に中山間なわけですね。それから、北海道とか九州方面とか東北地方、北陸地方等々の山岳地帯、災害の多い地帯、そこは耕作面積も少ない。それで、新農政では有機農業とか、いわば高冷地の特産作物をつくること、そういう方向づけをしておりますが、経営が零細な地帯、そしてそれに比例して所得は、中山間平均の耕作面積は田畑を合わせても三十アール、それで自主流通米、一等米をつくっても総収入は五、六十万。災害の常襲地帯、そういうところは、今中山間が集落が崩壊する状況にあつて、多災な地帯であつて、零細な所得構造の地帯であつて、そこで安定して居住してその地域の環境も守つてもう、農業も定住して當んでもらうというためには、逆にもつともこの保険制度を強化すべきじゃないか、こういうふうに思ふのでありますが、どうですか。

○眞鍋政府委員 中山間地帯の問題でございすが、中山間地帯につきましても、やはり過疎化の問題等々いろいろ問題があり、対策を講じなければならぬということには御指摘のとおりでございます。

その場合に、どのように中山間地帯を振興していくかというふうなことを考えた場合に、非常に規模が零細であるといふふうなことから考えますと、米のような土地利用型農業でやっていくには、御指摘にもございましたが、一等米をつくつてもどうかというふうなこともあるわけでございます。我々もいたしましては、その中山間の立地条件、自然条件なりいろいろな条件を生かしまして、果樹でございすがいろいろな作物、さらには御指摘もございました環境保全型農業といいますが、そういう有機農業といふふうなものに取り組んでいただくといふことが、その地域の振興につながるというふうな考え方を持っておりますのでございまして、そういう意味におきまして、今回の法律改正におきましても、果樹共済でございましてと施設園芸共済でございましてと、さうい

う充実すべきところは充実をしておるといふふうなことでございしますので、全体として私は、この中山間地域の振興に今回の法律改正は資するものだ、こういうふうに考えておるところでござい

○遠藤(登)委員 ちょっと私も納得できないのでありますが、規模が零細で所得が零細で、今山村の集落が崩壊する。国土の七割を占める山、山林、しかもこの耕地面積の四割を占める中山間、そこに総合的な立場からいふと、政策を強化しなければならぬのではないかと。保険制度もそれに見合つて強化をしなければならぬのではないかと。しかもその他のいわば施設園芸とかいろいろある面、保険制度を含めて一面強化されてきている。両方テンとも加入対象に入れたというのは理解しますが、もともと強化をしていかなければならぬじゃないか、総合的な政策とこの保険制度の面についても後退じゃないか、私はそういう理解をするのです。それはあつてはならないのじゃないか。

しかも、資格要件の足切りで十アール以下は資格がない、こういうことでしよう。特に、中山間の四割を占める耕地面積の中に、資格要件のない、保険対象にならない面積、農家群はどのくらいあるのか。それが総合的にまた農家群の中に、どのくらい農家と面積があるのか。それは中山間地帯に集中してはいるのではないかと。それは全体の病虫害の防止とか保険制度の運営に地域的に、組合的にもまた問題が発生してくるのではないかと、こういうふうに思ふのでありますが、どのような観点に立つておりますか。

○眞鍋政府委員 この農業共済制度につきましても、中山間対策の政策の方向に沿つて直していかなければならぬという点につきましても、御指摘のとおりでございます。

私が先ほど来御説明しておりますのは、そういう中山間地帯の今後のあり方ということ考えた場合に、米のようなものにつきましても、土地利用型農業といふことで規模を大きくしてコストを

引き下げてやつていかないとほかの地域に負けるわけでございますので、中山間としてはその立地条件を生かした環境保全型農業でございましていろいろな作物を取り入れて、高付加価値農業といひますか、そういうふうなものをやつていただくことが今後の方向であるといふふうなことから、そういう農業をやるのに必要な農業共済制度というふうなことから、施設園芸でございましてと果樹共済でございましてと、そういうところの制度改善を御提案をいたしております内容が中山間の政策の方向に沿つておるといふふうに御説明しておりますのでござい

○遠藤(登)委員 私のところも、山形でありますから、山の地帯であります。これは山村の集落の維持とか山村の環境の保全とか、そのためには山村の定住化をいかに促進するかということについては、党派を越えて真剣に心配をしております。それはこの農林委員会だつてそのとおりだと思ふので

そういう意味で、今お話を聞きますと、中山間の米づくりはやめなさいと言つておると同じではないかというふうな受けとめるのでありますが、それは方向転換しなさいということをやつておるのではないかと、極言すればそういうふうな受けとめるのです。それは三十アールという、いわば飯米を確保するような精いっぱい状況のところが大半なのです。そこで保険対象の十アール以下は資格要件として外すということ、これは大変な問題だと思ふのです。

そういう意味では、これから見直しの問題、三年後にまた見直すとかいろいろ見直しの問題が先ほどから出ておりますが、これ以上中山間の環境なり農業なりあるいは定住が、この保険制度を一つとつてもそれが崩壊に加速をするといふことがあつてはならないのではないかと。そういう意味では十分に現地を精査をいたさないで、総合的な対策の中に、この保険制度の見直しの問題なども十分検討してもらいたいといふことを強く要請を

させていただきます。今見直しなさいなんて言ってみたってどうにもならないようでありまして、その点は強く要請をさせていただきます。

それから、これは新農政がようやく出発をしたということでありまして、例えば十ヘクタールから二十ヘクタール、五万戸をつくるのか、それはこれから定かでない状況の中で推進のスタートに立った。したがって、新しい政策に保険制度も誘導していくということがあるかもしれないけれども、保険の需要はまだ見えないという一面もあるのですよね。そういう面についても十分ひとつお考えをいただきたい。

それから、災害収入共済制度を導入をした。これは生産量といわば生産金額によって、その兼ね合いで共済金を支払うという制度なわけでありまして、けれども、導入したその主な観点というものについてお聞かせをいただきたい。

○眞鍋政府委員 果樹共済につきましては災害収入共済方式、こういうのをとっておるわけでございます。これは、農業共済制度は大体収量の増減によりまして判断をする、こういうふうな建前になつておるわけでございますが、果樹につきましては価格による所得の変動、こういうふうなことが大きいわけでございます。

そこで、昭和五十五年から試験実施というふうなことで、この災害収入方式というのはなかなか難しいわけでございますが、その試験実施ということで、基準生産金額の設定方法でございますとか生産金額の把握、あるいは損害認定等の損害評価方法の確立でございますとか、さらには基礎資料の整備、こういうものに努めてきて、本格実施ができるかどうかというふうなことを検討してきてたわけでございます。その結果、農家の収入の減少に比した適切な補てんが可能で、かつ保険収支も比較的安定しておる、こういうふうなことになったわけでございます。それで今回、この際本格実施に踏み切ろうというふうなことにしたわけでございます。

本格実施に踏み切るといふことはどういう意味

かといえますと、対象果樹が現在十四でございますが、新しく追加をいたしますと十五になります。それで、今までは試験実施ということで九種類、九つの樹種についてしか災害収入方式は対象になつていなかったわけでございますが、新しく追加するものも含めまして、十五全部について災害収入方式が適用になるというのが一点でございます。

二点目は、共済金の支払い開始損害割合、いわゆる足切り割合といふんです。要するに今までは三割以上被害を受けないと支払わなかったわけでございますが、今後は本格実施というふうなことで、二割以上災害を受けた場合に補てんをするというふうなことで、本格実施によりまして補償の充実を図りたい、こういうことがねらいでございます。

○遠藤(登)委員 時間がありませんが、それから全相殺方式により、今全国的には特に水稲の場合はカントリーとかライスセンターというのが相当増大をしておりますのであります。したがって、この損害の評価のあり方について、例えば知事の御意見を聞くなりして、大規模農家あるいはその地域を指定するといふのであります。その指定の基準は何なのか。これから政令その他規則等で定めるといふことになると思いますが、損害評価のあり方を見直していただきたい、見直すべきじゃないかという要求が前から出ております。それはカントリーなりライスセンターが全国に数多く立地をするという状況の中で提起されてきている問題であります。その地域指定なりあるいは個別農家の指定の基準といふものをどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせをいただきたい。

○眞鍋政府委員 農作物共済におきまして全相殺農家単位方式の実施地域、という基準で指定しておるのかというところでございますが、これは乾燥調製施設、カントリーエレベーター等でございますが、これにおける計量結果によりまして損害評価が行える地域というふうなことで考えておるわけでございます。

具体的に申し上げますと、収穫量のおおむね全量をその施設に搬入する組合員等がその地域内の組合員等のおおむね七〇％以上、そこにいます生産者の大半にばらばらに申し上げますと七割以上がその施設を使っているということ、または乾燥調製施設を利用する組合員等の引受面積の合計がその地域内の引受面積のおおむね八割以上というふうなことで、これは面積で八割というふうな、どちらかの要件を満たしておるかということでございます。

さらに、乾燥調製施設を利用する組合員等がおおむね百戸以上であるかまたはその地域内の引受面積がおおむね百ヘクタール以上であること、こういう二つの指定基準、この二つを満たした場合に指定をするというふうな決めておるわけでございます。

それで、これを緩和できないか、こういう御指摘でございますが、この基準のうち、その乾燥調製施設への搬入率につきましては、指定地域内におきまして損害評価を乾燥調製施設の計量結果によりまして適正に行おう、こういう考え方に基づくわけでございますので、この率、七割とか八割とか、こういうものにつきましては、緩和するのは難しいのではないかと考えております。

なお、指定地域の規模の要件、先ほど申し上げました百戸でございますとか百ヘクタール、こういうことにつきましては、カントリーエレベーターの処理能力等からこういうものを決めておるわけでございます。これにつきましては、こういうカントリーエレベーターよりも処理能力の小さいライスセンター、こういうふうなものもございまして、そういう点につきましては、今後検討をさせていただきますと思うわけでございます。

○遠藤(登)委員 今おっしゃったようないわば指定基準というのか、それはもつと緩和をするということが強く求められているのではないかと。それは相当な声として提起されている状況があると思えますから、地域の実情に立って、損害評価のあり方について、実質減収あるいはこの共済の対象と

いうことにつながるというふうに思いますが、この簡略化あるいは実態に沿う制度の改善に向けて、その緩和に御配慮を強く求めたいというふうに思っています。

それから、果樹共済の関係であります。対象枠を拡大をした、そして収入共済を導入、拡大をするということについては一定の評価をいたしますが、これは地域共済制度の導入ということが強く求められていると思うのであります。例えば、山形の場合で恐縮であります。例えば、全国一の生産を誇る洋ナシ、ラフランス、これは対象外になる。ナシは対象で、ナシの中に洋ナシは入っているのですか。なぜ入れられないのですか。

○眞鍋政府委員 山形県の西洋ナシにつきましては共済の対象にしてほしいというふうな農家からの強い要望があるというところは、私も承知をしておるわけでございます。

栽培面積は、西洋ナシにつきましては平成二年産で約千ヘクタールというところでございまして、一部の県に偏つておるというふうなことで、農家経営に占めます重要度といふことが、農家にとつてどれぐらい重要かという観点から見ますと、どれぐらいの方が入ってくるのだろうかということ。あるいは一部の県の方だけ入るということになりますと、災害が起った場合に、危険分散といひまして、どこかが災害を受ければどこかが助かっているところというところでお互いに危険分散をするといふのが保険でございますので、そういう保険設計ができるかどうかということで、現在のところどうもまだそういう一部の県に偏つておるということ、全国的な危険分散が難しいのではないかと考えております。

さらには、自家用ではない、販売を目的とする栽培が開始されてからまだ日が浅いということで、農業共済制度というのは保険制度でございますので、過去の被害率とかいろいろの基礎データを収集しないと保険が仕組めない、こういうふうなことがございまして、品種なり栽培方法ご

との被害の発生態様というふうな基礎的な資料がまだ整っておらない、こういう状況でございます。それからさらに、技術的な問題といたしまして、西洋ナシにつきましては収穫後に追熟貯蔵を要する果実であるということで、そういうときの共済責任を含めるかどうか、こういうふうな問題もあるわけでございます。そういうところは除いて共済責任をつくれればいいじゃないか、こういう御指摘もあらうかと思いますが、除いた場合の保険需要がどうなるかということもございまして、今回の制度改正におきましては、データが不足しておる、あるいはそういう追熟貯蔵の期間を含めるかどうかという技術的な問題、さらには保険需要がどうかというふうなことを総合的に勘案しまして、今回の制度改正では品目追加ができない、こういうふうな判断に至ったわけでございます。いずれにしても、御指摘のとおり、山形県あるいはほかの県におきましても重要な果実でございまして、我々といしましてはそういうデータをそろえるよう努力をしながら、保険需要要といいますが、農家の方々の要望、保険に入っていたかどうかというふうなことも十分に見きわめまして、引き続きこの実施について検討をしてみたいと思うわけでございます。

○遠藤登喜委員 果樹共済が非常に加入率が低い。これは、当然加入と任意加入の分野におきましても、一定程度の無事戻し、いわば積立金をもっともつと強化をする。そして、大体掛け捨てじゃないか、そんな保険がどこにありますかと言われるのですよ。それは、もっともつと積立制度を強化をするとか、そのためにはまた掛金も高くなるといふことがあります、無事戻し制度というものがあるわけですから、その点の政策的な強化というものをもっともつと強めていくという制度の改善が必要じゃないか。

それから、ラ・フランスの場合であります、先ほどから話がありますように、ラ・フランス、洋ナシの原産地はフランスなんです。フランスの原産地が火傷病によって全滅をした。苗木を山形県から

が、何とか状況で八〇%の上の方から九〇%、下の方ですけれども九〇%ちょっとのところまで何とかとれた。これはまさに天候ではなくて皆さんの御努力のせいなんですけれども、天候の方は本当にひどかった。しかし、その前八年に比べまして去年は作柄が落ちたわけですから、それだけ共済の対象も出たわけであります。

具体的数字で申し上げますと、これは北海道全般悪かったのですが、特に上川地方は悪かった。米で言いますと、全道の被害が二百四十二億なんです。そのうち共済の支払いが百五十七億という事になっております。これは前年の支払い額が四十二億ですから、どんなに大きかったかという事がわかりいただけるかと思うのです。それから、麦についても、共済支払いが七十一億で、平成三年度は三十二億ですから、これも倍以上になっております。それから、畑作についても、平成三年度二十一億の共済支払いだったのが、平成四年度は四十三億で、これも倍以上になっているのです。

こういうように大変大きく共済支払いがあったわけですが、明年度、平成六年に料率改定の場合には、昨年実績というものが当然算定の基準に入っており、それで料率の改定というが行われるだろうと思うのです。被害が大きければその分だけ掛金が多くなるという建前になっておられるわけですから、この点で局長は、料率改定で負担がそんなに多くなかない、あるいは軽減の方向になるのじゃないかと言われども、北海道の場合は昨年の冷害状況を考えますとそうではない。そして、今度の国庫負担が減るというところの絡みで、先ほど言われたような農家負担、反当りの負担増という、金額が出ましたけれども、これを上回るようなことになるのじゃないかということが私は心配になるのですけれども、この辺どうなんでしょう。

○眞鍋政府委員 全国の数字について先ほど申し上げましたが、全国平均で現行料率に比べて下がるであろう、こういう見通しでございしますが、さ

らに具体的に北海道の上川地区という御指摘がございましたので、ちょっと我々なりに試算をしてみました。なかなか難しいので、概算といいますが推算でございしますが、平成四年は御指摘のとおり被害が高かったという事はございしますが、過去の昭和四十五年から四十七年、特に昭和四十六の被害が大変大きかったというふうなことでございします。我々の試算によりまして、上川地区においても料率自体は下がるというふうな試算になっております。

○佐々木委員 そうすると、具体的にもうちょっとお尋ねしますけれども、先ほどのお話で、米の場合には反当で、十アール当たりで百八円ということでした。百八円、そうですね。これは平成六年の料率改定で、例えば上川地区で言って、これは下がりますか、上がりますか、どうです。

○眞鍋政府委員 上川ではそういう金目の試算はちょっとしておりませんので、今料率自体が上がるかどうか、下がるかどうか、こういうことで試算をしてみると、国庫負担の見直しによって上がって、それから料率の見直し下がるというふうなことで、ある程度相殺されるであろう、こういうことでございしますが、北海道全体については、ちょっと試算をしておりますが、国庫負担の上がり、それから料率改定に伴う減をあれしますと、余り上らないというふうな、全体として負担がふえないというふうな結果が出ております。

○佐々木委員 ということは、現状維持ぐらいということですか。

○眞鍋政府委員 そういうことでございます。北海道全体でございしますよ、水稲。

○佐々木委員 いずれこれははっきりしますね。いずれははっきりしたら、数字を教えてください。

○眞鍋政府委員 はい、わかりました。

○佐々木委員 一応その程度できょうのところは了解というか、お伺いしておきます。

いずれにしても、これは大した大きな負担ではないんじゃないかというお話があるのだけれども、そしていろいろな点での改善、改正の方とのバラ

ンスから考えるとこの負担はそう耐えがたいものではないというお話もあったのだけれども、しかし、御案内のように稲作農家というのは大変苦労している。ほかの農家もそうです。酪農、畜産なんかだつて北海道は大変なんですけれども、米価にしても、だから、毎年毎年皆さんが何とか本価を上げてもらいたい、要求している。けれども、これが上がらない。よくて据置きという状況が続いてきたわけですね。今やお米の値段は昭和五十三年度並みだというふうな事になっていて、米づくりをやっている収入が上がりません、先行きの見通しが立たない、そういうことから後継者もいないということで、大変な悩みが吐露されておられるわけです。

いずれこれらの問題については、来週からいよいよいわゆる農業三法の審議も始まりますし、昨年の六月に農水省が出されたいわゆる新政策、これと絡んだ議論もなされますので、日本の将来を見据えた農業像をどうつくっていくかという議論がこれから積極的に展開されることになると思ひますし、その中でまた議論を深めていきたいと思ひますけれども、何にしても農家の皆さんというのは、今のところ大変割に合わない、苦勞はいとわなないけれども、その苦勞に見合うようなメリツトが欲しいんだということを強く言われておられるわけです。

そういう中でありますから、先ほど野坂議員が言われたように、一円、二円の問題というのが入ると出るとでは、非常にシビアに受けとめられていられるんですね。ですから、ここで、お話しのように今度の改定によって掛金の負担増がたとえ一般的にはわずかだと思われようなものであっても、当事者にとつてみれば非常に重くそれが響いている、受けとめられるという、この痛みを私たちが十分には十分に考えていかなければならなからう、こう思うのです。今度は、もうこの法案はきょう成立するでしょうけれども、やはりこういうものを含めて見直すときには大胆に見直すという事にならないければいけないだろうと思うの

ですね。

それと、もう一つは、苦情として申し上げておきますけれども、この法律の今度の改正の系統といえますか、ここに至る経過といえますか、やはり問題があったのではなからうかと思うのです。いろいろ御説明はありましたけれども、冒頭申しましたように、また野坂議員からも指摘があったように、一つには国の財政負担の問題というのが大ききな問題になっていて、これは農林水産省の方から積極的に持ち出したとは僕は思わなければいけません。しかし、大蔵の言うことにこちらとしても、ほかのいろいろな要素があるからでしょうけれども、これに屈服せざるを得なかったというふうなことがあったのではなからうかと思ひます。

けれども、それだったらそういう実情を、この法案審議をするのは私たち国会議員なわけだし、国会の場合なんだから、もっと率直に早い段階でお話したいので、こういうことなんだけれどもどうしたものでしょうという御相談が、それは自民党さんだけではなくて私たち社会党を初めとする野党にもあれば、こういう問題はかねてから超党派でやろうやと言っているんだから、私もだつて役に立たないことないですよ。それを、もう決めてある、あるいは共済団体の御了解を得ているということで持ってきたら、もう決まりました、何とか通してくださいと言われれば、これは、我々国会議員としては不満がありません。これは、ある意味では委員会軽視だし、国会議員軽視だということになる。国会軽視だということにならざるを得ないと私は思ひます。

予算の問題が絡むといつても、これも野坂議員御指摘のように補正予算を組むという問題だつてある。現に、この間から国の方では、とにかく景気が悪いんだ、この景気回復のために本年度の本予算を早く通してもらいたいというので、私も、随分久しぶりのことだったと思うけれども、予算が年度内に通ったわけでしょう。通ったのに、今度すぐまた補正予算をつくるというの

でしょう。だったら、本当はこの補正予算の中にこの問題だつて入れておかしくないのだ、こういう苦情を言っておきますよ。こういうことのないように、これから気をつけてもらいたいと思ひます。もしもこういうような場合には、私もどうしても相当毅然たる態度をとらなければならぬと思ひますので、これはひとつ注文をつけておきます。

次に移りますけれども、いわゆる無事戻しという制度がありますね。これは聞きますと、大変一時期は無事戻しが大きかった。つまり、これは保険みたいなもので、災害がなかった場合に掛金がだんだん積み立てられていく、そこで、例えば保険の掛け捨ての場合なんかには払い戻しというふうなことがある、それに倣つたものだと思うので、最近どうも余り払われなくなつてきているというふうな話も聞くのですけれども、この実情はどうなつておるのか、それから、今後のこの無事戻しの実施についての見通しとかあるいは指導などについてどんなふうにか考へておられるのか、これをひとつお伺ひしたいと思います。

○眞鍋政府委員 無事戻しでございますが、特に委員、北海道のことを御指摘だと思ひますので、北海道にちよつと例をとりまして振り返つてみたいと思ひます。

北海道の水稲でございますが、北海道の水稲については、六十二年に六十五億三千九百万というふうな相当大きな金額の無事戻しをしておるというふうなことでございます。それから、同じ六十二年に、麦につきましても十四億四千六百万というふうな大変大きな金額の無事戻しをしたというふうな状況でございます。米につきましても、その後、六十三年が七億、元年が三億四千九百万、平成二年に二十億、それから平成三年に十三億というふうな、もちろん災害がありますと無事戻しはないわけでございますので、そういうことなのでございますが、年によつて振れておる、それから畑作につきましても振れておる、こういう状況で

ございます。

北海道につきましては、我々の定めておりますのは、農家が払い戻した掛金の大体二分の一の範囲内で定めて無事戻しをしてよろしい、こういうふうなことになるわけでございます。北海道は六十三年までは、そのように過去三年間の農家負担の共済掛金の合計額の二分の一の範囲内で、過去二年間にもつた無事戻しの額、あるいは共済金をもつたかも知れないかということをおあれしてやつておつたわけでございますが、六十二年に大変多くの金を払つた、無事戻しをしてしまつたというふうなことで、積立金がだんだん減つてきたというふうなこと等々もございまして、平成元年から北海道の組合が一斉に定款改正をして、三分の一の範囲内で返します、こういうふうな直したようでございます。いづれにいたしましても、そういう積立金の範囲内で返していくというところなのでございますが、北海道につきましては若干、六十二年が少し戻し過ぎて基金が少なくなつたというふうなこともございします。

いづれにいたしましても、無事戻しでございまして、積立金によつて共済金が払えないようになつては困るわけでございます、あくまでもそこを確保しながらできるだけ無事戻しできるときにはやるというふうなことで、安定的にやつていくということが必要でございます。そういうことでございしますので、大体北海道におきましても、こういうふうなことで計算をしまして、無事戻しを受けられるという人については、三分の一の範囲で無事戻しが行われておるというふうな状況でございます。やはり全体の金額から見ますと、そういうふうな振れておりますけれども、個々人をつつてみますと、無事戻しをしてもらへる人は金額は少し減りましたが、ちゃんと無事戻しは受けておる、こういうふうなことでございします。いづれにいたしましても、今後は、やはりこういうふうなことで余り振れたりあれするということとは適當でございませぬので、安定的にちゃんと無事戻しが行われますように、我々としても十分

指導をしてまいりたいと思つておるわけでございします。

○佐々木委員 いずれにしても、無事戻しには無事戻しの財源が必要なので、金がなければ戻すこともできないわけですし、言葉のように無事である場合に戻すわけだから、無事な状態が、何もない状態が長く続かないと、これは積み立てにならないわけですね。

そうはいつても、農業というのはお天気次第ですから、お天気によつてはどういうことになるかわからないし、また、異常な災害が発生した場合にこれはやむを得ないということがあるわけですね。しかし、そうでないような場合には、一般的に被害といひますか、そういうことがないようにするためには、いろいろな指導の面でもお骨折りしたたいて、品種の改良の面とか技術指導の面でも行政としてもやるべきことがある、そういうことによつて事故の発生を防ぎ、被害の発生なり率を抑えて、そして、できるだけこの無事戻しの財源もつくつていきながら無事戻しを実施するということになつていくのが望ましいことだろうと思ひます。

何にしても事故がないのが一番いいわけですが、そういう点でいろいろな指導方をぜひお願いしたいと思ふのと、それから、積み立てがあつても、それが例のバブル時代にいろいろ問題になつたように、ほかに資金流用されるなどということになつては困るわけで、この点についてはひとつ十分に督促、監督までではないかと思ひます。いけれども、指導していただかないといかぬでしょうね。共済組合あるいは連合会にしても気がついてはいると思ふのですけれども、そういう点の指導方もひとつお願いしておきたいと思ひます。それから、確かに今度のこの法改正ではよい面もたくさんある。これは私ももととして否定いたしません。改善点は評価するわけですが、しかし、これがやはり生かされていかなければいけないと思ふのです。

これもきのう米の議論の中で話題にもなつていわけですが、けれども、何といつてもこれは、一つは新政策との絡みというものが切り離せないものだろうと思ふのです。この新政策の中でも、特に中山間地域をどうするかということが大変問題になつてまいります。もともと共済というのは、御説明がありましたように、ただ単に適地適産というふうないわゆる生産対策的な観点という点ではなくて、むしろ災害対策としての観点というのが非常に基本的なものである。それからまた、営農の安定のための観点というのを基本に据えなければいけないだろうと思ふわけですね。また、農業の果たす役割というのが、かねてから言われているように、そしてまた特に最近強調されているように、ただ単に農作物をつくり提供するということだけではなくて、国土とか環境あるいは地域の保全ということに大変大きな役割を果たしているのだということが言われている。

それとの関係で、中山間地の見直しというが、中山間地が荒れて人がいなくなつてしまつてはそういう国土保全の機能というものが非常に危ないものになつてくる、そういうこととの関係でこの中山間地の農業というものもやはり大変大事なんだという位置づけがあるわけですね。これに役立たせるために、今度のこの法改正というのは、どういふように活用していきけるのか、どんなメリツトが生まれてくるのか、この辺はどう考へておられてどういふように活用していこうとなさつておるのか。これは大臣からまずお聞きしようか。○田名部国務大臣 望ましい経営体の育成、こうしたことの新政策の展開方向を助成しながらいろいろ改善したつもりであります。具体的には、集団営農促進に資するために生産組織単位で共済関係が成立する、こういう方式を導入した、あるいは土地利便型の規模拡大、この大規模経営体に対する有利な補償方式を適用したということでございます。中山間地についてもお触れになりましたが、畜産、野菜、花卉、果樹、こういう立地条件を生かし

た農業を振興していかなければならぬ、こう思っております。水田の場合ですと十アール以下、どの程度やっておるかという問題は問題でありまして、むしろ十アール以下のところというものはどのくらいあるか、場所にもよるでしょうけれども、十アール以上あればこれは問題ないわけですから、むしろ十アール程度の人は今申し上げたような有利な方向に私どもは誘導していきたいということを考えておるわけであります。

いずれにしても、中山間地の農家がもつと安定した収入を得られる、実態は今でもこれだけでは生活できておりませんから、農業だけではなくて林業にも、いろいろなところで所得を上げて生活をしていくわけですから、それをもっとよくしたいということを私どもは考えているわけでありまして、この共済制度によって中山間地がよくなるということではなくて、中山間地は中山間地対策でやはりよくしていくことを考えていかなければならぬというふうに考えております。

○佐々木委員 もちろん中山間地対策というのは共済でということじゃないので、これはあくまでも副次的なところか、もつと対策としては基本的なものがなければならぬ。これが今度の新たないわゆる中山間新法ですね、これの中にも出されておるといふことになっておりますので、これはまた来週からの議論でじっくり深めていきたいと思うのだけれども、それにしても、この農業災害の共済制度というのもそのための一助としての役割を果たすべきものだろうと思うのです。そういう点での運用の妙をぜひ発揮できるように、ひとつお願いしたいと思っております。

今大臣から十アールという単位のお話が出ました。この問題をあわせてここで聞いておきたいと思えますけれども、今度の改正でいわゆる共済組合員の資格が十アールということを目安にして変わってくることにになりましたね。十アール、つまり一反歩、それだけの耕地を持てない農家の人は個人としては今度はこの共済組合には入れない、そういう人たちは生産組織をつくって組織と

して組合員になるべきだ、こういうお話がありましたけれども、けさほどのお話を伺いますと、この対象になる農家戸数というのは結構多かったですね。こういう人たちは、今まで入っていたのに今度は入れないということになると、これはまた大変な問題になるので、この生産組織単位での加入をどういうようにしていくか、この促進対策と、こうした小規模の農家の方々にも組合員になってこの共済の恩恵を受けるような、メリットを受けるような立場を確保するための方策というのは、これはなかなか言うはやすいけれども大変じゃないかと思うのです。この方策あるいは促進対策をどういうふうに考えておられるのか、これをお聞かせいただけます。

○眞鍋政府委員 十アールに達しない人が組合員資格を失うということでございますが、これにつきましては、十アール未満でございまして、組合の場合には、園芸施設共済で加入をして、組合員資格を持つている人は、田畑が合計で十アールに満たなくても組合員資格がございまして、共済に、組合員にとどまれる、こういうことでございまして。さらには、今御指摘の生産組織、こういうものに入っていくと共済に加入がでるということでございます。具体的なあれにつきましましては今後のことでございますが、こういう方々が生産組織に入っていくように、我々としてもこういう道がありますよということの周知徹底を図っていききたい、こういうふうに思っております。

○佐々木委員 これも先ほど遠藤委員から大変心配をした質問があつて、小さい農家の切り捨てになるようなことではないかぬというお話がありました。一つは、やはり何となく誤解を招きがちなのは、今度の新政策の中では規模拡大ということを盛んに打ち出されているものだから、そういう政策の中で小さな農家は落とされていくんじゃないだろうかという心配だとか誤解もあると思うのです。そこへもってきてこれでですからね。だから、そうじゃないんだというこの手だてをき

ちんとしないと、ますます不信感を持たれることになると思ひますので、この点はひとつ加入の促進方、あるいは生産組織のあるところはいけれども、入っていくばいばいのだけれども、ないところもあると思ひますので、この組織化などについてはかなり工夫が必要だと思ひますし、行政的な助力というものも必要だと思ひますので、積極的にやっていただくように、これもまたお願いをしておきたいと思ひます。

それから、地域農業共済の導入ということが盛んに言われております。御承知だろうと思ひますけれども、これは対象としてどういふものかを考えておられて、どういふようにつくっていくか、これとしておられるのか、この辺についてお話をいただきます。

○眞鍋政府委員 現在、農業災害補償制度の対象品目につきましては拡充をされてきておりまして、全国的に相当程度の生産が行われているもの、これは大体野菜とか花を除きまして対象になっておるわけでございまして。したがって、地域農業共済の対象になり得るのは生産規模の小さい地域特産物であるというふうに考えられるわけでございまして。具体的に我々の方にちよつと聞かえておりますのは、ソバとかラッキョウでございまして、とか花、コンニャク、そういうものの要望が出されておることは承知をしておるわけでございします。

この地域農業共済につきましてはなぜ実施しないんだ、こういうことでございしますが、これにつきましてはなかなか難しい問題もございします。解決をしなければならぬ問題もございします。これは非常に地域的に限られておる作物というふうなことで、保険の設計上危険分散が非常に難しいというところで、どうやって危険分散を図るかというふうなことでございします。それが一点でございします。

それから二点目は、これは保険設計でございしますので、過去何年間かのデータが要るわけでございします。そういう作物についてその被害の態様な

り発生状況を示すようなデータがまだそろっていない、こういうふうな問題が二点目でございします。

それからさらに、こういう地域農業共済ということでございますので、地方の共済というふうなことで、県なり、今のところ我々のやっております農業災害補償の共済は国と農業者という二つになつておるわけでございまして、この地域共済ということになりますと、地方公共団体がいろいろ負担をするかどうか、こういう問題もあるわけでございます。さらには、それを全国ベースでどうやって再保険なりそういうものに掛けていくかというふうな問題がございまして、直ちにこれは今回実施するというわけにはいかないわけでございしますが、委員御指摘のとおり、これらの中山間地域とも関連しまして、こういう作物につきましては中山間とも関連をしてくるというふうなことでございします。我々といしましては、さらにこういう点について検討を深めてまいりたいと思つておるわけでございします。

○佐々木委員 かねてから我が国の行政、特にその中でも農政というのは非常に画一的だということが言われてきたわけですね。非常に縦長の日本列島、北から南までの間にはそれぞれの地域の特性が非常に異なつています。その地域の実情に見合った農政というものをつくっていく必要があるのではないかと、これが強調され、そしてそういうふうな意見を集約いたしまして、実は我が党でもいわゆる農業三法の一つとして地域農業振興法、これを議員立法としてつくつて既に提案をいたしました。本日この後、辻部会長から趣旨説明が行われる予定になっておりますけれども、農業共済においても、この観点というものはやはり生かされていくべきであらうと私は考えるわけですね。

そこで、地域農業共済の導入ということをお考えになつておられるとすれば、今も一般的なお話がありましたけれども、なお各地の地域の実情というものを十分掌握して、その地域の実情に見合

い、農家の人々、農作者に喜ばれるような農業共済制度というものをつくっていかねば、私は魂の入ったものにならないだろうと思つておりますので、この点については今後ひとつお互いに研究し合つて追求をしていきたいものだということを申し上げておきたいと思ひます。

そこで、もう一つの問題ですが、家畜共済に絡んで、平成元年の十一月に農業災害補償制度研究会の報告が出されておりますけれども、その中で、制度の改善の基本方向として何項目か挙げられておる中で、この家畜共済の対象家畜として乳牛の子牛及び胎児を追加すること、及び園芸施設共済の対象施設に一部被覆施設を追加することが適当だ、こういう意見があるわけですね。

今の後段の園芸施設共済の対象施設に、この一部被覆施設、つまり屋根だけのもの、これも対象にするということは今度の改正の中に入りましたね。対象に追加されたところが、この前段の乳牛の子牛と胎児の追加、これについては御提言があるにもかかわらず今度は入っておらない。これはどうしてですか。

○眞鍋政府委員 御指摘のとおり、乳牛の子牛及び胎児の共済目的への追加につきましては、子牛の販売収入が酪農経営の副産物収入として重要な地位を占めつつあるというふうなこと、さらには肥育専業農家の経営の安定が求められている、こういう認識のもとに実施に向けて検討してきたわけでございます。

しかしながら、最近、牛肉の自由化などによりまして乳牛の子牛価格が非常に下がって低迷をしておるといふようなこと、さらには乳用牛の被害率が大変高くなつてきているというふうなことで、酪農の経営をめぐる状況が大きく変化をしておるといふようなことで、こういう状況の中で農家の保険需要が小さくなつてきているというふうな実態が一つございます。さらには、乳牛の子牛は雄と雌によりまして価格が非常に違ふ、こういうふうなことで、胎児の段階で値段をどういふうに評価をするか、こういう技術的な問題もござ

います。

そういうふうな技術的な問題と、先ほど申し上げましたような問題を総合的に勘案をしました結果、今しばらくこの状況を見守つて、状況を見きわめて判断をしたいというふうなことで、今回は見送るというふうにしたわけでございしますが、さらに検討を続けていきたいと思つておるわけでございします。

○佐々木委員 局長御指摘のように、何といつてもこの酪農、畜産の関係では牛肉の自由化以来の影響が余りにも大き過ぎて、皆さん大変に御苦労されておるのですね。それで、乳牛が死亡したり、それから廃牛になつたりというふうな事故が非常に高くなつてきているのは、まさに今局長御指摘のよう自由化の影響が非常に強いのですね。

俗に風が吹けばおけ屋がもうかるなんていうことわざがありますけれども、実際に酪農、畜産の場合、家畜の場合にはそうなんですね、この影響が。つまり、自由化の影響で枝肉の価格だと個体の価格が暴落しちゃつた。この間の委員会の質問でも私もよく指摘したのですけれども、乳牛の雌の子ですね、これはこの間、北海道の方にお伺いしたら、この間、一頭三千円で売つちやつたと言つたのですからね。三千円といつたら北海道だつて、場合によつたらシャケより安いわけですよ。実際にそんなのですから、本当に僕ら驚いちゃつた。普通の人が考えたら、シャケと、曲がりなりにも子牛一頭ですからね、どっちが高いんだといつたら子牛の方だと思う。ところが、実情は違ふのですよ。そこまで深刻な影響が出ているわけですね。

だから、そうなるべくと、どうしても牛乳をたくさん搾るということに、そしてまた、良質の牛乳を搾ろうということ、ウエートがかかつて、乳量をふやして何とか収入を得たい、こうなるものだから、そうすると、この牛に無理がかかつてくる。どうしても牛の方もたくさんだと言ふわけにはいかないから、ぎゅうぎゅう搾られて、体も壊す。それで廃用牛にもなつたり、死亡率が

高まる、こういうことになっていくのでしようね。

加えて、例の政府の方針に従つて、北海道の場合には特に規模拡大しましたから、多頭化したわけですね。たくさん、たくさん乳牛を飼うようになった。そうすると、これもまた人手不足が深刻なわけですね。そこで、管理の上でもどうしても行き届かないということもあつてこういう乳牛の事故というものがふえてきたというわけ、この関係というものは、風が吹いておけ屋がもうかるというの、なかなか理があたり理がないものがあるけれども、これは自由化の影響というのがあるにあらわれている、因果関係がはっきりしているということがあるので、政府の責任は重い。それだけに今度の改正でも今の乳牛の子牛だとか胎児を追加してもらいたいという要望が非常に強かつたし、それから研究会でも一つの意見としてはっきり出ていたにもかかわらず、それが加わらなかつたというのは、私は大変残念だつたと思ふのです。

これは、今局長おっしゃる通りに、胎児の価格の算定の難しさなどということはあることはわかります。あることはわかるけれども、ある程度の基準を設けるといふことはできないではないはずなんだから、これはやはりそうした保険需要が多いわけですから、早急に見直してこれを追加していただくようにしていただかなければならないと私は思つて、これは宿題として注文をしておきたいと思つております。

あわせて、先ほどは遠藤議員の方から果樹としての西洋ナシの追加などについてもお話を承りましたけれども、これからは高付加価値型の野菜など、あるいは果樹など、今まで手がけておらなかったものでも手がけざるを得ないようにんだんなつてくると思うのですね。それで、こうしたものについてもやはり積極的に追加していくような姿勢がなければならぬのだらうと私は思ふのです。一つの例として、アロエという植物があります。これなどは追加の可能性はどうですか。これからは健康食品時代だからふえてくると僕は思

います。これはどういふ範疇になるのでしよう。

○眞鍋政府委員 突然のお尋ねでございまして、アロエは、薬用植物といひますが、そういうものとして栽培されているのだらうと思ひますが、先ほど来申し上げておりますように、農業共済の対象にするということになりますと、やはりそれなりのデータがなければいけません。それから、ある程度全国的にまたがって栽培をされておるといふふうなことが必要でございします。それから、損害認定といひまして、被害をどれくらい受けたか、どうやって被害を査定するかというふうな技術的な問題がございします。それらのものを検討いたしまして保険として仕組めるかどうかという検討をしなければならぬと思ふわけでございします。これも先ほど申し上げたような地域共済、そういうものに適しているのかどうかということも含めまして、せつかくの御指摘でございしますので、少し勉強をしてみたいと思ひます。

○佐々木委員 地域共済の導入というのはこういうことにも生かされてこなければいかぬと私は思ふのです。これからは多様化時代ですから、本当に思ひもかけないようなものがつくられ出してくるのではなからうかと思ふわけですね。だから、それに余りかたくなな姿勢だと、せつかくの進取の精神、前向きな農家の意欲というものをまたそぐこともなかりかねないと思ひます。共済の制度がそれを助長する全部だと思ひないけれども、そういうものを生かす一つのきっかけになる、あるいは支えになるものとして生かされていくようにしてもらいたいものだと思ひますので、あえてこんな例を出してみたのですけれども、どうか柔軟な対応をいただきたいと思います。そのことをお願いしておきます。

それから、もう一つ具体的な問題で、これも私は以前にも質問をしたのですけれども、例の米の収穫量の判定基準、検査のときの網のふるい目です。これが共済では一・七ミリを基準にしているわけですが、私も、私も北海道の場合なども、きさらという米が出てまいりました。大変おしい

い、いいお米ですが、なおかつ良質米をというので、上川町あたりでは、この検査のときのふるいは大体一・九五が常識です。場合によっては二ミリを使っているのです。余りにも実情と基準が離れ過ぎているので、もう少し合わせたいというのではないかと思うのですが、この辺はどうなのですか。これも前に検討するという事になっているのだけれども、どの程度検討しているのか、これからの見通しはどうなのか、この辺ひとつお知らせください。

○眞鍋政府委員 御指摘のように、米につきましてはふるい目の問題がございます。これは、農林水産省では収量とかそういうものを農林水産統計で調査しておるわけでございますが、その場合には一・七ミリの目幅のふるいを使っておることは御指摘のとおりでございます。ところが、最近、自主流通米でございますとかいろいろな場面でも、一・八とか一・九、二ミリというふうなふるい目が使われているのは御指摘のとおりでございます。その場合にどのふるい目にしたらいいか。地域によって違うものでございますから、どういふふうにして統一をするかというふうな事。それから、保険設計でございますので、過去の収量なり被害率をやるときに調査データが一・七で統計をやっておるものでございますから、それをどういふふうに変えるかというふうな事です。要するに、我々の農業共済だけで変えられるというものでもないという事がございます。農林水産省全体として取り組んできたのでございますが、まだ結論が出ていないというふうな事で、なかなかすぐには、やはりやるとすれば統計なりも含めて実施をしなければならぬ、こういう問題がございます。そういうことでございますので、さらに検討を深めさせていただきたいと思うわけでございます。

○佐々木委員 前に検討すると言ったからもう一年近くなったものですか、まごまごしているのとまた出来秋が来るわけです。これで政府米の出荷に大きな影響があるのです。ですから、検討

するのだったら局長の所だけでいいわけにいかないのはわかります。統計の問題もあるのはわかりますけれども、問題意識は持つて統計の方もやっているのだから、本気になってやろうと思えばどんどん進まないことはないはずなので、余り先延ばししないで進めてください。どういふことになっているのか、また時間がたったらお伺いしますから、それは覚悟しておいてください。

それから、時間を少し残しますけれども、進行に協力をする関係で、これで最後の質問にいたします。

何にしても、今度の改正で共済掛金が国の負担が軽くなって、農家、組合員の負担が上がるという事は紛れもない事実です。そういう中で、当然加入でないと、例えば果樹、畑作、園芸施設、この種の共済は任意加入になっているだけに、入るメリットがなければ入ろうとしないのではな

いだろうか。この種の部門は、確かに果樹などは、一昨年の台風で青森地方のリンゴ農家の皆さんは大変な被害を受けたけれども、しばらくはなかったということがあるわけです。それで加入者が少なかった。またまた入っていた人は共済の恩恵を受けたわけですが、しかし、一つにはこういう災害がないようにしようという努力しているという事もある。被害がしつちゅうあるわけではない。あつては困るわけですが、そういうこととから、掛金が高くなるのであればもう入っているのをやめようとか、新しく入ろうとした人が二の足を踏むという事で、加入の促進ということが滞るのではなからうか。しかし、保険、共済である以上、加入者がたくさんいなければ、掛金がなければ共済事業というのは全うできないわけですから、先行き大変心配になるわけです。

家畜共済などは、そういう意味で出が多くてあつておつている。家畜共済の赤字は、具体的な数字は出しませんが、持っているのはありますけれども、北海道の場合でも大変なものです。どうしようかと言っているぐらいです。家畜共済についての援助方というのをまた考えていただ

なければいかぬだろうと思うのですが、この果樹、畑作、園芸施設共済の加入促進の方策、あるいは掛金が上がることによって加入状況が変わつてこないか、この辺はどうですか。

○眞鍋政府委員 御指摘のとおり、果樹共済、園芸施設共済等については加入率が低いわけでございます。何とか加入を促進したいという事で、今回の改正におきまして、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済の加入促進に役立つようというふうなことで、いろいろなものを盛り込んでおるわけでございます。

果樹共済につきましては、例えば災害収入共済方式の本格実施ということで品目がふえる、あるいは足切り割合が三割から二割になる、あるいはキウイフルーツでございますとか晩かん類の追加、こういうふうなことを行っているわけでございます。

それから、畑作物共済につきましても、てん菜の支払い開始損害割合を二割から一割に引き下げる、あるいは糖分取引を反映させるというふうな事。大豆につきましても、収量の高い農家の実態が反映できるようにする。お茶につきましても、品質の低下が反映できるように方式を導入するというふうなことをやっておるわけでございます。

園芸施設共済については、雨よけ施設を追加する、こういうこともやっておるわけでございます。さらには、責任分担方式を直しておるといふふうな事で、組合としましてはそういう加入促進に弾みがつくように、こういうふうなことでやっておるわけでございますが、いずれにいたしまして、多くの人が入っていただく、それで直すところは直していく、こういうふうなことでやっていきたいという事で、私もといたしまして、こういう加入促進が行われますように、十分指導をしてまいりたいと思っております。ご意見を。

ね。本当に入ることによってお互い同士が助け合、そしてまたメリットがあるんだという思いを持っていただかなければいけないだろうと思うのです。そのためには、それぞれの地域の連合会なり共済組合なり、御努力をするだろうけれども、国としてやはりもっと積極的にそれについての援助という事を必要があるだろうし、それから、先ほど来検討課題になっておりますさまざまな問題についても、今はこういうことで難しいけれども、将来的にはなお改善されていくんだということですね。それから、掛金の負担についても、今回はこういうことでやむなく負担増になつたけれども、これについてもやはり検討の余地を残すようなことになっていかなければならぬいのではないかと申すのです。それらの問題も含めて、今度の新しい法律、そしてまた新農政と絡んだ議論の中でも、さらに私たちは議論を続けていきたいと思っております。

時間が少し残りましたが、進行に御協力をさせていただきたく意味で、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○平沼委員長 宮地正介君。

○宮地委員 きょうは、農災法の審議でございます。まず、総務庁に伺いたいと思つてます。昨年の平成四年十二月に農業災害補償制度に関する行政監察結果に基づく勧告を農林水産省に行いました。その勧告の中でも、今回の法案の改正の中に出ております最大の問題である国庫負担のあり方の見直し、この問題について昨年来総務庁としても行政監察をしてきたわけでございます。特に行政監察の中で実態の調査をされた総務庁でございますから、この見直しの問題について、特にこの生産農家のいわゆる負担増の問題、逆に国庫負担の削減、こういうことになるわけでございますが、その点について実態面からどのような行政監察をされたか、御報告いただきたいと思つてます。

○美山説明員 先生御指摘のとおり、昨年の十二月七日に農業災害補償制度に関する行政監察結果

に基づいて勧告をいたしたわけでございます。この勧告の中身は、一つは、農業情勢の変化に対応した制度、運営の見直し、あるいは事業運営の適正化という点を勧告をしたわけでございますけれども、その一環として、共済掛金国庫負担金につきましては、農業生産の動向等を勘案し、農作物共済における超過累進制度に係る国庫負担、あるいは畑作物共済に係る国庫負担、蚕繭共済の超異常共済掛金に係る国庫負担等について、共済事業・品目を通ずる合理的な国庫負担のあり方を検討するという点を勧告いたしておるわけでございます。

このような勧告を行いましたのは、一つには、農業災害補償制度といえますのは、農業経営の安定あるいは農業生産力の発展という意味から非常に重要な機能を果たしておる、そういう重要な機能を果たしておるこの制度が今後ともその機能を十分に発揮していくためには、何よりもその制度、運営が農家等のニーズに即応した魅力あるものになることが必要ではないか、このためには、いろいろな制度の充実を図っていく必要があるという点でございます。

そういう中で、一方で総合的な観点から、合理化すべき点は合理化をしていただくことも必要ではなからうかという点がございいます。実態的には、従来、掛金の国庫負担については何回か見直しが行われてきておるところでございますけれども、私どもがいろいろ調査をいたしましたところ、例えば畑作物共済につきましては、当時、制度の仕組み上準拠した農作物共済の国庫負担割合が昭和五十二年産の約六割から順次低下をしてきておるといふ実態、あるいは蚕繭共済につきましても、蚕の飼養方法等の技術改良が非常に進みまして、蚕繭共済に係る被害率、とりわけ超異常災害部分に係る被害率が著しく低下をしてきておる、こういう実態もあつたわけでございます。

先生御指摘の点でございますけれども、もう一方で、国庫負担のあり方につきましてはこういう指摘をする一方で、私どもは制度の充実強化とい

う面、具体的には、例えば農作物共済につきましましては、これは農水省が展開されつつあります新政策の方向に即しました大規模農業経営体の育成に資するといふ観点から、この大規模経営体に係る共済金の支払い開始損害割合、いわゆる足切り割合でございませうけれども、これのあり方を見直すこと。あるいは農業の重要な担い手の一つであります任意の生産組織、このうち協業経営を行っております者については組織単位で共済事業に加入できる方途を検討すべきではないか。あるいは畑作物共済につきましては、お茶の共済事業について、品質低下を補償する方式の導入の可否について検討を促進する必要があるのではないかと。それから、任意の生産組織についても同じような指摘をしておるところでございます。それから、果樹共済につきましては、栽培面積が増加している清見等のかんきつ類の対象品目への追加等々、制度の充実面についても指摘をしておるわけでございます。

私どもの勧告した中身につきましては、きょう御審議をいただいております法案の中に相当盛り込まれておるわけでございます。私どもが勧告しました以外の事項も多々あるわけでございますけれども、総体的に見て、やはり農家等のニーズに相当かなうものになっていくのではないかとこのように考えております。

(委員長退席、金子(徳)委員長代理着席)

○宮地委員 今監察官の御報告がございまして、行政監察の結果を受けて、農林水産省が非常に汗をかいて、今御報告の内容がほとんど法案には盛り込まれております。しかし、この農作物共済の中で、例えば水稲においては、超過累進方式で今まで現行五〇%から六〇%、現行水準が五三・五%、これが今回改正をされて五〇%。陸稲につきましても、現行水準の六一・二%が五〇%。さらに、麦におきましても、現行水準五九・五%が五〇%から五五%。農作物共済においては、農業生産者の負担が約二十六億四千万円減るわけであります、その分国庫負担が減少をする、こういう新たな

な改正になるわけでございます。

今、総務庁からの報告の中には、一つは、魅力のある農業制度、ここにやはり抜本的な改正をすべきである、もう一つは、この新農政という新しい段階を迎えた農政改革をやる中において、農業制度もそれに並行して改革をやっていくべきである、こういう重要な御説明があつたわけでございますが、農林水産省として、今回のこうした農業生産者の負担増が、今後、この農業の活性化あるいは魅力ある農業制度ということについてどのようになつていくのか、この点について国民にわかりやすく御説明いただきたいと思ひます。

○眞鍋政府委員 今回の改正で、特に魅力ある共済制度というふうなことで、我々いろいろなものを取り込んでおるわけでございます。

まず、農作物共済につきましては、一つには麦の県区分を設けたということでございます。北海道でございますが、秋まき、春まきの区分ができることによりまして農家に魅力が出てくる、こういうことでございます。さらには共済事故として火災を追加するというふうな、富山のフェーン現象によりまして作物が焼けた、こういう事故もございまして、火災を追加する、こういうこともやっておるわけでございます。

さらには、今御指摘がございました新政策といひますか、大規模農家に対する新たな、有利な方式の適用、こういうふうなこともやっておるわけでございます。それから任意生産組織、法人格のない生産組織を共済に加入できるようにする、こういうふうなことで、今までは個人か法人でない加入できなかったというふうなことでございまして、法人格のない生産組織でも加入ができるようにする、こういうふうな改正を行ったわけでございます。

それから、蚕繭共済につきましても生産組織で加入できるようにした、こういうことでござい

す。それから、果樹共済につきましては、特に加入率が低いというふうな問題がございまして、災害

収入共済方式、これはほかの共済と違ひまして価格まで加味した共済方式でございまして、これにつきましましては試験実施をやつてきたということをおるわけでございませう。今回本格実施をすることにしまして、品目が従来九品目に限られておつたものが十四品目、それからさらに今回追加する品目も加えまして十五品目、果樹共済すべてについてこの災害収入方式が適用になる、こういうふうなことになるわけでございませう。さらには、支払い損害割合、今までは果樹共済では三割以上やられないと補償してもらえなかつたわけでございますが、今回からは二割以上被害を受けると支払いを行うというふうなことにしたわけでございます。さらには品目追加としまして、最近栽培がふえておりますキウイフルーツでございませうとか清見、ゼミノール等の晩かん類を対象品目に加えたというふうなこととでございます。それからさらには、もちろんでございますが、生産組織単位でも加入ができる、こういうことにしたわけでございます。

それから畑作物共済でございませうが、てん菜につきましまして被害率が非常に低くなつておるといふふうなことで、余り共済金をもらふ機会がない、こういうふうな不満があつたわけでございませうが、農家の要望にこたへまして、今までは二割以上被害を受けないと共済金をもらえなかつたというところでございませうが、一割に引き下げまして、共済金をもらふ度合いといひますか、頻度を高めたといふふうなことでございませう。さらには、最近てん菜では糖分取引というふうなことが行われておるわけでございまして、糖度が下がった要するに品質が低下したといひますか、糖度が下がったというところを損害に算入できるように、そういう糖分取引が共済に反映できるようにというふうなことで、これを取り入れた。

それから大豆につきまして、従来であります、有利な、要するに単収の高い、非常にまじめに大豆をつくつておりますというか、一生懸命つくつておつて非常に単収が高い人と捨てづくり的なもの

のまで一緒にしておったわけでございますが、今回からは単収の高い農家はその農家単位で高いものをとれるような、選択できるような方式を導入する、こういうふうにしたわけでございます。

それからお茶につきましては、これは従来一番茶で被害を受けましても、横から芽が出てきて収量としては減らないというふうなことになりますと共済金をもらえない、魅力がないというふうなことで、なかなか入っていただけなかったわけでございますが、それをいわゆる価格まで加味したわけで災害収入方式というふうなことで、一番茶がやられて品質が低下した、こういうふうなことが共済金に反映できるように、災害収入方式の試験実施をすることにしたわけでございます。それから、生産組織単位でも加入ができるというふうにしたわけでございます。

それからさらに、園芸施設共済につきましては、雨よけ施設、先ほど来出ておりますが、最近いろいろな野菜でございまして、か果物について雨よけ施設がふえております。そういうものを共済の対象にできるようにするということでございます。それからさらに、これは直接法律とは関係しますが、今までは掛金の国庫負担対象共済金額というのが限度額がございました、これが低い、もう少し上げてほしいということで要望があつたわけでございますが、これを倍額にするということふうな改正も行つておるわけでございます。そういうふうなことで、各共済につきまして魅力あるものにしたいというふうなことで、このよくな幅広いきめ細かな改正事項を盛り込んで、農事情の変更に対応できるような御提案をしておるところでございます。

○宮地委員 今御報告がございましたが、今回の畑作物共済においても大体四億円ぐらい農家の負担が増す。最近、異常気象といいますが、そういう影響で埼玉県なんかでも、私の選挙区の越生町、ここは梅が非常に盛んなところなんです。越生の梅林といまして、都心の方もちよいちよい観光に來られます。ところが、こうした梅林にも暴

常気象で最近ひょうが非常によく降るのですね。このひょうによつて梅がやられるわけです。梅は傷がつきますと、これはもう非常に使いにくいです。それからつぶさなきやならない。また、お茶の産地でございますから狭山茶、この狭山茶というのは埼玉県の西部地域が本場でございまして、やはり異常気象で最近非常に寒い、こうした温度の差によつて茶色に枯れてくるのですね。そういう面で、今回今までの収穫方式から収入方式に変えられたらということとは私は非常に敬意を表したい、こう思うておるわけです。

具体的にもしお調べになつてわかるのであれば、こうした越生の梅とか狭山茶などについて、今回の農家負担が四億円ということで畑作物共済の農家負担がふえるわけですが、こうした梅とかお茶の生産農家の皆さんの掛金というのはどのくらい負担増になるのか、御説明いただきたい。

○眞鍋政府委員 今回の国庫負担率の見直しは、農作物共済、米、麦等についてやっておりますが、果樹共済につきましては国庫負担率は変えておりませんので、そういう意味におきます負担増はございませぬ。

しかしながら、今度そういう対象を広げることによって料率をはじき直すというふうなことがあろうかと思いますが、その点についてはまだまだちょっと作業ができておりませんので、御答弁はいただきたいと思います。

○宮地委員　ぜひ首都圏の園芸作物あるいは畑作物、こうしたところについての今後この農災制度の公平な対応を私はお願ひしたいと思うのです。

そういう意味では、埼玉などは、大きな災害と
いうのは、台風とか冷害とかそういう大災害的なものは余り見受けられません。しかし、最近の異常気象によって温度の較差、あるいは先ほど申し上げたようなひょうが降ったり、あるいは異常気象による最近の、昼間は暖かいけれども夜は非常に冷える、こういうような状況で、大麥デリカカシといいますが、お茶などには大きな影響が出る。しかし、埼玉県ではハウス栽培のイチゴとか、

あるいは皆さん有名な深谷のネギとか入間ゴボウとか、東京の消費者地帯に出荷している大変な園芸作物はあるわけです。こうしたものについては災害というのは非常に少ない。

ですから、そういうところについては、今後掛金等も、常襲災害地域とのバランスというものもしっかりとっていただくということで、本当に魅力のある農災ということであれば、そうした面のバランスというものもしっかりと公正に、公平に積算をして、また過去の気象データ等をもとにして、皆さんが入りやすく、また災害になったときには、いざというときには対応できるような、そうしたやはり公平な、弾力的な農災制度にさらに改善をしていく必要があるのではないか。この点などについての農水省の見解を確認しておきたいと思えます。

というはある意味じやあめの部分とむちの部分があつて、財政上の事情ということで約三十億円の国庫負担が削減をされ、それが農業生産者の負担という、しかし、全体的には相当抜本的な改正がされておる。総務庁が行政監察をされて、その勧告を受けた農林水産省も相当な汗をかいて、我々はそういう意味合いから全体としてはこの法案には賛成を決定したわけでございます。これからの新農政をつくり、二十一世紀の農業を活性化していく中で、やはり改めるべきは改め、改善していくことは私は結構だと思ひます。

ただ、その中で、財政事情が厳しいからといって国庫負担を削減していく、ここにおいては、特に農業活性化の中において相当慎重にやるべきではないか。例えば、この三十億のカットをしないので、これを別の形で農災制度の改革案にこの財源

○眞鍋政府委員　この点につきましては、御答弁

申し上げておきますように、今回の負担率の改正というふうなことで、どうもこの共済制度が米に偏り、また米につきましては超過累進方式ということで、災害が多発する、災害の多いところに多くの補助が行くといいますが、要するに被害率の高い地域の補助率が高い、こういうふうなことになるわけでございます。

そのことにつきまして、今回はそういうもの
の必要性を見直しまして、それを合理化するとも
に、片方では、ただいま御指摘もございましたよ
うに、地域、あるいはいろいろなこれからの選
択的拡大部門というふうな各種の作物につきま
して制度の充実を図って、魅力のある共済制度
にしたい、こういうことで御提案を申し上げ、
やはりこれが、今後の農業の方向を踏まえな
がら農業共済制度が本当に農家の役に立つてい
くというふうな方向であらうというふうな考
え方のもとに、今回改正案を提出してござい
ます。

○宮地委員 農林水産大臣にお伺いしておきたいと思うんですね。

この問題が最後ですが、今回の農災制度の改正

〔金子（徳）委員長代理退席、委員長着席〕

○眞鍋政府委員　まず第一点目でございますが、今回の訪米につきましては、日米首脳会談というふうなことでございまして、日程が十六日一日だけということでございまして、もうこの日米首脳会談だけで終わりますと、農業について事務レベルでやり合いをするというふうな時間的余裕がないわけでございます。それからさらに、向こう側の農業関係のスタッフがまだ整っておらない、こういうふうな事情もございまして、今回は事務レベルの会談は予定してないところでございまして、

それから、アメリカのウエーバー品目についてのお尋ねでございますが、御指摘のとおり、アメリカのウエーバー品目、何品目があるわけでございします。ただアメリカ政府は、この非關稅措置をすべて關稅化するというふうな方針を決めました、國別約束表、いわゆるオフアアと言っておりますが、國別約束表を既に提出しているわけでございします。ところが、このウエーバー品目でございします酪農品でございしますとかビーナツ、綿花、

砂糖などの関係団体では、これらの品目の輸入制限を維持すべきであるというふうな意見があることは我々も承知しておるわけでございます。

しかしながら、アメリカの農業の中で大きな地位を占めております穀物でございすとか、あるいは大豆などの業界は、包括関税化を含むアメリカ政府の提案を基本的に支持する、こういうふうな立場でございますので、ウェーバー品目関係団体

なっていないというふうに聞いているわけでございます。

いすれにしましても、我々といましては、こうしたウエバー品目を抱えております団体の動き、さらにはアメリカ政府の対応等を今後とも注視をしてまいりたいと思っております。

さらに、ECにつきましても御指摘のようなことがあるわけですが、いすれにいたしましても、アメリカ、ECとも、農業部分だけではな

くて、ほかの部分についてもダンケル・テキストの修正、こういうことを言っておるわけでござい
ますので、私もとしまして、我々の主張が受け
入れられてダンケル・テキストが適正に修正さ
れますように、引き続き努力をしてみたいと思
うわけでございます。

○宮地委員 しっかりと経済局長頑張ってき
ていただきたい、こう思います。

時間も最後になりましたので、きょうは水産庁
長官にもちょっと来ていただきました。また次の
機会に御質問したいと思いますが、一問だけ、五
月十日から十四日に行われるいわゆる国際捕鯨委
員会、IWC、これに臨む日本政府としての対応、
特に南氷洋の鯨のサンクチュアリーの設定の提案
の問題とか大変大きな課題があるわけでござい
ますが、大変に今国民の注視的でございますので、
長官から御説明をいただいて終わりたいと思いま
す。

○川合政府委員 今お話しのように、国際捕鯨委
員会の第四十五回の総会が五月十日から開かれま
す。それに先立ちまして、四月十九日から科学委
員会が開かれることになっております。この会合
では、従来からの経過を述べておりますが、例え
ば南氷洋の捕鯨サンクチュアリーの導入の問題、あ
るいは捕鯨再開のための改定管理制度の問題、さ
らには我が国の沿岸におきます捕鯨の問題など、
非常に重要な問題がございます。

御承知のように、この捕鯨委員会の従来の流れ
は、必ずしも、私どもが考えております科学的な
調査結果に基づく合理的なあるいは有効的な利用
ということとは異なる動きがあるわけでございま
す。しかしながら、二番目に申しました捕鯨再開
のための改定管理制度の問題、あるいはこれに反
対をいたす形で出ております南氷洋捕鯨サンク
チュアリーの導入の問題など、私どもの今までの
考え方にとりまして非常に大きな問題を含んでお
ります。

時間もございませんので、お答え申し
上げますけれども、私どもは、従来からとり続け

てまいりましたこの捕鯨に対する考え方を、日本
で開かれるというこの機会に、世界に対し、それ
から国民の皆様方にも理解を求め、最大限
の努力をしていきたいという基本方針で臨んでま
いりたいと思っております。

○宮地委員 どうもありがとうございます。
終わります。

○平沼委員長 鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 私も冒頭、クリントン政権発足後の
初の日米首脳会談、あした宮澤総理が行かれると
いうことであります。対ロシアの経済支援あるい
はまたアメリカの財政赤字、あるいは日本の貿易
収支の大幅黒字という中でガットの農業問題で
あります。

まず最初に、外務省経済局の次長が見えられて
おると思いますが、渡辺外務大臣にかわつて
武藤新外務大臣、就任後、このガット農業問題
に対して発言を繰り返しております。その発言の
内容についてまずお聞かせを願いたいと思いま
す。

○林(昭)政府委員 お答え申し上げます。

武藤大臣、何度かウルグアイ・ラウンドのこと
について発言をしておられますが、お尋ねの件は、
一番最近の十一日のNHKの番組ないし岐阜県で
の記者会見ということではないかと思えます。そ
こでは、我々が得ているものでは、日本の米の市
場開放問題について大臣は触れられて、米だけを
関税化の対象から外せというなら他のものを開放
してよいのか、私なりに努力をしたいというふう
に述べられたと承知しております。

○鉢呂委員 実は私も、先週の八日ですか、社
会党の農水部会、辻部会長を初めとして幹部の皆
さんが武藤外務大臣に、就任当初に、永久に一粒
たりとも米を入れないということではできないかの
発言をし、そのことに対して厳重に申し入れをし
てきたところであります。新外相の話によりまし
と、そう人が言っておる、そういう意見もあると
いうような回答でありまして、もちろん本会議に
おいて、構造三法あの質疑の中でも我が方から

も質疑を求めたところであります。

しかし、十二日のテレビ発言、私も実は、十二日
のテレビ東京、十二チャンネルの夜の十一時、新
外相に直撃というような番組がニュース番組であ
りまして、ちょうど見ておりました。この農業共
済の勉強をしつつ見ていたのですけれども、こう
いうふうに言っていました。あきらめたとはいわ
ないが、乳製品等の農産物、林産物、水産物も言っ
ていましたけれども、これの制限を譲歩した中で
米を理解せしめるのだ、米の例外化を理解せしめ
るのだという意味だと思えますけれども、そうい
う発言をしておたのです。

この真意は何でありましょうか。米と引きかえ
に乳製品等のいわゆる十一・二項のあの農産物
について関税化を認めるということでありまし
か。

○林(昭)政府委員 我々といましては、大臣
がいたされた発言というのは、我が国にとつ
て米が有する格別の重要性を述べられることも
に、現在の農業交渉において我が国を取り巻く困
難状況、とりわけ米についての困難な状況につ
いて言及したものと承知しております。交渉の
方針として、従来国会その他の場で申し上げてい
る方針を変更するということではないというふう
に承知をいたしております。

○鉢呂委員 米だけが今取り上げられておるわけ
ではありませんが、十一・二項の乳製品、でん
粉等、これらの問題についても日本はきちん
と守っていく、関税化もできないという姿勢である
ことは、この本農水委員会でも農水大臣が認めて
おるところであります。

さまざまな報道がありますが、ことしに入っても、
関税化の交渉をしておるんだということが一斉に
マスコミで報道された経過もありますけれども、
私どもは農水大臣の御答弁を、これがそのものだ
というところで今日まで来しました。しかし今回の
これはテレビといつても私は実際に耳で聞いたわ
けでありますから、他の農産物等で米と引きかえ
にこれを容認するかの発言、これは絶対許せない

わけでありまして、

農水大臣、どうですか。この問題、もう十二日か
ら数日たつておるのですけれども、どのように閣
内で武藤外務大臣とお話をし、どういった経過であ
るかという点について、農水大臣としても御答
弁願いたいと思えます。

○田名部国務大臣 私はそのテレビを見なかった
わけでありまして、話を聞きまして、まあ
えらいことを言ったという感じは実は受けまし
た。

ちょうど次の日が閣議の日で、閣議が始まる前
に外務大臣に、一体何を言ったのですかという話
をいたしまして、話の中では、いやいや、別に従来
の方針と変わったことを言ったわけではないのだ
けれども、こういう話で、いろいろちよつと長い
ことやりました。そうしたら私は、終わってから、
武藤大臣は、農産物、日本が自由化していない品
目はたくさんあるわけですから、従来我々が
言っておりました全部だめだというのは難しいだ
ろうなという感じでお話しになったということ
をわかったのです。

ですから、就任早々でその辺の、我々の今まで
の交渉経過というものはよくわかっていないので
はなかったかな。それで結局は、米についても、そ
れはもうおれも絶対反対と思っている、乳製品の
話はいえ、いやいや、これは多様性いろいろ
なやり方があるのではないかと、ほかの品目、そう
いうものも全部守るということではできないのかね、
こう言っておりましたから、ああ、この大臣は、コ
ンニャクだとかいろいろなものも含めて全部守り
切れるということはないだろうかと、ですから、
多様な選択の中で守るべきところは守る方法とい
うのはないのかなというのを考えておったとい
うことを感じて、いすれにしても、我々は閣内
ではこういうことで今日まで意思を統一しておる
のですから、以後十分発言には気をつけてください、
わかった、こう言っておりました。
○鉢呂委員 閣内ナンバースリーの武藤外務大臣、
通産大臣もやりまして、自分でもみずから柔軟な

発言をしたということを本会議で答弁をされておるのであります。農水大臣も答弁されました。

○農水大臣、やはりこれは、きちんとしたわけ、これは農水大臣にも、あなたにはね返ってくることでありますから、取り消しの発言をきちつと公式の場でしましたか、外務大臣は、やはりきちつとこれを求めて、農水大臣としてどういう対応をきちんとするのか。またこれはやりやれば怒られますから、関係ないということに怒られたら困りますから、農水大臣のきちんとした決意をここで言ってください。

○田名部國務大臣 私との二人の話で、今申し上げたように、発言は政府の方針どおり、今度はきちつと誤解を受けないようにする、こういうことでありますから、私はそれをもって今回のことは一応決着をしたというふうに考えておりまして、今後はそういうことはないだろう、こう思っております。

○鉢呂委員 誤解を受けるような、あれは誤解でも何でもなくて、そのとおりのことを言っているわけですから、まさに重大で、私のところにも連日連夜北海道からどういふことだと。米と違って若干特殊だけれども、やはりこれは非常に大きな日本の農業の大変な問題ですよ。これでけりがついたなんて、農水大臣、外務大臣は一言もそのことについては釈明もしなければ、公式の場ではその後一切発言していませんね。そんな甘いものでないでしょう。対外交渉をやっている中で相手に足元を見透かされているようなものでないですか。

○田名部國務大臣 私は直接テレビを見たわけでもないのですから、委員と同じような印象で——新聞では私も見ました。まあまあ、しかし、テレビでやったことを、その前後どういふことを言ったのか、そういうことはわかりません。しかし、私にはそういうことをきちつと答えてくれましたので、それ以上言っても、本人は従来の政府の方針を守る、こう言ったわけでありまして、それで御了解をいただきたいと思ひます。

○鉢呂委員 やはり閣内統一、あるいはこれは対外交渉の最も大きなところにあるわけでありまして、から、そうしやべつたからとか、テレビも見えないとか、そういうことで相手に、全然交渉になりませんよ。

○平沼委員長 鉢呂委員、大臣の答弁を求めますか。質問があれば、続行してください。

○鉢呂委員 閣内統一、これはもちろん大変重要なことであります。単に大臣との間で、誤解を与えるようなことで間違つた、それだけでは済まない。テレビ等、あるいは新聞、テレビなんか僕ははっきり見ているわけですから。

この場合は農法の法案審議ですから、また来週等いろいろな法案の審査があるようでありまして、外務大臣のきちんとした釈明を聞く機会もあるだろうし、農水大臣はそういうことで今お話を聞きましたから、ぜひきちんとした対応を示していただきたいというふうに思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

きのう、きょうでもう相当この農法の審議は進んでおります。きょうも先輩各位からお話が進みましたので、締めくくりに、また御質疑のなかつた点を含めて質問させていただきます。

まず一つは、日本の農業災害補償法は当然加入制をしいています。これは、農作物あるいは畜産でありますけれども、当然加入制あるいは当然成立制をしいておるその理由についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○眞鍋政府委員 昨日もお答えいたしました、これは、当然加入制というのは、農業生産の維持安定、それから保険母集団としての危険分散といひますか。そういうものの、危険分散のための適正な母集団を確保する、こういうふうな要請のもとに、農作物共済それから畜産につきましても当然加入制をとっておるところでございます。

○鉢呂委員 なぜその後の畑作物あるいはまた園芸、果樹等について任意加入制であり、このものが当然加入制であるか、そのところ、なぜこの農作物と畜産についてのみ当然加入制を今日もし

いておるのか、このことについて明確に答えていただきたい。

○眞鍋政府委員 当然加入制は、戦後の食糧生産というふうな中で、経緯をいたしましては、統制物資との関連で当然加入制をしいてきておる、そういう経緯がございますが、畜産につきましては、既に現在国の統制というふうなものが外れておるわけでございます。その関係は切れておるわけでございますが、経緯をいたしましては、そういう統制物資、国が何らかの格好で流通なりそういうものを統制しておるというふうなことも関係をして発足をしたわけでございますが、その後順次緩和を図つてきておるというのは、きのう来答弁しておる通りでございます。

○鉢呂委員 それは当然加入制をそのまましておる理由にならない。いわゆる農水省の保険管理課執筆の「新農業災害補償法解説」の中にも、超過累進方式をとる理由として、農作物等の共済は、当然加入制をとることと関連をしてこのような超過累進方式をとっておるんだというふうに明確に書いてあります。その中間、いろいろ言葉はありますが、負担の公平化を図るために超過累進方式をとるんだというふうに言っています。このことと関連があるのではないですか。

○眞鍋政府委員 我々は、きのう来御答弁申し上げておりますように、超過累進方式と当然加入とは直接関係がない、畜産共済につきましては超過累進というところになっておりませんし、それから、当初農作物につきましても超過累進ではなかつたというふうに記憶しております。そういうことで、当然加入制と超過累進、直接こういふふうな結びつきはないというふうに思っております。

○鉢呂委員 それは無理があるものでありまして、今回、麦を除いて五〇％一律国庫負担になりました。そうしますと、当然加入というこれまでとってきた制度は今後維持できなくなるのではないかと、このままという根拠はなくなる、私はそのことを非常に憂へるわけです。このことについて、明確にお答え願ひたいと思ひます。

○眞鍋政府委員 昨日も御答弁申し上げましたが、当然加入というのは、先ほど理由を申し上げましたように、農業生産の維持安定というふうな面と、それから保険としての適正な母集団を確保するというふうな必要性からそういうものをとっておるわけでございます。そういうことでございまして、そういう必要性のないものは、時代の変遷もございまして、できるだけ当然加入制は緩和していくということが必要なのではないかというふうに思つておるわけでございます。本来、やはり共済に加入するのきかないかというのは、農家の方々の自由意思にできるだけ任せられる部分は任せていくべきである。

この点につきましては、農業共済団体といひますか、団体の意見と、それから農家の立場というものが若干相反する面があるわけでございます。農業共済組合にとつてみますと、できるだけ強制加入してもらえばお客がたくさん獲得できるわけでございますので、それを維持したい、こういうことはございまして、農家の方から見ますと、必要のない共済に入りたくない、あるいは自分で責任を持って自己責任のもとにやっていたい、こういう農家もあるわけでございますので、そこは相反する面があるわけでございます。

しかしながら、現在の段階で考えてみますと、当然加入制というものはできるだけ緩和をしていくというふうなことが重要なのではないかと思つておるわけでございます。ただ、保険として適正な危険分散、こういうための母集団の確保、こういうふうな必要性から見まして現在のような方式をとつておるということでございますが、これは、きのうも御答弁しましたが、そういう必要性がなくなつてきたところについては、そういう条件が整つてきたところについては、できるだけ緩和の方向で指導してまいりたいということでございます。

○鉢呂委員 局長の論理は大変無理があつて、緩和をしておるのはそれほど緩和しておるわけでありません。これは二十アールから四十アール、そ

れについては当然加入であります。ほとんどの者が、この農作物と畜産については九割以上が、引受面積がふえてそういう大面積であります。しかし、それは過去の遺物とはいえないが、やはり現時点ではこれは無理がある。

私は、これをなくせというふうに言っておるわけではありません。むしろ当然加入制というものの理論的背景が、国庫負担を削減することによって、あるいは超過累進方式をなくすることによってなくなってきたおる。もちろん、母集団でできるだけ多く持つということは大変いいことです。しかし、今の局長の発言によれば、畑作物ですとかあるいは果樹共済、さまざまなものも非常に引受率が悪いのであります。これらに對してこの当然加入制をとってこなかった、このことの意味合いを言えば、局長の言っていることは理由がつかないというふうに思います。

いずれにいたしましても、今後ともこの農作物と畜産については当然加入制を継続していくことに、御答弁願いたいと思います。

○眞鍋政府委員 先ほど来御答弁申し上げておりますように、この経緯としては、やはり国の統制、そういう統制物資である、そういうふうな経緯の中で当然加入制がとられてきた、こういうふうな思われたいと思います。

それでは、現時点においてどうかというふうなことでございますが、先ほど来御答弁申し上げておりますように、これはやはり強制をするというふうなことはできるだけ少ない方がいいわけでございます。そういうことで、必要な強制といいますが、そういうものは残すべきだと思いますが、その必要性がなくなってきたというふうなものはできるだけ緩和をしていく、こういう方針でございます。

○鉢呂委員 二日間の議論を聞いていまして、超過累進方式を廃止するというのは、いわゆる政策保険として、適地適産とかあるのはさまざまな共済の意向、共済の商品をつくるという視点から、さまざまな農業事情でこういうものを廃止してい

くんだという御議論だったというふうに思っています。

しかし、まず一つは経過でありますけれども、昭和六十一年の当時の佐藤農水大臣は質疑の中で、当時は水稲、最高七〇〇国庫負担であったものを一〇〇引き下げたのですが、掛金の国庫負担についての超過累進制という考え方を今後とも維持していくという考え方を表明されました。

この六十年と今日との関係で、私は政策保険という意味合いは否定しません。しかし、農業災害補償の保険というのは、言ってみれば非常に消極的な政策でありまして、積極的な政策ではあり得ない。いわゆる災害をいかにして補償するかという農業経営の下支えでありますから、それをきのうからきょうにかけての議論では、非常に政策保険という意味合いを強調し過ぎておる。もちろん、今回廃止をしたから、超過累進方式を廃止して一律にしたということの意味づけをいたしていただくふうな言っておるのかわかりませんけれども、私は、そういうものではない、一義的にはやはり農家の災害を補償するというところからきておるのであるというふうに思います。

この理論的な根拠をきちっとしておかなければ、今後ともこういう視点でやられたら大変なことになるというふうな思われたいと思います。けれども、昭和六十一年の、佐藤守良さんというのですか、当時の佐藤農水大臣の御答弁、そして今日のこういう視点をとったその差異について、私の言ったようなこととの関係で御答弁を願いたいと思います。

○眞鍋政府委員 農業共済制度につきましては、先ほど来御指摘もございしますが、やはり時代の農業の変化に伴いまして変えていく、魅力のある制度に変えていきたいというふうなことで取り組んでおるわけでございます。

そこで、現時点におきまして振り返って考えてみますと、これは当然加入制などによりまして米麦中心に運営が行われてきたというふうなことでございまして、任意共済の果樹共済でございます

とか園芸施設共済などについては加入率が悪い、こういう状況でございます。これをそのまま放置いたしますれば、やはり米麦中心ではかは加入率が悪い、こういう状況の中でせつかくのこの農業共済制度が生きてこない、こういうことの考え方のもとに、今回は果樹共済でございまして、いろいろの面で充実を図り、できるだけ魅力のある共済制度として、農家の方の役に立つ共済制度にしていきたいというふうなことでやっておるわけでございます。

御質問のありました掛金国庫負担でございますが、米につきましては、超過累進方式を四十六年、それから六十年と直してきたわけでございます。何段階かあったものを合理化をいたしまして、現在三段階になっておるわけでございます。それを今回廃止するというところでございしますが、六十年時点におきましてはまだ三段階を残す、一気に超過累進方式をやめるというふうなことにはいかなかったわけでございますが、現段階において、こういう米の過剰が続いておるとい状況の中で、農家の負担力等々も考えてみまして、依然として残しておく必要があるかどうかというふうなことで判断をして、今回米については廃止をする。麦については、これを廃止することは農家の負担力等々も見まして無理ではないかというふうなことで、米については今回、そういうことで廃止をするというところが適当であろうというふうなことで御提案しておるところでございます。

○鉢呂委員 大臣にもお聞きをしたいと思いますけれども、田名部農水大臣、聞いていますか。平成元年の十一月に、経済局長の諮問機関といいますが、この関係の研究会の報告書も出ておりまして、三点ほどについては両論があつてなかなか結論がつかない、意見の一致を見るに至らない。一つは当然加入基準のあり方並びに掛金の国庫負担のあり方について、極めて重要な問題であるので今後とも引き続き検討をされるべきであるというところで、この中で、国庫負担の方式について、現状維持の理由についても二点ほど挙げております。

それは、一点は、先ほど私が言いましたように、適地適産というふうな生産対策的な視点ではなくて、高被害地区に高率の国庫負担を行ふ必要があるという災害視点からこれを見るべきである、それから同時に、当然加入制が農作物等についてはとられておるので、農業者の掛金負担の格差を縮小しつつ農業者の円滑な加入を図るために現行の方式を維持する必要があるという二点の理由を挙げて、現状を維持すべきだ、超過累進方式を維持すべきだということも、両論併記でありますけれども、意見があつたわけでありまして。

私は、そういう意味では、まだこのことについては結論がつかない。普通、皆さんの審議会等の諮問機関についてこういう両論併記があつた場合は、継続してこれは検討されるべきものであろう。今回それが、一部のものを除いては、きのう来お話もあつたことについては、きのうの来お話もあつたことでも、やはり財源論に終始をして、そこから三十億程度のものを捻出するためにこういうものを廃止をしたということを言わざるを得ない。また、そういう意味では、もっと慎重であつてしかるべきだ。政策保険あるいは政策的な意味合いというものはわかりますけれども、しかし、それは急激に行うべき筋合いのものではない。私はもう一つ言いますけれども、中山間地域対策です。

農水大臣もおっしゃる通りに、中山間対策については別のさまざまな施策を講ずるべきであるということはもちろんであります。しかし問題は、中山間地域が条件不利地域、気象条件も不安定地域であることは申すまでもありません。農水省の調査によりまして、これは水稲ですけれども、平地を一〇四とすれば山間部は九四、これは昨年一昨年から出してくれておるのですけれども、九四の収量。まさに収量が低水準であるというところとは、一概には言いませんけれども、やはり収量の不安定地域であると言つても過言でないと思ひます。

それは、一点は、先ほど私が言いましたように、適地適産というふうな生産対策的な視点ではなくて、高被害地区に高率の国庫負担を行ふ必要があるという災害視点からこれを見るべきである、それから同時に、当然加入制が農作物等についてはとられておるので、農業者の掛金負担の格差を縮小しつつ農業者の円滑な加入を図るために現行の方式を維持する必要があるという二点の理由を挙げて、現状を維持すべきだ、超過累進方式を維持すべきだということも、両論併記でありますけれども、意見があつたわけでありまして。

そういうところで、この農業災害補償というものがやはり大きな意味合いを持つておる。これを、掛金の実勢が下がっているのだから、あるいは大きな災害が少なくなっているのだからということ、今、例えれば陸稲なんかはもう大変な国庫負担の削減をしたわけでありませうけれども、そういう意味では、今中山間対策ということが大きな新政策の一つの柱になっておるのではありませうか。そういう中で、やはり農家経営の下支えを本当に地味な形でしてこの農業災害補償というものについて、こういう形で削減をする。これは農水省の、農水大臣の姿勢としてやはり看過することができないものであらうというふうに思うわけです。この点について、繰り返しになるかも知れませんが、農水大臣のきちんとした考えをお聞かせ願いたいと思います。

○田名部国務大臣 昨日来、各委員にお答えをしてまいりましたが、そのときも、時代といいますが、農業分野において大変変化が激しいのです。それはやはり、輸入が増大していく、大変な競争をしていかなきゃならぬという、中でもこの三年大きく変化をしていっていると私は思う。そこにもつてきて、一昨年の台風、これが大きな被害がありまして、そういうことをずっといろいろな勘案しながら、あるいは、今超過累進方式についても触れましたが、これにつきましても、中山間地等はだんだん他の分野に移行しているし、私どももまたこれを移行させなやかめと思っているわけです。

そういうことから考えますと、食糧増産時代に設けられたこの制度というものを、生産調整が始まって情勢の変化がどんどん起きておる。これまでも簡素合理化が行われてきたわけでありませうけれども、今回被害率の低下傾向などを見ますと、水稲及び陸稲についてはもう全国一律の国庫負担方式とすることには実はいたしたわけでありませう。

多少、今お話しのように、中山間地等は厳しいじゃないか。厳しいところはこれは別な政策で私

どもは考えることであつて、この制度によつて中山間地対策等は余り考えてない。確かに、十アール当たり百八円減る、高くなる、こういう負担が多くなるということでありませうので、そういった規模の大きいところを中山間地はやっておりませうから、そういうこともいろいろ参酌してみてもよい方向に誘導したい。もつと農家の皆さんが所得が高まるように、そういうことも考え、あるいは新農政、こういうことも考えながら、もつと他産業並みの収入と、こう言っているわけですから、そういうものを目指していくためにどうすればいいのかということも考えました。

特に、中山間地では畜産とか野菜、花卉、果樹、そういうものが適したものがそれぞれあるであらう。そういうものを、高付加価値型の農業を振興するということが必要であつて、農業災害補償制度においても、そうした果樹共済、園芸施設共済、こういうものが新たにどんどんふえておるものから、これに対応していかなきゃいかぬというふうに考えたわけでありませう。果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済、この内容の充実を努力したというふうに考えておりまして、中山間地域の耕作放棄あるいは離農が促進されることにはならないということ、他の制度とあわせてこの振興策を図っていききたい、こう考えておるわけでありませう。

○鉢呂委員 私、農業災害補償が積極的役割を果たすということにはならぬ、このことは言っておるわけでありませう。しかしながら、中山間地域は全国の耕地面積の約四二%を占めておりませう。二百二十二万ヘクタール。そして、さらに大事なことは、水稲面積が現在で百万ヘクタールを占めておるのではありません。これはもちろん、中山間の耕地面積の半分を水稲面積が占めておるのであります。今まさにこれから農水省挙げて中山間対策を、高付加価値の作物を導入しよう。しかし、現状ではまだそこに至っておらない。まさに一戸一戸の農家の経営にしてみれば、面積が小さいかわかりませうけれども、水稲の、稲作の比重は大

変大きいものがあるのであります。それにかわる中山間地域の下支えをする農業災害補償のメニューが、共済商品が用意されて、堂々と見えるのであれば私は何も言いません。しかし、大変大事な超過累進方式を切つて一律五〇%にしておる、このことが農水省の姿勢として情けないのでありまして、やはり農水大臣としてきちつとこの辺を見きわめて、農業災害補償に対する考え方を今後ともきちつとしたいだきたい。

そこで、地域農業共済の導入の関係であります。今も言いました、中山間地域は高付加価値作物を、高収益作物を導入していくんだ。しかし、まだその端緒についたばかりであります。あの融資政策でいくとは私は思いません。しかし、この中山間地域は、高付加価値の作物を導入するというところからいけば、こういった災害等がまた起こる可能性が非常に高い。そういう意味では、あの研究会報告でも地域農業共済の導入について言葉を出しておりますし、また、自民党さんとのこの法案のすり合わせでもこの地域農業共済をぜひ入れるという厳しい意見があつたという新聞報道もありませうから、私は、この地域農業共済を一刻も早く導入すべきである。この際は、従来の作物ごとの視点ではなくて、例えば地域の中で、複数の作物を入れた中で、いわゆる災害収入方式のような、そういう災害があつたとき価格が減少した、収入が減少したときの補てん方式等、さまざまな共済の商品メニューというものが考えられると思うのであります。

このことについて、本当に真剣に導入する方向かどうか、決意を聞かせていただきたいと思ひます。

○眞鍋政府委員 御指摘のとおり、地域農業共済につきましてもいろいろと検討をしておるところでございます。

先ほども御答弁いたしました、地域的な作物でございまして、保険の手法をとります場合に、全国的な危険分散がうまくいくかどうか、こういう点が一点でございます。第二点目は、そういう

作物について保険の手法をとる場合に、基礎的なデータ、こういうものがきちつと集まるかどうか、こういうことでございませう。それからさらに、やはり損害評価とかそういう技術的な問題があるわけでございます。

いずれにいたしましても、この共済制度、保険でございますので、掛金を払つて、国庫補助があるとはいへ何年間か一定の期間に収支均衡が図られる、こういうことでございませうので、せっかく共済の店を開いたけれどもお客がない、こういう状態では困るわけでございますので、その辺のことも考えながら真剣に検討を深めてまいりたいと思つておるわけでございます。

○鉢呂委員 時間を早く終わらせたいと思ひますので、三つほどまとめて聞きます。

まず、豚の共済掛金の国庫負担の引き上げの問題です。これについても、昭和六十一年の議論でも、早急に入れるべきだ、大臣もこれについては将来に検討をいたしたい、この農水委員会の附帯決議でも引き上げるべきだという決議をしておりませうし、そのほか、さっきの元年の研究会でも他の畜種並みに引き上げるべきだと明確に言つております。したがつて、これをなぜ今回入れなかつたのか。やはり早急に入れて、今豚は二〇%ちよつとの引受率でありますから、これは約束は守つていただかなければ困る。その優先順位がどうかと、かこうだとかわつて、ちゃんと国会決議したものは守つていただきたい。

それから、畑作物共済の関係ですけれども、畑作物共済についても、商品の劣化によつて収入が大変急激に落ちる、そういう状況の作物もありませう。例えばバレイショあるいは大豆等でもあります。そういうことで、果樹等でも入れております災害収入共済方式をとることができるとかどうか、これについてもお答えを願ひたい。さらに、自主流通米の増加に対応した共済事業の実施ということで、政府米と相当の価格差を生じておる、このことがなかなか、引き受けあるいは損害評価に農家の不満が高まつておるということで、この点の

改善についてどのように考えておるか。

それから、三つ目でありますけれども、掛金の無事故割引制度の導入であります。このことについてでも研究会で検討すべきだというふうに述べております。今の共済の商品は、さまざまな保険が世の中には入らんとしておりますけれども、そういう意味からいいますと非常に商品開発がおくれているというふうに思います。私は農協にありましたから、農協もおくれているというふうに言われるかも知れませんが、もともとこの商品開発に創意工夫をすべきときに来ている。そういう意味では、共済金の支給のないところには、それは優秀なわけでありまして、掛金率を割り引きをしていく。しかし同時に、割り増しという制度をとられたのでは、最初でありますから、問題が大きいわけでありまして、その割引制のところを国庫で助成をするという制度についてもやはり検討すべきである。国のお役人さんであればこそ、なおさら斬新な商品を開発して、農家の皆さんが一〇〇％加入できるものをつくるべきであるというふうに思います。

この三つについてお伺いをいたします。

○眞鍋政府委員 豚の補助率の問題でございます。豚につきましては、加入率が大家畜、牛に比べまして低いわけでございます。この点は御指摘のとおりでございます。なぜ低いかという点につきましては、豚の一頭当たりの資産価値といえますか、こういうものが牛とか馬に比べて低いというふうなことで、農家の危険意識が大家畜ほど大きくないというのが一点だろうと思えます。それから、技術がかなり進んでまいりまして、豚の飼養の大規模農家においては比較的生産が安定して、事故が比較的少ないというふうなこと、それから豚の飼養回転といえますか、回転が早いわけでございます。自家保険といえますか、自分の中で対応がある程度可能である、こういうふうな面があるかと思えます。したがって、単なる国庫負担が低いからというだけの理由ではなさかろうと思うわけでございますが、この国庫負

担につきましては、豚を飼っております経営体がい
いろいろございます。いわゆるインターネットレシ
ョンと言われます、要するにいろいろな……（針呂
委員「そんなのわかってる。やるか、やらないか
だけ」と呼ぶ）いずれにいたしましても、今回はで
きなかったわけでございますが、引き続き検討を
させていただきたいと思います。

それから、畑作物共済の災害収入共済方式というふうなことでございますが、これはお茶について今取り入れたわけでございますが、今御指摘のございましたバレイショとか大豆あるいはてん菜、こういうふうな畑作物についてどうなんだというところでございます。

このところは、災害収入方式というのは価格の変動があるものについて有効なわけでございます。して、行政価格で価格が決められておるものについては取量と余り変わりがないのではないかというふうなことでございます。さらに、インゲンでございまして小豆のように非常に価格変動が激しいというふうなもの、いずれにしましてもこれをとる前には、共同出荷といえますか、何らかの価格好で生産金額が的確に把握できる、出荷段階なりあるいはいろいろなところできちっと把握できるといふことが必要でございます。

いずれにいたしても、農家の方の需要とい
たしまして、今までの収量保険から、そいう品
質なり価格なりを加味した保険にしてほしいとい
う要望があることは我々も承知しておるわけでござ
いますので、今後も引き続き勉強をしてまいり
たいということでございます。

さらに、自主流通米をどうするか、こういうふうなことでございます。これらにつきましても、なかなか技術的な、先ほど来申し上げておりますが、農業共済制度というふうに仕組みます場合には、いろいろなデータでございますとか、要するに保険技術上のいろいろな問題がございます。そういうふうな技術をクリアしないとなかなか実施ができません、こういうふうなことでございます。それから、一般的に申し上げますと、この農業

共済制度につきましては、国庫負担があるという政策保険であるというふうなことで、従来から当然加入制というものをとってきたというふうなことで、あるいは組合について事務費の国費負担、こういうふうな政策保険として運営をしてきたというふうなことで、御指摘のように、新しい共済といいますが、いろいろな創意工夫をしていろいろな共済をつくっていくことが不十分ではないかというふうなことはあるかと思えます。

ただ、これはそう機動的に動けるというふうなものでもございませんし、また、役人がいろいろと考え出すということについてはいろいろと限界があるというふうなことでございまして、民間の保険等々については民間の創意工夫というふうな中からいろいろな保険が生まれてきておるといふような実態もあるわけでございます。いずれにしま

ましても、農家の希望あるいはいろいろな共済組合の事業活動も活発化をさせながら対応をしていきたいというふうなことで、今回、責任分担割合についても改正をして、事業運営の活発化を図りたいというふうな改正をしておるわけでございます。

いずれにしても、時代の要請といえますが、時代の変化に伴いまして農業がいろいろと変わってくる、そういう農業の実態に合った、農家の信頼にこたえられるような共済制度になりますように、今後とも努力をしてみたいと思っております。

○鉢呂委員　大臣にお伺いしたいのですけれども、今言われましたように途中経過であります。新政策に基づくさまざまな農業共済のメニューもこれから出てくるだろう。今お伺いしただけでも本当に五点、六点あるのであります。しかし、これはすべて財源を伴うものであります。今度の改正においても、財源で私ども相当農水省の皆さんともお話をしました。これらの新しい共済の事業を推進していく上で、やはり財源の確保をきちんとしていく、その決意をお聞かせ願いたいと思います。

○田名都國務大臣　今局長、長々と答弁いたしました

したが、御理解いただけたと思うのであります。

私ども、これが最善のものとして提案をいたして
おるわけですが、しかし先の見通しとい
うのは、これによって私どもは農家の皆さんが相
当期待をしてくれるであろうと思うのですけれど
も、やってみた結果またどういうことになるか。
いかに立派なものでも加入するのは農家の皆さん
でありますから、まあこの推移を見ながら適時や
はり常に改善をして、いいもの、いいもの、その時
代に合ったものという中で財源等も検討してい
くべきものだというふうに考えておりますから、全
体的に見て立派なできばえだ、こう私は自信を
持っておりますので、ひとつこの法律をお認めい
ただいて、そしてまた、もし欠陥があれば欠陥を
是正してよりよいものにしていくということでは
御理解をいただきたいと思います。

○鉢呂委員　農業災害補償については、予算を見れば、昭和六十二年が一千六百億、これをピークとして、今は一千四百億に下がっております。今大臣は直接お答えにならなかったので再質問という形になるのですけれども、共済の事務費についても昭和六十年、これから定額制という形で五百四十一億、ずつこの八年間変わっておらないのであります。

大臣 最後に、再度お伺いをしたいのですけれども、これらのさまざまな共済事業を推進していく上で、このような財源の相殺という形で農家の掛金の国庫負担を下げるというようなことでなくて、ガットのダンケル合意案でもこの災害補償の国内支持政策はグリーンボックスに入っておるわけでありますから、それを逆手にとってもっと積極的にやるのが、日本農業を再生するといえますか、そういうことにもつながるだろうという意味で、最後にもう一度、この共済の事務費をこれ以上下げない、そのことを含めて、財源について大臣の決意を聞かせていただきたいというふうに思います。

○田名部国務大臣 六十年度以降五百四十一億を計上しておるわけでありますが、必要な人件費の

大部分を充足しておるわけであり。団体、農業共済団体でありますけれども、今後一層、広域合併を図るとか機械化の推進をするとか、そういう事業運営をやつていただく。いずれにしても農家が、これは農家自身の問題でありますから、災害のときにどうするかというのを考え、理解をしていただいて、より多くの人が加入するということの中での組合の体質を強化しながら、今申し上げたようなことをやりながら人件費のアップ等に対応していく必要があるということで、この方向で私どもは指導をしていきたいと思ひ、事務費の負担の確保にもまた努めていかなければならぬ。いづれにしても、我々も努力しますが、現場の農家の皆さんもまた最大の努力をする、両方で努力することによって、私は、よりよい方向というのは見出し得るのであるというふうを考えております。

○鉢呂委員 きょう、政治改革で、国会、本会議は談論風発、大変な議論を巻き起こしました。この農災法でも、平沼委員長、私どもが言った際にも大変御理解をした発言もありました。どうか与党の皆さんも、議案を提出したらそれで終わらだということではなくて、やはりよりよいものというものは財源を乗り越えていけるものを法案として仕組んでいく、そのことについてぜひお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○平沼委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○平沼委員長 この際、本案に対し、藤田スミ君から修正案が提出されております。

修正案の提出者から趣旨の説明を求めます。藤田スミ君。

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○藤田(ス)委員 農業災害補償法改正案に対する

日本共産党の修正案の趣旨説明を行います。

修正案提出の理由は、本案が共済掛金国庫負担制度を抜本改善し、麦を除いて超過累進制度を廃止するものであるという点であります。

言うまでもなく、共済掛金国庫負担制度は、国家的要請に基づく農業生産の維持拡大を期するに、国も社会保険的な見地から助成する必要があることや、農作物共済及び畜産共済について、一定の経営規模以上の農家などは当然に加入する当然加入制をとっていることの裏づけとして国の助成が必要であるなどの理由で、農業災害補償制度発足時から行われてきたものであり、また超過累進制度は、災害常襲地帯等の掛金率の高い地域の農家負担を軽減し、災害から農家の経営を守るといふ災害補償制度の根幹をなす制度であります。

ところが、今回の改正案は、超過累進制度を廃止するという災害補償制度の根幹にかかわる抜本改善であり、決して認めることはできません。

しかも、本案では、新政策の推進のために大規模農家への対応を進める一方、小規模等細農家に對しては、組合員資格を、現行の「十アールを超えない範囲内」となっているのを、「十アール以上」と政令の改正を打ち出しました。このことによつて、全国で十五万七千戸の小規模等細農家が農作物共済加入の権利を奪われることになるばかりか、小規模等細農家が多い都市近郊農業地域や中山間地域では、集落内で非加入農業者が増加することになり、集落組織を基盤として運営されている共済制度全体の崩壊を招くことになり、許すことができないわけであり。

本案は、他に多くの改善点があり、それらの改善点については、我が党も従来からその改善を主張してきたものであり、当然のことです。

よつて、日本共産党は、共済掛金国庫負担金に関する法改正部分の削除の修正案を提出するものです。

その修正の内容は、農業災害補償法の一部を改正する法律案のうち、農業災害補償法第十二条改正部分及び第十三条の四の国庫負担制度にかかわ

る改正部分を削除するものであります。

どうか委員各位の御賛同を得られますよう、よろしくお願いいたします。

○平沼委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見があればお述べいただきたいと存じます。田名部農林水産大臣。

○田名部農林水産大臣 ただいま御提案のありました修正案につきましては、政府としては反対であります。

○平沼委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するのであります。先ほどの理事会の協議によりまして討論は御遠慮願うことになりましたので、御了承願います。

これより採決に入ります。

農業災害補償法の一部を改正する法律案及びこれに対する藤田スミ君提出の修正案について採決いたします。

まず、藤田スミ君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○平沼委員長 起立少数。よつて、藤田スミ君提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○平沼委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○平沼委員長 この際、本案に対し、金子徳之介君外三名から、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、公明党、国民会議及び民社党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。遠藤登君。

○遠藤(登)委員 私は、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、公明党、国民会議及び民社党を代表して、農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本制度が農業災害対策の基本として、農業経営の安定、農業生産力の維持増大等に重要な役割を果たしていることにかんがみ、左記事項の実現に努め、制度の円滑な運営の確保に遺憾なきを期すべきである。

記

一 共済掛金の国庫負担方式の合理化措置に対応し、農家の負担が過重とならないよう、無事戻しの実施につき適切な指導を行うとともに、異常災害の折には国が積極的な支援を行うこと。

二 責任分担方式の見直しに当たっては、これが組合等の事業推進意欲の向上と活性化に結び付き、加入の促進等が図られるよう指導すること。

また、万一、組合等に共済金の支払財源の不足が生じた場合には、農家に著しい影響を与えないよう適切な指導を行うこと。

なお、園芸施設共済に係る責任分担方式の在り方についてはさらに検討を加えること。

三 生産組織単位での共済加入、大規模農家等に対する全相殺引受方式の導入が円滑に実施されるよう、その体制整備に必要な各般の措置を講ずること。

四 今回の改正措置に関連し、現在引受率が低迷している果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済については、組合等の加入促進の活発化等を通じて一層の加入促進が図られるよう所要の措置を講ずること。

五 組合等の広域合併の推進に当たっては、画一的な基準によらず、地域の実情を反映させ

るとともに、組合員等の意見が十分反映される体制を整備されるよう指導すること。

六 農作物共済に係る組合員資格面積基準の見直しに当たっては、基準面積以下の農家に対し、生産組織単位での加入を図る等所要の指導を行うこと。

また、当然加入基準の緩和に係る指導については、関係者の意見を踏まえ、地域の実態等を勘案して行うこと。

七 今回の法改正の実施措置の推移を踏まえつつ、新農政の展開に即応した農業災害補償制度の在り方について、更に検討を加えること。

この場合、中山間地域等の農業振興を図るための地域特産物を対象とする地域農業共済の導入、自主流通米の増加に対応した共済事業の実施、米の収穫量の基準の改善、乳牛の子牛・胎児の家畜共済の対象への追加等対象品目の拡充について検討するとともに、これに必要な財源の確保に努めること。

八 農業共済団体の事業活動の強化が図られるよう、事務負担をはじめとする所要の国庫補助について、その適正な確保に努めること。

また、現在事故率が増加傾向にある家畜共済事業の運営強化が図られるよう、獣医師の確保等家畜診療体制の整備に努めるとともに、事故率低下のための所要の措置を講ずること。

九 各種共済事業について、引受、損害評価方法の簡素化に極力努める等効率的な事業運営を行い得るよう配慮すること。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程を通じて委員各位の御承知のところでございますので、具体的な説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○平沼委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

金子徳之介君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○平沼委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田名部農林水産大臣。

○田名部国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○平沼委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

(報告書は附録に掲載)

○平沼委員長 次に、内閣提出、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案、農業機械化促進法の一部を改正する法律案、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案並びに辻一彦君外五名提出、地域農業振興法案及び中山間地域等農業振興法案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。田名部農林水産大臣。

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案

農業機械化促進法の一部を改正する法律案
特定農山村地域における農林業等の活性化のた

めの基盤整備の促進に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○田名部国務大臣 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案、農業機械化促進法の一部を改正する法律案及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

まず、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案につきましては御説明申し上げます。

我が国の農業は、国民への食糧の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土、自然環境の保全などの多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしております。

しかしながら、近年の農業を取り巻く情勢を見ますと、農業労働力の非農業部門への流出が続く一方、農業従事者の兼業化、高齢化が著しく進行するなど深刻な問題に直面しており、農業経営に意欲と能力のある者を確保するため、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものにしていくことが緊要な課題となっております。

このような状況に対処し、農業の健全な発展を図るためには、さきに農政審議会において取りまとめられた「農業構造・経営対策の課題と対応の方向」に示されておりますとおり、経営感覚にすぐれた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、各般にわたる農業経営基盤の強化に関する施策を総合的かつ効果的に推進することが急務であると考えております。

このため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明確化するとともに、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進す

る観点から、農用地利用増進法を初め関係七法律につき所要の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農用地利用増進法の改正であります。

同法の題名を農業経営基盤強化促進法に改め、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための基本的な法律とし、新たに都道府県の基本方針及び市町村の基本構想において育成すべき農業経営の目標等を明確化するとともに、これらに則して農業者が作成する農業経営改善計画を市町村が認定する制度を設けることとしております。また、従来の農用地利用増進事業を拡充して農業経営基盤強化促進事業とするとともに、農地保有合理化法人に関する制度を整備し、その事業内容の充実等を図ることとし、これらの措置により総合的に農業経営基盤の強化対策を推進することとしております。

第二に、農地法及び農業協同組合法の改正であります。

農業経営の法人化を円滑に推進するため、農業生産法人、農事組合法人の事業及び構成員の範囲を拡大するとともに、これに対応して、農業協同組合の正組合員の範囲を拡大することとしております。また、農業協同組合の行う農地保有合理化事業の実施等に必要となる農業経営に関する制度の整備等を行うこととしております。

第三に、土地改良法等の改正であります。

農業経営基盤の強化のための生産基盤の整備を円滑に推進するため、土地改良事業の一人施行方式の導入、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による無利子資金貸付制度の創設等の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

続きまして、農業機械化促進法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

農業の機械化につきま

進と農業経営の改善を図る観点から、生物系特定産業技術研究推進機構における試験研究を促進するとともに、各種の融資、助成等の措置を通じて高性能農業機械等の計画的な導入に努めてきたところであります。

しかしながら、我が国農業と農村をめぐる状況は、経済の高度化、人口や産業の都市への集中といった諸情勢の変化の中で、農業従事者の減少、高齢化の進行等近年大きく変貌しております。

このような状況の中で、経営感覚にすぐれた農業の担い手が夢とやりがいを持って取り組める魅力ある農業づくりを進めていくため、農業の機械化を一層促進することが急務となっております。

このため、政府といたしましては、農作業の効率化と労働負担の軽減に資する高性能農業機械等の開発、実用化を促進し、これを農業者が効果的に導入して農業経営の改善を図っていくための所要の措置を講ずることができるようになるため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、高性能農業機械等の開発及び実用化等を促進するため、農林水産大臣は、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定めることとしております。

第二に、都道府県知事の定める高性能農業機械導入計画の内容を整備拡充し、農作物の安全性の確保に関する事項等を追加することとしております。

第三に、基本方針に基づいて高性能農業機械の実用化を促進するための事業を実施しようとする者は、当該事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとしております。

第四に、生物系特定産業技術研究推進機構の業務を追加し、認定を受けた計画に係る高性能農業機械の実用化を促進するための事業の実施に必要な資金の出資を行うとともに、農業機械化適応農

業資材の開発に関する試験研究及び調査を行うことができることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

最後に、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

いわゆる中山間地域につきましては、我が国農林業生産において大きな地位を占めるとともに、国土や環境の保全等の多様な役割を果たしております。

他方、これらの地域においては、地勢等の地理的条件が悪く、一般に農業の生産条件が不利であることに加え、近年、農林業の担い手の減少、高齢化の進行が著しいことから、農林業の生産活動が停滞し、これに伴い耕作放棄地等が増大しつつあります。さらに、魅力ある就業、所得確保の機会が乏しいこともあって、農林業のみならず地域社会全体の活力が低下しつつあり、このまま推移すれば、中山間地域の果たすべき役割に重大な支障を生ずることが懸念されております。

このような状況に対処し、中山間地域の活性化を図るためには、さきに農政審議会において取りまとめられた「今後の中山間地域対策の方向」に示されておりますように、各地域の諸条件に応じた、その創意工夫を生かしつつ、農林業の活性化を図るとともに、農林地の効率的かつ総合的な利用、他産業の導入等を行うことにより、地域における就業、所得機会の増大を図ることが急務であると考えております。

以上の観点から、関係省庁が連携して、中山間地域について、農林業を中心としてその他の事業を含めた活性化のための基盤整備を促進するための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域である等の要件を備えた特定

農山村地域を含む市町村は、農林業等活性化基盤整備計画を作成することができることとしております。計画においては、農林業その他の事業の活性化の目標、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項、農林業の生産基盤の整備及び開発並びに産業振興に必要な公共施設の整備に関する事項等について定めることとしております。

第二に、計画を作成した市町村は、農業者の組織する団体が作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善によるその構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置等に関する計画及び農林業等活性化基盤施設の設置に係る事業を行う者が作成した事業計画について、それぞれ認定を行うことができることとしております。また、国及び都道府県は、農業経営の改善及び安定のための計画の認定を受けた者に対して、必要な資金の確保に努めることとしております。

第三に、計画を作成した市町村は、第二の認定を受けた者等の必要な農林地の確保や農林業等の活性化の基盤となる施設の円滑な整備等の促進を図るため所有権移転等促進計画を定め、所有権の移転等を促進する事業を行うことができることとしております。

このほか、土地改良法及び森林組合法の特例、税制上の特例、地方財政上の特例等に関し所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これら三法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○平沼委員長 次に、辻一彦君。

地域農業振興法案
中山間地域等農業振興法案
(本号末尾に掲載)

○辻(二)議員 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、地域農業振興法案並びに中山間地域

等農業振興法案の趣旨説明を行います。

まず最初に、両案提出の背景について御説明を申し上げます。

御存じのとおり、昭和三十六年、自立経営農家の育成、選択的拡大など鳴り物入りで施行された現政府の農業基本法は、三十年を超えた現在、全水田の三〇％に及ぶ米の減反政策と、全国で二十一万ヘクタールに及ぶ耕作放棄地、そして過疎化、高齢化、後継者難という状況に至っております。今、我が国の農業は崩壊の寸前にあると言っても過言ではありません。農業基本法は破綻したと言わざるを得ないのであります。

私は、かつて昭和五十二年二月、参議院本会議において、日本社会党を代表して、当時の福田内閣に対し、今日のような輸出超重点主義の経済政策、貿易政策をとるならば、黒字増大により、その見返りに農産物の輸入を迫られ、農業は縮小再生産に追い込まれるであろう、内需拡大への経済政策の転換を図るべきではないかとたたかいたことがあります。残念ながら、この指摘は的中しました。

十六年後の今日、無定見な食糧輸入、国内農業の衰退によって、食糧自給率も穀物で二九％、カロリーで四六％と、世界の先進工業国の中で最低の水準となっております。食糧安全保障の立場から、これ以上の食糧自給率の低下を防ぎ、それに伴う米の関税化、自由化は断じて認めることはできないのであります。

今日、地球規模での環境保全対策が叫ばれ、かつては農業自由貿易の旗振り役を果たしてきたOECDも、昨年四月の農相理事会では、地球環境と共存する農業政策の必要性を強調しております。環境保全に果たす農業の役割を見直すのは今や世界の大きな流れとなっているのであります。

このような中で、我が国農業の立て直しのためには、まず、食糧の安全保障、国土・環境保全に対する農業の役割と理念を明確にし、国民のコンセンサスを得て内外に宣言すべき時代を迎えています。

今回、政府提出の構造法案は、農業基本法見直しを先送りにし、事態にまず対処しようとするところから出発しております。政府による我が国農業の危機的現状の把握、分析については、共鳴し得る点も少なくないものでありますが、社会党案の特徴は、その取り組みについては、従来の上から下への霞が関農政に対して、下から上に積み上げる地域農政、あぜ道農政を強く打ち出したこと、今日、国土・環境保全、水資源の確保から最も重要な中山間地域対策において、条件不利地域の農民に對し直接所得補償を打ち出した点であります。以下、この二点から、二法案の内容について御説明申し上げます。

第一に、地域農業振興法案であります。第一に、市町村は、自然的、経済的、社会的諸条件に応じて地域の農業の健全な発展を図るため、五年を一期とする市町村地域農業振興計画及び市町村年度別計画を定めることができることとしております。市町村地域農業振興計画は、地域の農業を担う者の確保、農業生産の基盤整備、農業を中心とする産業構造の高度化、地域資源の活用、農村における良好な生活環境の確保その他の地域の農業の振興を図るために必要な事項に關し、国の地域農業振興基本目標及び基本対策及び都道府県の地域農業振興目標及び対策に基づいて定めることとしております。

第二に、都道府県は、市町村の講じる施策に協力するため、五年を一期とする都道府県地域農業振興計画及び都道府県年度別計画を定めることができることとしております。

第三に、地域の農業が、地域の農業者の自主的な意向に基づき、かつ、地域の農業者、地域農業関連事業者または消費者団体との連携を基礎として行われることを確保するため、国、都道府県及び市町村の各段階に地域農業振興会議を設置することとしており、その委員として、農業者、地域農業関連事業者及び消費者を代表する者等のほか、都道府県会議には市町村会議の委員が、全国会議には都道府県会議の委員が、それぞれその構成員となることとしております。

なることとしております。

第四に、国は、都道府県及び市町村に對し、都道府県年度別計画及び市町村年度別計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、交付金を交付することとしております。

第五に、国等は、これらの計画に基づく事業の推進を図るため、農業者等に對し、助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うこととしております。

次に、中山間地域等農業振興法案であります。第一に、国は、農業を営む上で自然的、経済的、社会的諸条件が不利な中山間地域等の市町村に對し、中山間地域等農業振興交付金及び中山間地域等環境保全型農業奨励交付金を交付することとしております。

中山間地域等農業振興奨励交付金は、中山間地域等の農業の継続及び農村における地域社会の維持を図るため、市町村が中山間地域等において農業を営む者に交付する奨励金に充てるためのものであり、中山間地域等環境保全型農業奨励交付金は、中山間地域等において環境保全型農業の普及を図るため、市町村が中山間地域等において環境保全型農業を営む者に交付する奨励金に充てるためのものであります。これらの交付金の金額は、農業所得額、耕作放棄地の割合、小規模農業集落の割合等を勘案してそれぞれ定めることとしております。

第二に、国は、都道府県または市町村に對し、都道府県年度別計画または市町村年度別計画に基づく事業であつて中山間地域等の農業の振興に寄与すると認められるものの実施に要する経費に充てるため、地域農業振興法の規定による交付金のほか、特別の交付金を交付することとしております。第三に、国は、中山間地域等において、これらの計画に基づく事業の推進を図るため、地方債の起債についての配慮、減価償却の特例、地方税の不均一課税に伴う措置等の一連の措置を講ずることとしております。以上が、地域農業振興法案及び中山間地域等農

業振興法案の提案理由及びその概要であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○平沼委員長 以上で各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後七時三十分散會

農業災害補償法の一部を改正する法律案に對する修正案

農業災害補償法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十二条第一項の改正規定中「水稻及び第八十
四条第一項第一号の政令で指定する食糧農作物に係るものにあつては」、「改め、「農作物危険段階基準共済掛金率」の下に、「次項において同じ。」を加え、「及びその農業共済組合又は市町村に係る農作物共済掛金庫負担割合」を削り、及び「金額」の下に「二分の一」を加え、削り、同条第二項の改正規定中「種類等」の下に「改め、表に定めのある農作物以外の共済目的の種類については、組合等に係る同項の農作物基準共済掛金率を基礎として政令で定めるところにより算出される率」を削り、同項に次の表を加える」を削り、同項の表を削る。

第十二条第三項の改正規定中「改め」を「改める」に改め、「及び当該都道府県に係る蚕繭共済掛金庫負担割合」を削り、「得た金額」の下に「二分の一」を加え、削り、同条第五項の改正規定、同条第四項を削る改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定を削る。

第十三条第一項の改正規定中「又は第三項」を「第二項又は第四項」に、を削る。
第十三条の四の改正規定中「加え」を「加える」

に改め、「五分の三」を「百分の五十五」に改める」を削る。

第八十八条第四項第二号の改正規定及び同項第三号を削る改正規定を削り、同条第六項の改正規定中「蚕繭異常共済掛金標準率及び蚕繭超異常共済掛金標準率」を「及び蚕繭異常共済掛金標準率」に、を削る。

別表を削る改正規定を削る。

附則第一項第一号中「第十三条の四」を削る。

附則第二項中「第十二条第一項から第三項まで」を「第十二条第一項、第二項」に改める。

附則第三項中「第十二条第四項及び第五項、第十三条第一項、及び、第八十八条第四項及び第六項」を削る。

附則第六項第二号中「第十三条の四」を削る。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約三十億円の見込みである。

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に關する法律案

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に關する法律案

（農用地利用増進法の一部改正）

第一条 農用地利用増進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業経営基盤強化促進法

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 農業経営基盤の強化の促進に關する基本方針等

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条—第六条）

第二節 農地保有合理化法人（第七条—第十一条）

第三章 農業経営改善計画（第十二条—第十六条）

第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等（第十七条—第二十七条）

第五章 雑則（第二十八條—第三十七條）

第一章 総則

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第十六条中「農業協同組合」の下に「土地改良区」を加え、「農用地の農業上の利用の増進を図る」を「農業経営基盤の強化を促進する」に、「農用地利用増進事業」を「この法律に基づく措置」に改め、同条を第三十七条とする。

第十五条を削る。

第十四条中「農用地利用増進事業」を「第三十四条第一項に規定するもののほか、この法律に基づく措置」に改め、同条を第三十六条とする。

第十三条第一項中「第十一条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第二項中「昭和二十四年法律第九十五号」を削り、同条を第三十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（資金の貸付け）

第三十四条 国は、都道府県が農地保有合理化法人に対し、その行う農地保有合理化事業

（第四条第二項第四号に掲げる事業を除く。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国又は都道府県の貸付金の償還方法については、政令で定める。

（都道府県の特別会計）

第三十五条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて同項の事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第十八条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

第十二条中「第七条」を「第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第十一条第一項の規定に係る同項に規定する」を「第二十三条第一項の規定を受けた」に改め、同条を第三十二条とする。

第十一条の三第一項中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「市町村長」を「承認市町村の長」に改め、同条第六項中「第九条第一項の規定を受けた者」を「認定農業者」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の章名及び四条を加える。

第五章 雑則

（信託法の特例）

第二十八条 農地信託等事業を行う農地保有合理化法人（以下「信託法人」という。）への農用地等の信託の委託者は、受益者となり、信託の利益の全部を享受する。

2 信託法人は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

3 信託法人は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理させることができる。

4 信託法人は、農地信託等事業により委託者に資金を貸し付ける場合は、信託法（大正十一年法律第六十二号）第二十二條第一項本文の規定にかかわらず、その委託者の信託財産につき抵当権を取得することができる。

第二十九条 信託法人については、信託法第二十二條第一項ただし書、第二十三條、第四十六條、第四十七條及び第五十八條に規定する裁判所の権限は、都道府県知事に属する。

第三十条 信託法人への信託は、信託法第五十六條の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

- 一 信託法人が受託者の任務を辞したとき。
- 二 信託法第四十四條の規定により受託者の任務が終了したとき。
- 三 信託法第四十七條の規定により受託者が解任されたとき。
- 四 信託法人が解散をしたとき、又は第七條第一項の承認の取消しがあつたとき。

第三十一条 信託法第二條第六條から第八條まで、第四十一條、第四十二條、第四十五條、第四十八條、第四十九條及び第六十六條から第七十四條までの規定は、信託法人への信託については、適用しない。

第十一条の二の見出し中「促進」を「促進等」に改め、同条中「利用関係」の下に「又は農業経営」を、「努める」の下に「とともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化に努める」を加え、同条を第二十六条とする。

第十一条第一項中「第四条第二項第四号」を「第六条第二項第四号」に、「第六条第三項第三号」を「第十八條第三項第三号」に改め、同条第二項第三号中「農作業の共同化その他」を削り、同項第四号中「前二号に掲げる事項の推進のために必要となる」を「認定農業者への」に改め、同条第三項中「市町村」を「承認市町村」に改め、同項第一号中「実施方針」を「基本構想」に改め、同条第六項中「認定に係る同項に規定

する」を「認定を受けた」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「取消しに關し」を「取消し、特定農用地利用規程の有効期間その他」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「市町村」を「承認市町村」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業法人」という。）を、当該特定農業法人の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

5 前項の規定により定める農用地利用規程においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定農業法人の名称及び住所
- 二 特定農業法人に対する農用地の利用の集積の目標
- 三 特定農業法人に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

6 承認市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。

- 一 前項第二号に掲げる目標が第二項第一号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- 二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定

農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

7 第五項各号に掲げる事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

第十一条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（勸奨）

第二十四条 特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体は、その実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該団体の構成員に対し、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

（課税の特例）

第二十五条 特定農業法人が、特定農用地利用規程の定めるところに従い、農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることに要する費用の支出に充てるための準備金を積み立てた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、特別の措置を講ずるものとする。

第十條中「第七條」を「第十九條」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（利用権設定等促進事業の推進）

第二十一条 都道府県農業会議は、利用権設定等促進事業の推進に資するため広域の見地か

ら農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、他の市町村における農用地の保有及び利用の現況、効率的かつ安定的な農業経営の指標等に関する資料及び情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

第九條を削る。

第八條中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条を第二十条とする。

第七條の見出しを「（農用地利用集積計画の公告）」に改め、同条中「市町村」を「承認市町村」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条を第十九条とする。

第六條の見出しを「（農用地利用集積計画の作成）」に改め、同条第一項中「第四條第六項の承認を受けた市町村（以下「承認市町村」という。）を「承認市町村」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条第二項中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条第三項中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同項第一号中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「実施方針」を「基本構想」に改め、同項第二号中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二條第七項に規定する農業生産法人（以下この号において「農業生産法人」という。）を「農業生産法人」に改め、「ただし、の下に「農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、」を加え、「（昭和二十二年法律第百三十二号）及び「農地保有合理化法人（農地法第三條第二項ただし書に規定する政令で定める法人をいう。以下同じ。）が同項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、」を削り、同条第四項中「市町村」を「承認市町村」に、「第九條第五項」を「第十三條第四項」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条第五項中「市町村」を「承認市町村」に、「第十一條第一

項の認定を受けた」を「第二十三條第一項の認定に係る」に、「団体又は」を「団体若しくは」に、「構成員又は」を「構成員若しくは」に改め、「図るため」の下に、「又は当該市町村の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とする土地改良区が、その地区内の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二條第一項若しくは第八十九條の二第一項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まつて農用地の利用の集積を図るため」を加え、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条を第十八条とする。

第五條を削る。

第四條の前の見出しを「（農業経営基盤強化促進事業の実施）」に改め、同条第一項を次のように改める。

承認市町村は、農業経営基盤強化促進事業の趣旨の普及を図るとともに、基本構想に従い農業経営基盤強化促進事業を行うものとする。

第四條第二項から第四項までを削り、同条第五項中「市町村」を「承認市町村」に、「第十一條の三第一項」を「第二十七條第一項」に、「農用地利用増進事業」を「農業経営基盤強化促進事業」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項から第八項までを削り、同条を第十七条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等

第三條を削る。

第二條第一項を次のように改める。
この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。）

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

的に供される土地
三 農業用施設の用に供される土地
四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

第二條第二項中「農用地利用増進事業」を「農業経営基盤強化促進事業」に、「市町村」を「市町村」に改め、同項第一号中「木竹の生育に供され併せて耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地、農業用施設の用に供される土地又は開発して農用地若しくは農業用施設の用に供される土地とすることが適当な」を「第一項第二号から第四号までに掲げる」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「その他農用地の農業上の利用の増進を図る」を「農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進する」に改め、同項を同項第四号とし、同項第二号中「これらの措置を講ずるために必要となる」を削り、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

農業

第二條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、この法律で定めるところにより、第七條第一項の承認を受けた法人（以下「農地保有合理化法人」という。）が行う次に掲げる事業をいう。

一 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を買入れ、交換し、又は貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）

二 農用地等を買入れ渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当す

金額の貸付けを行う事業（以下「農地信託等事業」という。）

三 農地売買等事業により買入れた農用地等を第十二条第一項の規定に係る農業経営改善計画に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）に対し現物出資し、及びその現物出資に伴い付与される持分を当該農業生産法人の組合員又は社員に計画的に分割して譲渡する事業

四 農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第二条を第四条とし、同条の次に次の二章を加える。

第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想

（農業経営基盤強化促進基本方針）

第五条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

二 効率のかつ安定的な農業経営の基本的指標

三 効率のかつ安定的な農業経営を営む者に對する農用地の利用の集積に関する目標

四 効率のかつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事項

イ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

ロ 都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域（次条第三項において「農業振興地域」という。）の区域内に限る。）を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項

3 基本方針は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（農業経営基盤強化促進基本構想）

第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率のかつ安定的な農業経営の指標

三 効率のかつ安定的な農業経営を営む者に對する農用地の利用の集積に関する目標

四 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

(2) 設定され、又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

(3) 移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払（持分の付与を含む。第十八条第二項第五号において同じ。）の方法

ロ 前条第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人が行う農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

ハ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

ニ 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせん促進その他の委託を受けた行う農作業の実施の促進に関する事項

ホ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

ヘ その他農林水産省令で定める事項

基本構想においては、前項各号に掲げる事項のほか、市町村の区域（農業振興地域の区域内に限る。）の全部又は一部を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）又は民法第三十四条の規定により設立された法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項を定めることができる。

4 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第三項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

5 基本構想は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第五項の基本構想に即するものでなければならぬ。

6 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

7 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（農地保有合理化事業規程）

第七条 第五条第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人又は前条第三項の規定により基本構想に定められた者は、農地保有合理化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地保有合理化事業の実施に関する規程（以下「農地保有合理化事業規程」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定により基本構想に定められた者（市町村を除く。）は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、同条第六項の承認を受けた市町村（以下「承認市町村」という。）の長の同意を得なければならない。

3 農地保有合理化事業規程においては、事業

の種類及び事業の実施方法に關して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

4 都道府県知事は、農地保有合理化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 第五条第二項第四号ロに規定する法人にあつては基本方針に、前条第三項に規定する者にあつては基本構想に適合するものであること。

二 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地保有合理化事業を実施すると認められること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

5 都道府県知事は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該承認に係る農地保有合理化事業の種類を公告しなければならない。

第八条 農地保有合理化法人は、農地保有合理化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第二項、第四項及び第五項の規定は農地保有合理化事業規程の変更について、同条第二項及び第五項の規定は農地保有合理化事業規程の廃止について準用する。

(報告徴収)

第九条 都道府県知事は、農地保有合理化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地保有合理化法人(市町村を除く。次条第一項及び第十一條第一項において同じ。)に対し、その業務又は資産の状況に關し必要な報告をさせることができる。

第十条 都道府県知事は、農地保有合理化事業の運営に關し改善が必要であると認めるとき

は、農地保有合理化法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、農地保有合理化法人(市町村及び第五条第二項第四号ロに規定する法人を除く。)に対し、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、承認市町村の長の意見を聴かなければならない。

(承認の取消)

第十一条 都道府県知事は、農地保有合理化法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第一項の規定による承認を取り消すことができる。

一 農地保有合理化法人が第五条第二項第四号ロ又は第六条第三項に規定する法人でなくなつたとき。

二 農地保有合理化法人が第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 農地保有合理化法人が前条第一項の規定による命令に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第三章 農業経営改善計画

(農業経営改善計画の認定)

第十二条 承認市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを承認市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の現状

二 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標

三 前号の目標を達成するためとるべき措置

四 その他農林水産省令で定める事項

3 承認市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(認定農業者への利用権の設定等の促進)

第十三条 承認市町村の農業委員会は、前条第一項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があつた場合には、その申出の内容を勘案して農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため農地保有合理化事業の実施が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人の同意を得て、当該農地保有合理化法人を含めて当該調整を行うものとする。

3 農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農用地の利用の程度に比し著しく劣つていないと認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

4 農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、第十八条第二項各号に掲げる事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを承認市町村の長に對し要請するものとする。

(課税の特例)

第十四条 認定農業者(第二十三條第七項の規定により認定農業者とみなされた者を除く。)であつて第十二條第一項の認定に係る農業経営改善計画(以下「認定計画」という。)に従つて新たに農業経営を営み、又は農業経営の規模を拡大したものは、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

第十五条 農林漁業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫は、認定農業者が認定計画に従つて行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。

(資金の貸付け)

第十六条 国、地方公共団体及び農業に関する団体は、認定計画の作成及びその達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(研修の実施等)

第一条の次に次の二条を加える。

(責務)

第二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう農業経営基盤の強化を促進するため、農業生産の基盤の整備及び開発、農業経営の近代化のための施設の導入、農業に関する研究開発及び技術の普及その他の関連施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

(農業経営基盤の強化の実施)

第三条 農業経営基盤の強化を促進するための措置は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、かつ、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために自主的な努力を助長することを旨として実施するものとする。

附則に次の二項を加える。

(農林漁業金融公庫等に対する資金の貸付け)

8 国は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要資金について、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることが出来る。

9 前項の国の貸付金の償還方法については、政令で定める。

(農地法の一部改正)
第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「みなして」を「満たして」に改め、同項第一号中「これとあわせ行なう」を「その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他省令で定めるもの、農業と併せ行なう」に、「あわせ行なう農業協同組合」を「併せ行なう農業協同組合」に改め、同項第二号中「いずれかであること」の下に「(合名会社又は合資会社にあつては、へに掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの、有限会社にあつては、へに掲げる者の有する議決権の合計が議決権の総数の四分の一以下であり、かつ、へに掲げる者の有する議決権がいずれもその法人の議決権の総数の十分の一以下であるものに限る。)」を加え、同号に次のように加える。

ホ その法人に農業経営基盤強化促進法

(昭和五十五年法律第六十五号) 第四条第二項第三号に掲げる事業に係る現物出資を行つた同項に規定する農地保有合理化法人(農業協同組合を除く)又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会へ、その法人からその法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する

者であつて、政令で定めるもの

第三条第一項第四号の三中「農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号) 第七条」を「農業経営基盤強化促進法第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二条第二項第一号」を「第四条第三項第一号」に改め、同項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人(以下「農地保有合理化法人」という。)が、省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同項第一号に規定する農地売買等事業(以下「農地売買等事業」という。)の実施によりこれらの権利を取得する場合

第三条第一項第八号中「(以下)」を「又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号に規定する農地信託等事業(以下これを「行なう農業協同組合が当該」を「行う農業協同組合又は農地保有合理化法人が信託事業による」に改め、同条第二項ただし書中「事業を行なう」を「事業を行う」に改め、「農地保有合理化促進事業(農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を買い入れ、又は借り受けて、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地についてその開発をした場合にあつては、開発後の農地)を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業をいう。以下同様とする。を行なう営利を目的とし、ない法人で政令で定めるものが当該農地保有合理化促進事業の実施により同号に掲げる権利を取得するとき」を削り、同項第二号及び第四号中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号及び第七号中「ただし書に規定する政令で定める法人」を「農地保有合理化法人」に、「農地保有合理化促進事業」を「農地売買等事業」に改め、同項第八号中「行なう」を「行う」に改める。

第四条第一項第三号の二及び第五条第一項第一号の二中「農用地利用増進法第七条」を「農業経営基盤強化促進法第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二条第二項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める。

第七条第一項第一号中「こえない」を「超えない」に改め、同項第九号及び第十号中「行なう」を「行う」に改め、同項第十一号中「行なう農業協同組合」を「行う農業協同組合又は農地保有合理化法人」に改め、同項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 農地保有合理化法人が農地売買等事業の実施により借り受けている小作地
十三 農地保有合理化法人が所有し、かつ、農地売買等事業の実施により貸し付けている小作地

第七条第一項第十三号の二中「農用地利用増進法第七条」を「農業経営基盤強化促進法第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二条第二項第一号」を「第四条第三項第一号」に改め、同条第三項中、「第六号及び第十三号」を「及び第六号」に、「つけて」を「付けて」に改める。

第十九条中「六箇月前」を「六月前」に、「一箇月前」を「一月前」に、「農用地利用増進法第七条」を「農業経営基盤強化促進法第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二条第二項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)
第三条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「させる組合」の下に「(以下「出資組合」という。を加え、同条第三項中「あわせ行なう」を「併せ行なう」に、「行なうこと」を行うことに改め、同項第一号を次のように改める。
一 信託の引受けを行う際その委託をする者

の所有に係る農地又は採草放牧地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号) 第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。 第十一条の十五の二 第一項第二号において同じ。)

第十条第三項第二号中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「組合員に出資をさせる組合」を「出資組合」に、「あわせ行なう」を「併せ行なう」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改める。
第二章第二節中 第十一条の十五の次に次の二条を加える。

第十一条の十五の二 出資組合は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、次に掲げる場合には、第十条に規定する事業のほか、農業の経営及びこれに附帯する事業を併せ行うことができる。

一 農地保有合理化法人(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号) 第四条第二項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。)として同項第四号に掲げる事業を実施する場合
二 農地又は採草放牧地を利用しないで行う場合において、前号に掲げる場合に準ずると認められるとき。

出資組合の行う前項の事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。

第一項の規定により組合が農業の経営を行うには、総組合員(第十六条第一項ただし書に規定する組合員を除く。次項において同じ。)の三分の二以上の書面による同意を得なければならない。
農業協同組合連合会の会員である組合が、当該農業協同組合連合会の農業の経営に関し、前項の規定による同意をするには、当該組合の総会に総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決

を経なければならぬ。農業協同組合連合会を間接に構成する農業協同組合が、当該農業協同組合連合会の農業の経営に關し、当該農業協同組合が属する農業協同組合連合会の總會において議決権を行使する場合においても、同様とする。

第十一條の十五の三 組合が、前条第一項の事業を行おうとするときは、農業経営規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の農業経営規程には、事業の実施方法に關して省令で定める事項を記載しなければならない。

農業経営規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければならない。その効力を生じない。

第十二條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「事業を行なう」を「事業を行なう」に、「これとあわせ行なう」を「その行う農業に關連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他省令で定めるもの及び農業と併せ行なう」に、「のみを行なう」を「のみを行なう」に改める。

第十三條第二項中「前項の規定により出資をさせる組合（以下出資組合という）」を「出資組合」に改める。

第三十三條第一項中「宅地等供給事業実施規程」の下に、「農業経営規程」を加える。

第三十五條第一項中「及び宅地等供給事業実施規程」を、「宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程」に改める。

第三十八條第二項中「若しくは宅地等供給事業実施規程」を、「宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程」に改める。

第四十二條中「ある事業」の下に、「（当該組合の組合員の営み、又は従事する農業を除く。）」を加える。

第四十四條第一項第二号中「及び宅地等供給事業実施規程」を、「宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程」に改める。

第七十二條の八第一項第二号中「これ」を「そ

の行う農業に關連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他省令で定めるもの及び農業」に改める。

第七十二條の十第一項中「農民」を「次に掲げる者（農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第一号に掲げる者）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 農民

二 組合

三 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法第四條第二項第三号に掲げる事業に係る現物出資を行つた農地保有合理化法人（前号に掲げる者を除く。）

四 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの

第七十二條の十第二項中「組合員」を「同項第一号の規定による組合員」に、「なかり」を「なかりなり」に改め、同条第三項中「のうちの」の下に「第一項第四号に掲げる者及び」を加え、「これ」を「超えて」に改める。

第七十二條の十二第四項中「組合員」の下に「（第七十二條の十第一項第一号の規定による組合員に限る。第七十二條の十七第一項において同じ。）」を加える。

第七十三條第四項中「において」の下に、「第六十六條第一項中「農業協同組合にあつては第十二條第一項第一号の規定による組合員、農業協同組合連合会にあつては同条第二項第一号の規定による組合員」とあるのは、第七十二條の十第一項第一号の規定による組合員」とを加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第九十三條第一項、第九十四條第一項及び第二項並びに第九十四條の二第一項中「若しくは宅地等供給事業実施規程」を、「宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程」に改める。

第九十五條第一項中「若しくは宅地等供給事業

業実施規程」を、「宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程」に改め、同条第三項中「又は宅地等供給事業実施規程」を、「宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程」に、「又は第十一條の十四第一項」を、「第十一條の十四第一項又は第十一條の十五の三第一項」に改める。

第一百一條中第二号の六を第二号の七とし、第二号の五を第二号の六とし、第二号の四の次に次の一号を加える。

二の五 第十一條の十五の三第一項の規定に違反したとき。

（土地改良法の一部改正）

第四條 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「の行う土地改良事業又は数人が共同して行なう」を「又は第三條に規定する資格を有する者の行なう」に改める。

第三條第四項中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三條第二項ただし書に規定する政令で定める」を「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四條第二項に規定する」に改め、「農地保有合理化法人がその所有する農用地を貸し付けた場合において当該農用地が同法第七條第一項第十三号の指定を受けているとき」を削り、「農地保有合理化促進事業（同法第三條第二項ただし書の農地保有合理化促進事業をいう。以下同じ。）」を「農地保有合理化事業（同条第二項に規定する農地保有合理化事業をいう。）」に改め、同条第五項中「農地法」の下に「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を加える。

第二章第三節の節名中「の行う土地改良事業又は数人が共同して行なう」を「又は第三條に規定する資格を有する者の行なう」に改める。

第九十五條第一項中「が土地改良事業を行なう場合又は第三條に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行なう」を「又は第三條に規定する資格を有する者が土地改良事業を行なう」に改め、同条第二項中「が土地改良事

業を行なうとする場合又は第三條に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行なう」を「又は第三條に規定する資格を有する者が土地改良事業を行なう」に改め、「規約」の下に「（同条に規定する資格を有する者が一人で土地改良事業を行う場合にあつては、標準とする。以下この節、第二百三十二條第一項及び第二百三十四條第一項において同じ。）」を加え、「あわせて」を「併せて」に改める。

第二百一十一條の二中「数人共同して」を削り、「者を除く」を「第三條に規定する資格を有する者を除く」に改める。

第二百一十八條第一項第四号中「数人共同して」を削り、「行なう者」を「行なう第三條に規定する資格を有する者」に改め、同条第五項中「第二号」を「同項第二号」に、「第三号」を「同項第三号」に、「第四号の数人共同して」を「同項第四号の」に、「行なう者」を「行なう第三條に規定する資格を有する者」に、「第五号」を「同項第五号」に改める。

第二百三十二條第一項中「数人共同して」を削り、「行なう者」を「行なう第三條に規定する資格を有する者」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第二百三十四條第一項中「数人共同して」を削り、「行なう者」を「行なう第三條に規定する資格を有する者」に、「基いて」を「基づいて」に、「採るべき」を「とるべき」に改める。

（農林漁業金融公庫法の一部改正）

第五條 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

26 公庫は、当分の間、第十八條第一項の規定により農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第八項に規定する資金の貸付けを行つときは、無利子で貸し付けることができる。

27 前項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で公庫が

定める。

(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)

第六條 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五條の三の次に次の一条を加える。

第五條の四 公庫は、当分の間、第十九條第一項第四号の規定により農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)附則第八項に規定する資金の貸付けを行うときは、無

利子で貸し付けることができる。

(農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正)

第七條 農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項第二号中「農地保有合理化法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三條第二項ただし書に規定する政令で定める法人をいう。)(の行う同項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業)」を「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四條第二項に規定する農地保有合理化事業」に改める。

第二條第一項中「貸付料」の下に、「前條第二項第二号の財政上の措置として行われる貸付金の償還金」を、「費用」の下に、「(貸付金を含む。)」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農用地利用増進法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この法律の施行前にされた第一條の規定による改正前の農用地利用増進法(以下「増進法」という。)(第四條第六項の承認及び増進法第五條第一項の承認(廃止に係る承認を除く。))に係る増進法第四條第一項の実施方針(以下「実施方針」という。)(は、第一條の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法(以下「基盤強化

法」という。)(第六條第六項の承認に係る同条第一項の基本構想(以下「基本構想」という。))とみなす。

2 市町村は、基盤強化法第五條第一項の規定により同項の基本方針が定められた後遅滞なく、前項の規定により基本構想とみなされた実施方針を補完し、都道府県知事の承認を受けなければならぬ。基盤強化法第六條第二項から第五項まで及び第七項の規定は、この場合について準用する。

3 この法律の施行の際現に増進法第七條の規定による公告があつた農用地利用増進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された増進法第二條第二項第一号の権利は、基盤強化法第十九條の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された基盤強化法第四條第三項第一号の権利とみなす。

4 この法律の施行の際現に増進法第九條第一項の認定を受けている者は、基盤強化法第十二條第一項の認定を受けた者とみなす。

5 この法律の施行前にされた増進法第十一條第一項の認定に係る農用地利用規程は、基盤強化法第二十三條第一項の認定に係る農用地利用規程とみなす。

(農地法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 この法律の施行前に第二條の規定による改正前の農地法(以下「旧農地法」という。)(第三條第一項の規定又はこの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第二條の規定による改正後の農地法(以下「新農地法」という。)(第三條第一項の規定又はこの規定に基づく命令の相当規定によつてしたもの)とみなす。

2 この法律の施行の際現に存する旧農地法第三條第二項ただし書に規定する政令で定める法人(以下「旧農地保有合理化法人」という。)(の行う同項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業(以下「旧農地保有合理化促進事業」という。)(の実施については、次項の規定による場合を除き、この法律の施行の日から、基盤強化法第五條第二項第四号に規定する法人となる旧農地保有合理化法人にあつては同条第一項の規定により同項の基本方針が最初に定められた日、それ以外の旧農地保有合理化法人にあつては基盤強化法第六條第一項の規定により基本構想が最初に定められた日(前條第一項の規定により基本構想とみなされた実施方針にあつては、同条第二項の規定により補完の承認を受けた日)以後三月を経過する日(その日前に基盤強化法第七條第一項の承認を受けた場合には、当該承認のあつた日)までの間は、なお従前の例による。

3 旧農地保有合理化法人が旧農地保有合理化促進事業の実施により借り受けている小作地及び所有し、かつ、旧農地保有合理化促進事業の実施により売り渡し又は交換するまでの間一時貸し付けている小作地については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にされた旧農地法第十五條の二第三項の規定による公示に係る農地又は採草放牧地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 この法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が行つてゐる土地改良事業の実施及びこの法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が参加している土地改良事業について当該旧農地保有合理化法人が参加する資格については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後にした行為であつて附則第三條第二項又は前條の規定により従前の例によることとされるものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号(十二)中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に、「農用地について利用権の設定等を受けようとする者が定める農業経営の規模の拡大を図るための計画」を「農業経営の営み、又は営もうとする者が定める農業経営改善計画」に改める。

別表第三第一号(七)中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に改め、「ところにより」の下に、「農業経営基盤強化促進基本方針の作成に関する事務を行う」を加え、「農用地利用増進事業の実施に関する方針」を「農業経営基盤強化促進基本構想及び農地保有合理化法人が定める農地保有合理化事業規程」に改め、同号(七)中「共同の法人」を「土地改良事業に参加する資格を有する者」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第七條 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に改める。

(農業改良資金助成法の一部改正)

第八條 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項及び第八條第二項中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に、「第二條第一項」を「第四條第一項第一号」に、「同條第二項第一号」を「同條第三項第一号」に改める。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)

第九條 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五條の十五第一項第三号の二中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に、「第七條」を「第十九條」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二條第二項第一号」を「第四條第三項第一号」に改める。

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の二十七の六の見出し中「農地保有合理化促進事業」を「農地保有合理化事業」に改め、同条第一項中「農地法第三條第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行う營利を目的としない法人が当該事業」を「農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四條第二項に規定する農地保有合理化法人が同項第一号に規定する農地売買等事業に、「又は交換したときは、当該法人」を「若しくは交換し、又は農業經營基盤強化促進法第四條第二項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人」に改め、同條第二項中「法人が農地保有合理化促進事業」を「農地保有合理化法人が農地売買等事業」に改める。

附則第十一條第二項中「農用地利用増進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七條」を「農業經營基盤強化促進法第十九條」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め

附則第十一条の五中「法人」を「農地保有合理化法人」に、「農地保有合理化促進事業」を「農地売買等事業」に改める。

よつて取得される土地に対して課する不動産取得税については、前条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第七十三条の二十七の六及び旧地方税法附則第十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧地方税法第七十三条の二十七の六第一項中「当該事業の実施により売り渡し、又は交換したとき」とあるのは「当該事業の実施

進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、若しくは同項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したとき」と、旧地方税法附則第十一条の五第一項中「第七十三条の二十七の六第一項」とあるのは「農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法（以下本条において「旧地

2 前条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）第七十三条の二十七の七第二項の規定は、この法律の施行の日以後の同項に規定する換地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に旧農地保有合理化法人が取得した旧地方税法第七十三条

3 新地方税法第五百八十六条第二項第八号の規定は、この法律の施行の日以後に取得される同号に規定する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前に旧農地保有合理化法人が取得した旧地方税法第五百八十六条第二項第八号に規定する土地（同日以後に附則第三条第二項の規定により旧農地保有合理化法人が取得した当該土地を含む。）又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

理由

効率的かつ安定的な農業経営が農産生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営の目標の明確化、農業経営の改善を図ろうとする者に対する農用地の利用の集積、農産生産法人の事業及び構成員の範囲の拡大その他の農業経営基盤の強化のための措置を総合的に講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

効率のつかつ安定的な農業経営が農業生産の相当の事業及び構成員の範囲の拡大その他の農業経営の強化のための措置を総合的に講ずる必要である。これが、この法律案を提出する理由である。

目次中、「第一章の二 高性能農業機械導入基本方針等（第五条の二―第五条の四）」を、「第一章の二 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入（第五条の二―第五条の八）」に、「（第十七条）」を「（第十七条―第十九条）」に改める。

第一条中「高性能農業機械」を「高性能農業機械等」に改め、「計画的な」の下に「試験研究、実用

第二条に次の三項を加える。

4 この法律において、「農業機械化適応農業資材」とは、肥料、農薬その他の農業資材のうち政令で定めるものであつて、農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有することによつて農業機械化の促進に寄与すると認められるものをいう。

「第一章の二 高性能農業機械導入基本方針等を「第一章の二 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入」に改める。
第五條の二を次のように改める。

ろにより、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

定産業技術研究推進機構が行う高性能農業機械の開発に関する試験研究の成果の実用化を促進するために必要な技術の確立並びに当該技術に係る設備及び情報提供を行う事業をいう。以下同じ。の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項

三 特定高性能農業機械（高性能農業機械のうち農業経営の改善のために計画的に導入を促進する必要がある農業機械で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の種類ごとの導入に関する目標及びその導入を効果的に行うために必要な条件に関する事項

四 その他高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に關し必要な事項

五 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

六 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、第二項第二号に掲げる事項について通商産業大臣に協議し、かつ、農業機械化審議会の意見を聴かなければならぬ。

七 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

八 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

九 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

十 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

十一 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

十二 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

十三 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

十四 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十五条の三 第四項中「高性能農業機械導入計画を定めたときは」を「導入計画を定め、又はこれを変更したときは」に改める。

第十五条の四の見出しを「（導入計画と国の援助等）」に改め、同条中「高性能農業機械の」を「特定高性能農業機械の」に、「行なう」を「行う」に、「高性能農業機械導入計画」を「導入計画」に改める。

第一章の二 第五条の四の次に次の四条を加える。

（実用化促進計画の認定）

第十五条の五 基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施しようとする者（基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、高性能農業機械実用化促進事業に関する計画（以下「実用化促進計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該実用化促進計画が適当である旨の認定を受けることができる。

二 実用化促進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 高性能農業機械実用化促進事業の内容及び実施時期

二 高性能農業機械実用化促進事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

三 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実用化促進計画が、次の各号に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる事項が高性能農業機械実用化促進事業を確実に遂行するために適切であること。

四 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

第十五条の六 前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実用化促進計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

（実用化促進計画の変更等）

第十五条の七 国は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第十五条の八 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第十五条の九 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第十五条の十 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第十五条の十一 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第十五条の十二 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第十五条の十三 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第十五条の十四 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第十五条の十五 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第十五条の十六 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第十五条の十七 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

第十五条の十八 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

同条の次に次の二条を加える。

第十八条 第五条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第三条 地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。

第七十三条の四 第一項第六号の二「第十六条第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第三百四十九条の三 第二十七項中「第十六条第一号又は第二号」を「第十六条第一項第一号又は第四号」に、「同法第十六条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第四号」に改める。

第五百八十六條第二項第二十七号の四及び第七百一条の三十四第三項第十四号中「第十六条第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第七百一条の四十一 第一項の表第四号の二「第十六条第二号」を「第十六条第一項第四号」に改める。

（生物系特定産業技術研究推進機構法の一部改正）

第四条 生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一類第八号 農林水産委員会第十号 平成五年四月十四日

三七

第二十九条第二項中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

理由

農業を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の計画的な試験研究、実用化の促進及び導入に関する措置を講ずるとともに、当該措置に関する生物系特定産業技術研究推進機構の業務の追加を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定農山村地域」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域として、政令で定める要件に該当するものをいう。

2 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。

- 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。）及び開発して農用地とすることが適当な土地
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農用地及び次号に規定する林

地を除く。）

三 木竹の集団的な生育に供される土地（主として農用地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地を除く。以下「林地」という。）及び林地とすることが適当な土地

四 次項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供される土地及び開発して農林業等活性化基盤施設の用に供されることが適当な土地

五 前各号に掲げる土地のほか、これらの土地との一体的な利用に供されることが適当な土地

3 この法律において「農林業等活性化基盤整備促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

一 次に掲げる農林業その他の事業の活性化を図るための措置の実施を促進する事業

イ 新規の作物の導入その他の生産方式の改善による農業経営（食用きのこその他の林産物の生産を併せ行うものを含む。以下同じ。）の改善及び安定に関する措置

ロ 農用地及び森林の保全及び農林業上の利用の確保に関する措置

ハ 需要の開拓、新商品の開発その他の地域特産物の生産及び販売に関する措置

ニ 都市住民の農林業の体験その他の都市等との地域間交流に関する措置

ホ その他他地域における就業機会の増大に寄与する措置

二 前号に掲げる措置を実施するために必要な農業用施設、林業用施設その他主務省令で定める施設（以下「農林業等活性化基盤施設」という。）の整備を促進する事業

三 農林地（農用地及び林地をいう。以下同じ。）の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保及び農林業等活性化基盤施設の円滑な整備の促進を図るため、農林地等を対象として、所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは

は使用貸借による権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）を促進する事業（以下「農林地所有権移転等促進事業」という。）

四 農林業その他の事業を担うべき人材の育成及び確保その他農林業その他の事業の活性化を促進するために必要な事業

4 主務大臣は、第一項の政令で定める要件に該当する特定農山村地域を公示するものとする。

5 主務大臣は、第三項第二号の主務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

（特定農山村地域における農林業等活性化基盤整備促進事業の原則）

第三条 特定農山村地域における農林業等活性化基盤整備促進事業は、地域の農林業その他の事業に従事する者又はその組織する団体が地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図るためにする自主的な努力を助長し、かつ、地域住民の生活の向上が図られること並びに農林業の振興並びに農用地及び森林の保全を通じて国土及び環境の保全等の機能が十分発揮されることを旨として実施するものとする。

（農林業等活性化基盤整備計画）

第四条 その全部又は一部の区域が特定農山村地域である市町村は、当該特定農山村地域における農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備に関する計画（以下「基盤整備計画」という。）を作成することができる。

2 基盤整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林業その他の事業の活性化の目標

二 農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項

三 農林業生産の基盤の整備及び開発並びに産業の振興を図るために必要な道路その他の公共施設の整備であつて、農林業等活性化基盤整備促進事業に関連して実施されるものに関する事項

四 その他主務省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針

二 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法

三 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法

四 その他農林水産省令で定める事項

4 市町村は、前項第二号及び第三号に規定する算定基準を定めようとする場合には、適正な地価の形成が図られるよう配慮するものとする。

5 基盤整備計画は、過疎地域活性化計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画及び都市計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二

条第五項の基本構想に即したものでなければならぬ。

6 市町村は、基盤整備計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、第二項第二号に掲げる事項について、都道府県知事の承認を受けなければならぬ。

7 市町村は、基盤整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（農業経営の改善及び安定のための計画の認定）

第五条 基盤整備計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他の生

産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設（農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従つて農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員（以下「参加構成員」という。）の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。

（資金の確保）

第六条 国及び都道府県は、前条の認定を受けた団体及びその参加構成員が当該認定に係る計画に従つて同条の措置を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

（農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定）

第七条 計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。）の設置に係る事業を行うおうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。

（所有権移転等促進計画の作成等）

第八条 計画作成市町村は、第五条の認定を受けた団体若しくはその参加構成員又は前条の認定を受けた者から第五条の認定に係る計画又は前条の認定に係る事業計画に従つて農林地等について所有権の移転等を受けたい旨の申出があつた場合において必要があるときその他農林地所有権移転等促進事業を行うおうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定める

ものとする。

2 所有権移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する者が所有権の移転等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について所有権の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

五 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権、賃借権又は使用貸借による権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあつては地代又は借賃及びその支払の方法

六 その他農林水産省令で定める事項

3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 所有権移転等促進計画の内容が基盤整備計画に適合するものであること。

二 所有権移転等促進計画において、次に掲げる所有権の移転等のいずれかが定められていること。

イ 農林地の農林業上の効率かつ総合的な利用を確保するため行う農林地についての地目変換（農用地間又は林地間における地目変換を除く。）を伴う所有権の移転等（ロに該当するものを除く。）

ロ 農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。）の整備を図るため行う農林地等についての所有権の移転等及びこれと併せ行う当該所有権の移転等を円滑に推進するため必要な農林地についての所有権の移転等

三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、水小作権、賃借権、賃借権使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。

四 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。

五 前項第一号に規定する者が、次に掲げる要件を備えていること。

イ 前項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地であり、かつ、当該農用地に係る同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあつては、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない者に該当しないこと。

ロ 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農林業等活性化基盤施設の用に供するためのものである場合にあつては、第五条の認定を受けた団体若しくはその参加構成員（当該認定に係る計画に従つて特定施設を設置する者に限る。）、前条の認定を受けた者又は地方公共団体その他の基盤整備計画に即して農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。）を適正かつ確実に整備することができると認められる者として主務省令で定める者であること。

ハ イ及びロ以外の場合にあつては、所有権の移転等が行われた後において、前項第二号に規定する土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められ

る者であること。

4 計画作成市町村は、第一項の規定により所有権移転等促進計画を定めようとする場合において、当該所有権移転等促進計画が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該所有権移転等促進計画について、農林水産省令、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。

一 第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地（当該農用地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五條第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。）であること。

二 第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が、市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七條第一項の規定による市街化調整区域をいう。）内にあり、かつ、所有権の移転等が行われた後において、農林業等活性化基盤施設の用に供されることとなること（同法第二十九條又は同法第四十三條第一項の規定による許可を要する場合に限る。）。

5 都道府県知事は、前項第一号に掲げる要件に該当する所有権移転等促進計画について同項の承認をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

（所有権移転等促進計画の公告）

第九条 計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定めるときは、農林水産省令、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 計画作成市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。ただし、前条第四項の承認を受けた所有権移転等促進計画については、この限りでない。

（公告の効果）

第十条 前条第一項の規定による公告があつたと

きは、その公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第十一条 第九條第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。

(森林組合法の特例)

第十二条 市町村は、基盤整備計画において第四條第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たり、特定農山村地域における農用地の保全のため必要があると認めるときは、同号に掲げる事項に係る農用地及び森林の保全及び農林業上の利用の確保に関する措置として、森林組合が特定農山村地域において委託を受けて農作業を行う事業を実施する旨を、当該森林組合の同意を得て、定めることができる。

2 当該森林組合は、当該市町村が第四條第六項の承認を受けたときは、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第九條第一項、第二項及び第七項に規定する事業のほか、前項に規定する事業を実施することができる。

(農業協同組合及び森林組合の連携)

第十三条 基盤整備計画に係る特定農山村地域(以下「対象地域」という。)の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び森林組合は、当該基盤整備計画の円滑な実施が促進されるよう、農作業又は森林施業の受託等による農用地及び森林の保全、地域特産物の販売又は加工等に関し、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

(土地改良法の特例)

第十四条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二條第一項の規定により、同法第二條第二項に規定する土地改良事業の施行に係る地域(対象地域内の区域に限る。以下「対象施行地域」という。)につき、

換地計画を定める場合には、対象施行地域内で農業と併せて林業を営む者の林業経営上必要な施設であつて、その者の経営の安定を図り、もつて農業構造の改善を図るために必要で欠くことができない施設として基盤整備計画に定められたもの(政令で定める要件に適合するものに限る。)を同法第五十三條の三第一項第二号ロに掲げる施設とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる規定により、対象施行地域につき換地計画を定める場合について準用する。

一 農林水産大臣又は都道府県知事 土地改良法第八十九條の二第一項

二 市町村 土地改良法第九十六條の四において準用する同法第五十二條第一項

(課税の特例)

第十五条 対象地域内において、第七條の認定を受けた者(地方公共団体の出資又は拠出に係る法人に限る。)が当該認定に係る事業計画に従つて設置した農林業等活性化基盤施設については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却をすることができ。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六條第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、対象地域内において第七條の認定に係る事業計画に従つて農林業等活性化基盤施設のうち自治省令で定めるものを設置した者(自治省令で定める要件に該当する者に限る。)について、当該施設の用に供する家屋若しくはこれらの敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合において、これらの措置が自治省令で定め

付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四條の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同條の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同條の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国等の援助)

第十七条 国及び地方公共団体は、基盤整備計画の達成に資するため、基盤整備計画の実施に必要な事業を行う者等に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

(地方債の特例等)

第十八条 計画作成市町村が、第七條の認定を受けた者のうち自治省令で定めるものが当該認定に係る事業計画に従つて行おうとする農林業等活性化基盤施設のうち自治省令で定めるものの設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に係る経費について出資、補助その他の助成を行おうとする場合において、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)第五條第一項各号に規定する経費に該当しないものは、同項第五号に規定する経費とみなす。

2 地方公共団体が基盤整備計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(農業生産の基盤及び林業生産の基盤の一体的な整備及び開発の促進)

第十九条 国及び地方公共団体は、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び開発に関する

施策を行うに当たっては、対象地域内において土地改良事業及び造林又は林道の開設の事業の総合的な施行その他の農業生産の基盤及び林業生産の基盤の一体的な整備及び開発が促進されるよう配慮するものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第二十条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、対象地域内の土地を基盤整備計画に定める農林業等活性化基盤施設の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該施設の設置の促進を図られるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用等)

第二十一条 国は、基盤整備計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

2 計画作成市町村は、基盤整備計画の達成のため必要があるときは、関係官林局長又は営林支局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができる。

(生活環境の整備)

第二十二条 国及び地方公共団体は、基盤整備計画の実施の促進に併せて、対象地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備を促進するように努めるものとする。

(主務大臣等)

第二十三条 この法律における主務大臣は、国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣(国土庁長官にあつては、内閣総理大臣)の発する命令とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第二条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六

年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「(昭和五十五年法律第六十五号)」の下に「及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)」を加える。

(農地法の一部改正)

第三条 農地法の一部を次のように改正する。

第三号第一項第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号) 第九号第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二

条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合

第四条第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九号第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二

条第三項第三号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

第五条第一項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九号第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二

条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合

(都市計画法の一部改正)

第四号 都市計画法の一部を次のように改正する。

第三十四号第四号の次に次の一号を加える。

四の二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号) 第九号第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二

条第三項第三号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的(同項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。)に従つて行う開発行為

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)

第五条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条の十五第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号) 第九号第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二

条第三項第三号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号の十二の次に次の一号を加える。

一の十三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号) 第四号第一項の規定により作成された基盤整備計画に係る同法第二

条第一項に規定する特定農山村地域において、同法第七

条の規定を受けた者で政令で定めるものが当該認定に係る同条の事業計画に従つて整備する同法第二

条第三項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供する土地

附則第十一号第一項第一号中「及び次項」を「から第四項まで」に改め、同条第十六項までを「第十八項とし、同条第四項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九号第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第六号第一項に規定する農業振興地域内にある土地(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二号第一項に規定する農用地に限る。)を農業を営む者が同号に規定する農用地の用に供する目的で取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成七年三月三十一日までに行為されたとき限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格から控除するものとする。

一 当該土地の取得が農用地区域内にある土地以外の土地の取得である場合 当該土地の価格の四分の一に相当する額

二 当該土地の取得が農用地区域内にある土地の取得である場合 当該土地の価格の三分の一に相当する額

附則第十一号の四第一項中「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。

(国土庁設置法の一部改正)

第七号 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四号中第二十五号を第二十六号とし、第二

十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること。

第七号第一項中「第四号第二十三号」を「第四号第二十四号」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第八号 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四号第二十七号の四の次に次の一号を加える。

二十七の五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

第二十九号中「第二十号まで」の下に「第二十七号の五」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第九号 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四号第三十九号の四の次に次の一号を加える。

三十九の五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関すること。

(建設省設置法の一部改正)

第十号 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三十号)の一部を次のように改正する。

第三号第十一号中「及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)」を「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五

年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

年法律第 号」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十一条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号の八の次に次の一号を加える。

三の九 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

理由

特定農山村地域における農林業その他の事業を振興し、豊かで住みよい農山村の育成を図るため、基盤整備計画の作成について定めるとともに、農林地所有権移転等促進事業の創設、森林組合法及び土地改良法の特例の創設、地方財政上の特例措置等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域農業振興法案

地域農業振興法

(目的)

第一条 この法律は、地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業の健全な発展を図るため、地域の農業者が相互に又はその地域で農業に関連する事業を営む者(以下「地域農業関連事業者」という。)若しくは消費者の組織する団体(以下「消費者団体」という。)と連携して行う地域の農業の振興に関する自主的な努力を助長するのための市町村地域農業振興計画等の策定及び当該計画等に基づく事業の実施に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講じ、もって地域経済の発展及び農村における地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(地域の農業の振興の原則)

第二条 農業がその営まれる地域の自然的経済的社会的諸条件に応じ健全に発展するためには、地域の農業が、地域の農業者の自主的な意向に基づき、かつ、地域の農業者相互の又は地域の

農業者と地域農業関連事業者若しくは消費者団体との連携を基礎とし、地域の諸資源を活用して行われることが不可欠であることにかんがみ、国及び地方公共団体が行う地域の農業の振興に関する目標及び対策並びに計画の策定、当該計画に基づく事業の実施その他の措置は、地域の農業を担う者の確保、地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業経営の合理化、地域における農業を中心とする産業構造の高度化、消費者の需要の高度化及び多様化に対応した農業経営の合理化及び多角化、農村における良好な生活環境の確保その他の地域の農業の振興を図るために必要な事項に関し地域の農業者が相互に又は地域農業関連事業者若しくは消費者団体と連携して行う自主的な努力を総合的かつ計画的に助長することを旨として行われなければならない。

(地域農業振興基本目標及び基本対策)

第三条 農林水産大臣は、全国地域農業振興会議の議を経て、政令で定めるところにより、地域の農業の振興に関する基本的な目標及び当該目標を達成するために必要な基本的な対策(以下「地域農業振興基本目標及び基本対策」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 農林水産大臣は、地域農業振興基本目標及び基本対策の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、地域農業振興基本目標及び基本対策につき閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前三項の規定は、地域農業振興基本目標及び基本対策の変更について準用する。

(地域農業振興目標及び対策)

第四条 都道府県知事は、地域農業振興基本目標及び基本対策に基づき、都道府県地域農業振興会議の議を経て、当該都道府県における地域の農業の振興に関する目標及び当該目標を達成するために必要な対策(以下「地域農業振興目標

及び対策」という。)を定めるものとする。

2 都道府県知事は、地域農業振興目標及び対策を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、農林水産大臣は、全国地域農業振興会議の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議するものとする。

3 都道府県知事は、地域農業振興目標及び対策を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前三項の規定は、地域農業振興目標及び対策の変更について準用する。

(市町村地域農業振興計画)

第五条 市町村は、地域農業振興目標及び対策に基づき、市町村地域農業振興会議の議を経て、五年を一期とする市町村地域農業振興計画(以下「市町村計画」という。)を定めることができる。

2 市町村計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域の農業の振興に関する基本方針

二 地域の農業を担う者の確保を図るために地域の農業者が相互に又は地域農業関連事業者若しくは消費者団体と連携して行う次に掲げる事項の促進に関する事項

イ 農業後継者その他の新たに農業を営み又は農業に従事する者の確保

ロ 地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業を営む農業者の育成

ハ 地域の農業及び農業に関連する産業を振興する上で指導的役割を担う者の育成

三 地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた農業経営の合理化を図るために地域の農業者が相互に連携して行う次に掲げる事項の促進に関する事項

イ 農業生産の基盤の整備及び開発、農業技術の改善等による地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた地域農産物の生産の拡大

ロ 農作業の共同化、異なる品目を生産する

農業者間における産出物の相互利用の拡大、地域農産物の運搬、加工、貯蔵又は販売の共同化、農業者が協同して農業を営むための組織の設立等による地域における農業の協業化

ハ 農作業の機械化、農業者の委託を受けて農作業に従事する者の確保、農作業における健康管理上必要な施設等の設置等による地域における農業労働条件の改善

四 地域における農業を中心とする産業構造の高度化を図るために地域の農業者と地域農業関連事業者が連携して行う次に掲げる事項の促進に関する事項

イ 地域農産物を原料又は材料とする特産物その他新商品の研究開発、農産加工品の原料又は材料となる農作物の栽培面積の拡大、地域農産物の加工施設の増設等による地域農産物の加工の増進

ロ 地域農産物及び地域農産物を原料又は材料とした農産加工品(以下「地域農産物等」という。)の小売のための市場並びに地域農産物を消費地域の市場に出荷するための集荷場の設置並びに施設の改善及び取扱品目の拡大、地域農産物等の販売に当たっての消費者に対する当該地域農産物等の生産行程に関する情報の提供等による地域農産物等の販売の拡大

ハ 農村景観の整備のための景観作物の栽培、農村における伝統的な建造物の保存、観光客のレクリエーションの用に供するための果樹その他の農作物の栽培施設、牧場等の整備、地域農産物を原料又は材料とする観光みやげ品の開発又は品質の改善、宿泊施設等の旅行関係施設の整備等による地域農産物等、農村景観その他の地域資源の観光資源としての一体的活用

五 地域農産物、農村景観等の地域資源に対する消費者の需要の高度化及び多様化に対応した農業経営の合理化及び多角化を図るために

農業者間における産出物の相互利用の拡大、地域農産物の運搬、加工、貯蔵又は販売の共同化、農業者が協同して農業を営むための組織の設立等による地域における農業の協業化

ハ 農作業の機械化、農業者の委託を受けて農作業に従事する者の確保、農作業における健康管理上必要な施設等の設置等による地域における農業労働条件の改善

四 地域における農業を中心とする産業構造の高度化を図るために地域の農業者と地域農業関連事業者が連携して行う次に掲げる事項の促進に関する事項

イ 地域農産物を原料又は材料とする特産物その他新商品の研究開発、農産加工品の原料又は材料となる農作物の栽培面積の拡大、地域農産物の加工施設の増設等による地域農産物の加工の増進

ロ 地域農産物及び地域農産物を原料又は材料とした農産加工品(以下「地域農産物等」という。)の小売のための市場並びに地域農産物を消費地域の市場に出荷するための集荷場の設置並びに施設の改善及び取扱品目の拡大、地域農産物等の販売に当たっての消費者に対する当該地域農産物等の生産行程に関する情報の提供等による地域農産物等の販売の拡大

ハ 農村景観の整備のための景観作物の栽培、農村における伝統的な建造物の保存、観光客のレクリエーションの用に供するための果樹その他の農作物の栽培施設、牧場等の整備、地域農産物を原料又は材料とする観光みやげ品の開発又は品質の改善、宿泊施設等の旅行関係施設の整備等による地域農産物等、農村景観その他の地域資源の観光資源としての一体的活用

五 地域農産物、農村景観等の地域資源に対する消費者の需要の高度化及び多角化に対応した農業経営の合理化及び多角化を図るために

地域の農業者が消費者団体と連携して行う次に掲げる事項の促進に関する事項

イ 農業者が消費者団体に委託して行う農産物に対する需要の動向の調査、地域農産物の生産行程に関する情報の提供及び農産物に関する知識の普及、消費者団体に供給する地域農産物の品質の向上、地域農産物の流通の合理化等による地域農産物に対する需要の開拓及び拡大

ロ 農村景観等の地域資源を活用したレクリエーション施設、休養施設又は農作業を体験するための施設等の運営、農村に伝承されてきた文化的所産を活用した催物の開催等による地域農産物の販売の拡大及び農業者の安定的な就業の機会の確保

六 地域の農業者の振興を図るために地域の農業者が相互に連携して行う共同給水施設及び共同排水施設、日常生活に必要な物資の販売施設その他生活の利便の増進に資する共同利用施設の整備等による良好な生活環境の確保等の促進に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、地域の農業者の振興に必要事項

3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本構想に適合するよう定めなければならない。

4 市町村は、市町村計画を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県地域農業振興会議の意見を聴くものとする。

5 市町村は、市町村計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 市町村は、市町村計画を定めるときは、直ちに、農林水産大臣にこれを提出しなければならない。

7 農林水産大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があつた場合においては、直ちに、その

の内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

8 第一項及び第四項から前項までの規定は、市町村計画の変更について準用する。

(市町村地域農業振興年度別計画)

第六条 市町村は、毎年度、市町村地域農業振興会議の議を経て、市町村計画の実施のため必要な事業について市町村地域農業振興年度別計画(以下「市町村年度別計画」という。)を定めるものとする。

2 前条第五項から第七項までの規定は市町村年度別計画の策定について、前項及び同条第五項から第七項までの規定は市町村年度別計画の変更について、それぞれ準用する。

(都道府県地域農業振興計画)

第七条 都道府県は、地域農業振興目標及び対策に基づき、当該都道府県における地域の農業者の振興を図るため、都道府県地域農業振興会議の議を経て、五年を一期とする都道府県地域農業振興計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県計画は、第五條第二項各号に掲げる事項について当該都道府県が市町村計画を定め、市町村に協力して講じようとする措置の計画とする。

3 都道府県は、都道府県計画を定めようとするときは、関係市町村の同意を得なければならない。

4 第五條第三項及び第五項から第七項までの規定は都道府県計画の策定について、第一項及び同条第五項から第七項までの規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

(都道府県地域農業振興年度別計画)

第八条 都道府県は、毎年度、都道府県地域農業振興会議の議を経て、都道府県計画の実施のため必要な事業について都道府県地域農業振興年度別計画(以下「都道府県年度別計画」という。)を定めるものとする。

2 第五條第五項から第七項までの規定は都道府

県年度別計画の策定について、前項及び同条第五項から第七項までの規定は都道府県年度別計画の変更について、それぞれ準用する。

(全国地域農業振興会議)

第九条 農林水産省に、全国地域農業振興会議(以下「全国会議」という。)を置く。

2 全国会議は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、地域の農業の振興に関する重要事項を調査審議する。

3 全国会議は、地域の農業の振興に関する重要事項について内閣総理大臣、農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることが出来る。

4 全国会議は、次に掲げる者のうちから農林水産大臣が任命する委員四十人以内で組織する。

一 農業者を代表する者
二 地域農業関連事業者を代表する者
三 消費者を代表する者
四 都道府県地域農業振興会議の委員
五 地域の農業の振興に関し学識経験のある者

5 前項に規定する委員の任命は、同項第一号に掲げる者に係る委員にあっては農業者の組織する団体の推薦に基づいて、同項第二号に掲げる者に係る委員にあっては地域農業関連事業者の組織する団体の推薦に基づいて、同項第三号に掲げる者に係る委員にあっては消費者団体の推薦に基づいて、同項第四号に掲げる者に係る委員にあっては各都道府県の都道府県地域農業振興会議の協議による推薦に基づいて行うものとする。

6 全国会議は、その所掌事務を遂行するために必要があるとき、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

7 第四項及び第五項に規定するもののほか、全国会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県地域農業振興会議)

第十条 都道府県に、都道府県地域農業振興会議(以下「都道府県会議」という。)を置く。

2 都道府県会議は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における地域の農業の振興に関する重要事項を調査審議する。

3 都道府県会議は、当該都道府県における地域の農業の振興に関する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べることが出来る。

4 都道府県会議は、次に掲げる者のうちから都道府県知事が任命する委員三十五人以内で組織する。

一 農業者を代表する者
二 地域農業関連事業者を代表する者
三 消費者を代表する者
四 市町村地域農業振興会議の委員
五 地域の農業の振興に関し学識経験のある者

6 前条第五項の規定は、前項第一号から第四号までに掲げる者に係る委員の任命について準用する。この場合において、同条第五項中「各都道府県の都道府県地域農業振興会議」とあるのは、「各市町村の市町村地域農業振興会議」と読み替へるものとする。

6 前条第六項の規定は、都道府県会議について準用する。

7 第四項及び第五項に規定するもののほか、都道府県会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村地域農業振興会議)

第十一条 市町村に、市町村地域農業振興会議(以下「市町村会議」という。)を置く。ただし、その区域内において農業が行われていない市町村には、市町村会議を置かない。

2 その区域内の耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地の面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものは、市町村会議を置かないことができる。

第一類第八号 農林水産委員会議録第十号 平成五年四月十四日

四三

3 市町村会議は、その法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市町村長の諮問に依り、当該市町村における地域の農業の振興に関する重要事項を調査審議する。

4 市町村会議は、当該市町村における地域の農業の振興に関する重要事項に関し、市町村長に意見を述べることができる。

5 市町村会議は、次に掲げる者のうちから市町村長が任命する委員二十五人以内で組織する。

一 農業者を代表する者

二 地域農業関連事業者を代表する者

三 消費者を代表する者

四 地域の農業の振興に関し学識経験のある者

五 当該市町村の職員

6 第九条第五項の規定は、前項第一号から第三号までに掲げる者に係る委員の任命について準用する。

7 第九条第六項の規定は、市町村会議について準用する。

8 第五項及び第六項に規定するもののほか、市町村会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(交付金)

第十二条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県及び市町村に対し、都道府県年度別計画及び市町村年度別計画に基づく事業の実施に要する経費に充てらるため、交付金を交付する。

(国等の援助)

第十三条 国は都道府県に対し、国及び都道府県は市町村に対し、それぞれ、都道府県計画及び都道府県年度別計画又は市町村計画及び市町村年度別計画の策定のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第十四条 国、都道府県及び市町村は、農業者、地域農業関連事業者及び消費者団体に対し、都道府県年度別計画又は市町村年度別計画の達成のため必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行うよう努めなければならない。

附則

この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第九条から第十一号までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

農業がその営まれる地域の自然的経済的社会的諸条件に応じ健全に発展するためには、地域の農業が、地域の農業者の自主的な意向に基づき、かつ、地域の農業者相互の又は地域の農業者と地域農業関連事業者若しくは消費者団体との連携を基礎とし、地域の諸資源を活用して行われることが不可欠であることにかんがみ、地域農業振興会議の設置、市町村地域農業振興計画等の策定及び当該計画等に基づく事業の実施に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講じ、地域の農業の振興を図るために地域の農業者が相互に又は地域農業関連事業者若しくは消費者団体と連携して行う自主的な努力を総合的かつ計画的に助長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約二百二十一億円の見込みである。

中山間地域等農業振興法案

中山間地域等農業振興法

(目的)

第一条 この法律は、中山間地域等において、農業を営む上での自然的経済的社会的諸条件が不利なため、農業者の減少及び耕作放棄地の増加が著しく、農業の継続及び農村における地域社会の維持が困難となっている現状にかんがみ、市町村が中山間地域等において農業を営む者に交付する奨励金に充てるための中山間地域等農業経営奨励交付金等の交付及び市町村等が市町

村年度別計画等に基づき行う事業であつて中山間地域等の農業の振興に寄与するものに要する費用に充てるための特別の交付金の交付等の措置を講じ、もつて中山間地域等における農業の継続及び中山間地域等の農村における地域社会の維持を図り、あわせて国土の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中山間地域等」とは、農業を営む上での自然的経済的社会的諸条件が不利なためその区域内の農業の継続及び農村における地域社会の維持が困難となっている平地の少ない地域その他の地域として次の各号に定める地域に該当する地域をいう。

一 政令で定める区域をその区域とする地域

(以下「政令で区分した地域」という。)

その区域内にある農地で営まれる農業から生ずる所得の総額をその区域内にある農地の面積で除して得た数値(以下「単位面積当たりの農業所得額」という。)が政令で定める数値未満のもの

二 政令で区分した地域で次に掲げる数値が政令で定める数値を超えるもの

イ その区域内にある耕作が放棄されている農地で政令で定めるものの面積をその区域内にある農地の面積で除して得た数値(以下「耕作放棄地率」という。)

ロ その区域内にある農地(耕作が放棄されている農地を除く。以下同じ。)で高齢者が農業を営んでいるものとして政令で定めるものの面積をその区域内にある農地の面積で除して得た数値(以下「高齢者営農地率」という。)

ハ その区域内にある小規模な農業集落(農業上形成されている集落として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)として政令で定めるものの数値をその区域内にある農業集落の数で除して得た数値(以下「小規模農業集落率」という。)

2 この法律において「特定市町村」とは、中山間地域等の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村をいう。

3 この法律において「農業」とは、耕作の業務(これに付随する業務を含む。)をいう。

4 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

5 この法律において「都道府県年度別計画」とは、地域農業振興法(平成五年法律第 号)第八号第一項に規定する都道府県地域農業振興年度別計画をいう。

6 この法律において「市町村年度別計画」とは、地域農業振興法第六号第一項に規定する市町村地域農業振興年度別計画をいう。

(中山間地域等農業経営奨励交付金等の交付)

第三条 国は、特定市町村に対し、当該市町村の区域内の中山間地域等における農業の継続及び中山間地域等の農村における地域社会の維持を図るため当該市町村が中山間地域等において農業を営む者に交付する奨励金で政令で定めるものに充てるため、予算の範囲内において、中山間地域等農業経営奨励交付金を交付するものとする。

2 国は、特定市町村に対し、当該市町村の区域内の中山間地域等における環境保全型農業(自然環境の保全に資する農業として政令で定めるものをいう。以下同じ。)の普及を図るため当該市町村が中山間地域等において環境保全型農業を営む者に交付する奨励金で政令で定めるものに充てるため、予算の範囲内において、中山間地域等環境保全型農業奨励交付金を交付するものとする。

(中山間地域等農業経営奨励交付金等の金額)

第四条 中山間地域等農業経営奨励交付金の金額は、特定市町村ごとに、当該中山間地域等の区域内にある農地の面積並びに当該中山間地域等の単位面積当たりの農業所得額、耕作放棄地率、高齢者営農地率及び小規模農業集落率を勘案して政令で定めるところにより算定した金額とする。

る。

2 中山間地域等環境保全型農業奨励交付金の金額は、特定市町村ごとに、当該中山間地域等の区域内にある農地であつて当該市町村が環境保全型農業が営まれるものとして農林水産省令で定めるところにより確認したものの面積及び当該中山間地域等の単位面積当たりの農業所得額から当該農地で営まれる環境保全型農業から生ずる所得の総額を当該農地の面積で除して得た数値を控除して得た数値を勘案して政令で定めるところにより算定した金額とする。

3 前項の金額を定めるに当たっては、水道用水の水源の水質の保全に資するように配慮するものとする。

(中山間地域等特別交付金)

第五條 国は、都道府県又は市町村に対し、当該都道府県又は市町村が都道府県年度別計画又は市町村年度別計画に基づく事業であつて中山間地域等の農業の振興に寄与すると認められるものの実施に要する経費に充てるため、地域農業振興法第十二条の規定により交付金を交付するほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、特別の交付金を交付する。

(地方債についての配慮)

第六條 都道府県又は市町村が前条に規定する事業で政令で定めるものの実施に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都道府県又は市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(減価償却の特例)

第七條 中山間地域等において都道府県年度別計画又は市町村年度別計画に照らして適切と認められる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した農業者、農業に関連する事業を営む者又は消費者の組織する団体があるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は制作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法(昭

和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六條第二項の規定により、都道府県又は市町村が、中山間地域等において都道府県年度別計画又は市町村年度別計画に照らして適切と認められる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した農業者、農業に関連する事業を営む者又は消費者の組織する団体について、その事業に係る機械及び装置又はその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税その他の政令で定める地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該都道府県又は市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該都道府県又は市町村の当該各年度の減収額(固定資産税その他の政令で定める地方税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り、そのうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該都道府県又は市町村の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(報告の徴収)

第九條 農林水産大臣は、中山間地域等農業経営奨励交付金又は中山間地域等環境保全型農業奨励交付金を交付するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、中山間地域等において農業を営む者に対し、その業務に関する報告をさせることができる。

(罰則)

第十條 前条の規定による報告をせず、又は虚偽

の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この法律は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この法律は、平成十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

理 由

中山間地域等において、農業を営む上での自然的経済的社会的諸条件が不利なため、農業者の減少及び耕作放棄地の増加が著しく、農業の継続及び農村における地域社会の維持が困難となつていく現状にかんがみ、市町村が中山間地域等において農業を営む者に交付する奨励金に充てるための中山間地域等農業経営奨励交付金等の交付及び市町村等が市町村年度別計画等に基づき行う事業であつて中山間地域等の農業の振興に寄与するものに要する費用に充てるための特別の交付金の交付等の措置を講じ、中山間地域等における農業の自然的経済的社会的諸条件に関する不利を早急に補正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約三百九十一億円の見込みである。

平成五年四月二十八日印刷

平成五年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P